自動車リサイクル法
（使用済自動車の再資源化等に関する法律）
の本格施行に向けて

関係事業者向け御説明資料

（第２回全国説明会資料）

経済産業省

環　境　省

目　　次

第１章：総　論

１．自動車リサイクル法の施行スケジュール ---------- ３
２．自動車リサイクル法の目的 ---------- ４
３．自動車リサイクル法の概要 ---------- ５

第２章：関連事業者の登録・許可と行為義務について（使用済自動車等の流れ）

１．引取業者の位置付け（登録・行為義務）---------- １３
２．フロン類回収業者の位置付け（登録・行為義務）---------- １７
３．解体業者の位置付け（許可・行為義務）---------- ２０
　※解体業に係る許可基準等の詳細について
４．破砕業者の位置付け（許可・行為義務）---------- ３８
　※破砕業に係る許可基準等の詳細について
５．全部再資源化認定（法第３１条認定）について ---------- ５１

第３章：リサイクルに必要な費用について（リサイクル料金等の流れ）

１．リサイクル料金等の概要 ---------- ５５
２．リサイクル料金等の具体的預託方法---------- ５７
３．リサイクル料金等の扱いについて ---------- ６５

第４章：電子マニフェスト（移動報告）制度について（情報の流れ）

１．電子マニフェスト（移動報告）制度の趣旨 ---------- ７１
２．電子マニフェスト（移動報告）制度の概要 ---------- ７２

第５章：自動車製造業者等の役割（認定制度・行為義務）について

１．認定制度等 ---------- ８９
２．行為義務等 ---------- ８９

第６章：参考資料---------- ９３

第７章：自動車リサイクル法法令集 ---------- １０５

第１章

総　論

第1章：総　論

１．自動車リサイクル法の施行スケジュール

平成１４年７月　　自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）成立

１５年６月　　資金管理法人、情報管理センター、指定再資源化機関の３機能について、（財）自動車リサイクル促進センターを指定済み。

１５年８月　　政省令の大部分を策定済み。

１６年７月１日　法律第二段階施行（許可の開始）

※３ヶ月以内に解体業・破砕業の許可申請（廃棄物処理法の業の許可を受けている場合は届出）が必要

１７年１月１日　本格施行（行為義務、ﾘｻｲｸﾙ料金等の預託義務等が発生）

（２月１日）国土交通省等における登録・車検時のﾘｻｲｸﾙ料金等の預託確認業務開始

※第２回全国説明会を平成１５年９～１０月に全国各都道府県で開催。今後本格施行に向けて、順次関連事業者向け説明会及び自動車所有者向け広報を拡充していく予定。平成１６年の春先には、更に詳細な実務についての説明会を予定。

２．自動車リサイクル法の目的

(1)年間約４００万台（中古車輸出も含めれば約５００万台）排出される使用済自動車は、有用金属･部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきた。

我が国における使用済自動車の流れとリサイクル率の現状

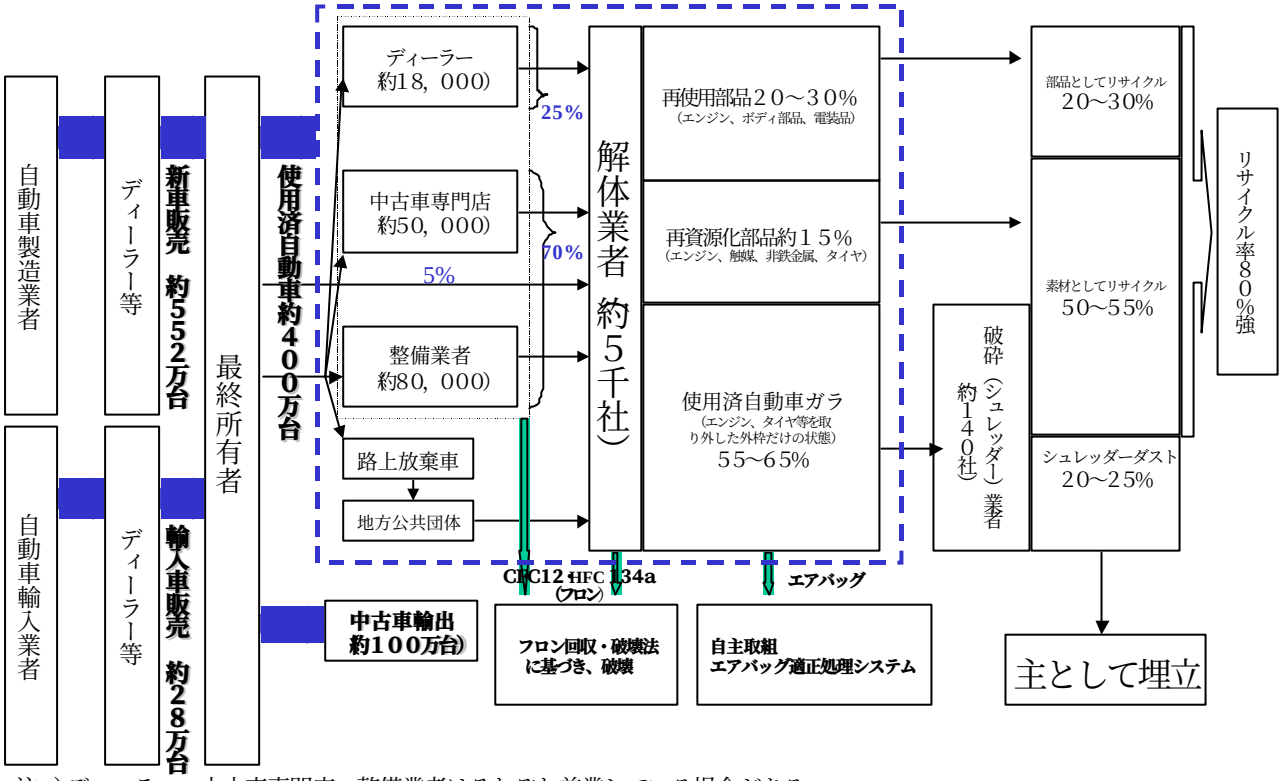

注1)ディーラー、中古車専門店、整備業者はそれぞれ兼業している場合がある。
注2)我が国における現在の自動車保有台数は、約7，４００万台。

(2)他方、<u>産業廃棄物最終処分場の逼迫により使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が高まっている</u>。

また、最終処分費の高騰と鉄スクラップ価格の低迷によって使用済自動車の逆有償化（処理費を払って引き渡す状況）が進展しており、近年、<u>従来のリサイクルシステムは機能不全に陥りつつあって、不法投棄･不適正処理の懸念も生じている状況</u>。

※産業廃棄物の最終処分場の残余年数
　３．９年（首都圏では１．２年）（平成１３年４月１日：環境省）
※最終処分費の高騰
　首都圏では約１万５千円／ﾄﾝ（平成８年）→　約３万円／ﾄﾝ（平成１３年）
※鉄スクラップ価格の低迷
　２万円超／トン（昭和６０年）　→　１万円未満／トン（平成１２年９月）

使用済自動車の不法投棄、野積み状況調査結果
（平成１３年８月、環境省）

保管基準違反（野積み）等の台数	９２，１１８（２３，３４０）
不法投棄等の台数	３３，９５８（１２，１９２）
計	１２６，０７６（３５，５３２）

※表中の（　）内は離島分を示す。

(3)このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより使用済自動車のリサイクル･適正処理を図るため、新たなリサイクル制度を構築することが必要。

３．自動車リサイクル法の概要

(1) 基本的考え方

①これまで静脈インフラを担ってきた現在の関連事業者の役割分担を前提としつつ、従来のリサイクルシステムが機能不全となる主要因であるシュレッダーダスト、及び新たな環境課題であるフロン類、エアバッグ類への対応を行う。

→市場原理に基づいた使用済自動車のリサイクル・適正処理の持続的な取組みの環境整備を図るとともに、自動車製造業者等における適正な競争原理が働く仕組みとする。

②使用済自動車から生じる最終埋立処分量の極小化を図る。
→自動車製造業者等にシュレッダーダスト等のリサイクル義務

③不法投棄の防止に資する仕組みとする。

→・関連事業者は都道府県等の登録・許可制
・使用済自動車等の引取り・引渡し義務
・電子マニフェスト（移動報告）制度の導入
・リサイクル料金等の新車時（車検時）預託
・自動車重量税還付制度の導入　　等

④既存制度との円滑な接合を図る。
・廃棄物処理法
・フロン回収破壊法

(2)自動車リサイクル法の全体概要

【１．使用済自動車等の流れ】

(1)「拡大生産者責任」の考え方に基づき、自動車製造業者等（輸入業者を含む）が自らが製造・輸入した自動車が使用済みとなった場合に、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類を引き取ってリサイクル（フロン類については破壊）を行う義務を負う。

(2)これまで静脈インフラを担ってきた関連事業者は全て都道府県知事等の登録・許可制となり、役割分担の下、使用済自動車等の引取り・引渡し義務や一定の行為義務を負う。

【２．リサイクル料金等の流れ】

(1)自動車製造業者等（輸入業者を含む）が行うシュレッダーダスト、エアバッグ類の再資源化とフロン類の破壊に必要な費用に関しては、リサイクル料金として自動車所有者（自動車を所有する法人も含まれる）にその負担を求める。あわせて情報管理料金と資金管理料金についても自動車の所有者の負担となる。

※各事業者や最終所有者間での使用済自動車等の引取り・引渡しの際の対価の額については、当事者間で決定される。（本法によりシュレッダーダストの処分費用などの近年の逆有償化の主要因が解消されることになるため、リサイクルルートにおける使用済自動車等の概ね有価での流通の実現が期待される）

(2)リサイクル料金は予め各自動車製造業者等（輸入業者を含む）が定め、公表。これにより自動車製造業者等間の競争が生じ、リサイクル容易な自動車の設計・製造やリサイクル料金の低減が図られることを想定。不適切な料金設定に対しては国が是正を勧告・命令。

(3)リサイクル料金等は、自動車が不法投棄された場合の環境負荷の大きさや、収受コスト、負担感等を勘案して、自動車所有者が原則新車販売時（既販車については車検時まで）に資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）に預託する制度。国土交通大臣等が登録・車検手続時にこれを確認。

(4)自動車製造業者等（輸入業者を含む）の倒産・解散による滅失等を防ぐため、リサイクル料金等は資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）が管理し、自動車製造業者等はシュレッダーダスト等のリサイクルにあたりリサイクル料金の払渡しを請求する。

【３．情報の流れ】

(1)電子マニフェスト(移動報告)制度を導入し、使用済自動車等が各工程の事業者間で適切に引取り・引渡しされていることを確認できる情報管理システムを構築。

(2)具体的には、登録・許可を得ている各関連事業者が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際に、その旨を情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に原則パソコン等からインターネット上で接続して報告する制度とし、マニフェスト情報を一元的に管理。

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

通称 :自動車リサイクル法)

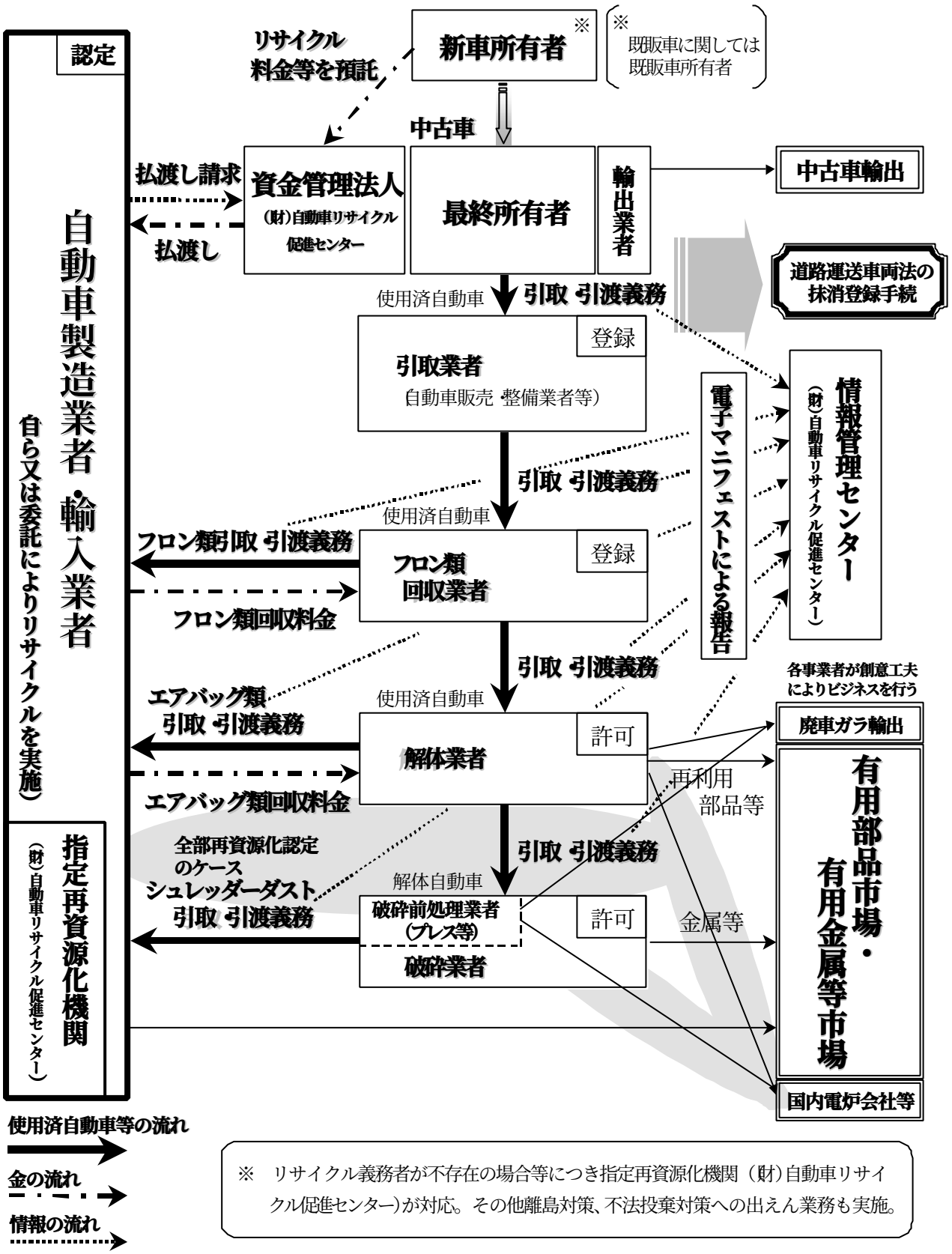

※　リサイクル義務者が不存在の場合等につき指定再資源化機関（財）自動車リサイクル促進センター)が対応。その他離島対策、不法投棄対策への出えん業務も実施。

(3)自動車リサイクル法の対象自動車［法第２条第１項、第２項関係］

○自動車リサイクル法の対象となる自動車は、次に掲げるものを除く全ての自動車　（トラック・バスなどの大型車、特種自動車、ナンバープレートの付いていない構内車も含むことに留意。）

＜対象外となる自動車＞
・被けん引車
・二輪車（原動機付自転車、側車付のものを含む）
・大型特殊自動車、小型特殊自動車
・その他政省令で定めるもの（農業機械、林業機械、スノーモービル、公道を走らないレース用自動車、自衛隊の装甲車、公道を走らない自動車製造業者等の試験・研究用途車、ホイール式高所作業車、無人搬送車）

○また、対象となる自動車のうちでも次に掲げる架装物部分については、破砕業者で処理されることが少なく、かつ載せ替えや別用途での利用などにより再利用される場合も多いとの理由から、シュレッダーダスト、カーエアコン用フロン類及びエアバッグ類に焦点をあてている自動車リサイクル法においては対象外としている。
　架装物は多種多様であるため、具体的にどのような架装物が自動車リサイクル法の対象外となるのかについて、今後（社）日本自動車工業会及び（社）日本自動車車体工業会とも連携してガイドラインを策定する予定。

＜対象外となる架装物＞
・保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置
・コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置
・土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置
・トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置

※これらの架装物がキャブ付きシャシ部分と一緒に解体される場合には、架装物部分は自動車リサイクル法の外での対応ということになるため、自動車リサイクル法の登録・許可業者には法律上の引取義務はなく、シュレッダーダスト分のリサイクル料金の対象ともならない。この場合、一般的な廃棄物処理法上のルール（廃棄物処理法の業の許可やマニフェスト制度等）に従って処理がなされることに留意。

※架装物の適正処理を推進するため、解体マニュアルの策定、材料表示、適正処理ネットワークの整備、解体容易設計の推進などについて（社）日本自動車工業会及び（社）日本自動車車体工業会が自主取組みを推進中。

○平成１７年１月１日以降新たに引取業者に引き渡された自動車から、自動車リサイクル法の対象となる〔法附則第２条関係〕。なお、平成１６年１２月３１日までに引取業者に引き渡された自動車がフロン類を冷媒としたカーエアコンを搭載している場合には、平成１７年１月１日以降も（旧）フロン回収破壊法の仕組みに従う必要がある。

(4)自動車リサイクル法と他法との関係

１）自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係〔法第１２１～１２４条関係〕

○使用済自動車等（使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト、エアバッグ類）は、自動車リサイクル法の規定により、その金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物として扱われることになる。（ただし、取り外した部品等や電炉会社等に引き渡される解体自動車（廃車ガラ）については、一般的な廃棄物処理法の考え方に基づくことになるため、有価での引渡しであれば原則廃棄物にはあたらない）

○自動車リサイクル法の登録・許可業者については、使用済自動車等の運搬・処理にあたって廃棄物処理法の業の許可は不要。事業所所在地の都道府県知事等の登録・許可を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能。
　ただし、運搬・処理にあたっては廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準には従う必要あり。

○登録・許可業者は、次の工程となる登録・許可業者に使用済自動車等を引き渡す義務があるが、廃棄物処理法に基づく委託契約書締結義務はない（ただし、委託契約書の自主的な締結は当然に可能）。
　また、この場合には、使用済自動車等の引取り・引渡しについては、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度が適用されるため、廃棄物処理法上の産業廃棄物マニフェストや従来の使用済自動車用マニフェストは不要となる。

○他方、次工程への使用済自動車等の運搬を他者に委託して行う場合には、廃棄物処理法の収集運搬業の許可（産廃・一廃どちらでも可）を有する事業者に委託することが必要（産業廃棄物であれば、廃棄物処理法上のマニフェストは不要であるが、廃棄物処理法に基づく委託契約書は必要）。
　※また、自動車リサイクル法の登録・許可業者であっても使用済自動車等以外の廃棄物を扱う場合には当然に廃棄物処理法の業の許可が必要。

２）自動車リサイクル法とフロン回収破壊法（カーエアコン部分は平成１４年１０月から施行中）との関係〔法附則第３条、第４条、第１８条、第１９条関係〕

○フロン回収破壊法（カーエアコン部分）については、その枠組みが原則そのまま自動車リサイクル法に引き継がれ、使用済自動車全体として一体的に扱われることとなる。

○フロン回収破壊法の登録第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者は、自動車リサイクル法の引取業者、フロン類回収業者の地位（標識を掲示する必要あり）に自動的に移行することとなる。

○登録業者の行為義務等についても原則フロン回収破壊法の仕組みを引き継ぐこととなるが、フロン券による費用徴収方法は自動車リサイクル法による費用徴収方法に一本化され（フロン券制度は廃止）、フロン類管理書についても廃止され、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度に一本化される。
　※ただし、平成１６年１２月３１日までに引取業者に引き渡された自動車がフロン類を冷媒としたカーエアコンを搭載している場合には、平成１７年１月１日以降もフロン類管理書やフロン券などの（旧）フロン回収破壊法の仕組みに従う必要があることに留意。

≪メモ欄≫

第２章

関連事業者の登録・許可と行為義務について
（使用済自動車等の流れ）

第２章：関連事業者の登録・許可と行為義務について
（使用済自動車等の流れ）

○既存の静脈インフラを最大限に活用することを前提に関係者の役割分担を以下のように明確化。複数の種類の事業を行う事業者は、それぞれの登録・許可が必要であることに留意が必要。

○無登録・無許可業者には厳罰あり。また、登録・許可を有する適正な事業者への引渡しやリサイクル等の各種行為義務を遵守しない関連事業者については、都道府県知事等の指導、勧告、命令により是正。悪質な事業者は登録・許可取消や罰則を課されることとなる。

〔法第１９条、第２０条、第４９条（第５９条）、第６６条（第７２条）、第８章等関係〕

※無登録・無許可営業の場合、自動車リサイクル法上は１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金。自動車リサイクル法の登録・許可を受けていれば廃棄物処理法の業許可が不要となる制度であるため、廃棄物処理法の業許可を受けていないのであれば、廃棄物処理法上の無許可営業として５年以下の懲役又は１千万円以下の罰金。

１．引取業者の位置付け（登録・行為義務）

◇自動車所有者から使用済自動車を引き取る業者は、引取業者として都道府県知事等に登録することが必要。登録がない事業者は使用済自動車を引き取ることができない。（新車・中古車販売業者、整備業者、直接引取りを行う解体業者等が引取業者となることを想定）

→自動車所有者から使用済自動車を引き取りフロン類回収業者又は解体業者に引き渡すリサイクルルートに乗せる入口の役割。（解体にまわすことになる使用済自動車としてではなく中古車として引き取ることは自由。引取業者の段階で使用済自動車・中古車のいずれであるかを線引きすることが極めて重要。）

(1)登録制〔法第３章第１節関係〕

○引取業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長の登録制。使用済自動車を業として引き取るには、事業者ごと自治体ごとに所定の様式に従って登録申請を行って登録を受けることが必要。５年ごとの更新。

○登録要件は、カーエアコンにフロン類が含まれているか否かを確認する体制などフロン回収破壊法に準ずるもの（フロン回収破壊法又は廃棄物処理法上の違反による罰金刑や登録取消後２年を経過していないこと等の欠格要件に該当しないことも必要）。

○フロン回収破壊法で第二種特定製品引取業者の登録を受けている事業者は、自動車リサイクル法の引取業者に自動的に移行。〔法附則第３条関係〕

ただし、フロン回収破壊法では、都道府県・政令市ごと事業所ごとの登録であったが、自動車リサイクル法では都道府県・保健所設置市ごと事業者ごとの登録となる。このため、自動車リサイクル法施行までに登録番号の振り直しなどの事務的な整理があることに留意。

この場合、次の更新は、フロン回収破壊法の第二種特定製品引取業者の登録日（複数事業所がある場合には、そのうち最も早い登録日）から起算して５年後となる。

○自動車リサイクル法の登録を受けていれば、自動車リサイクル法対象自動車に関しては廃棄物処理法の業の許可は不要（事業所所在地の都道府県知事等の登録を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能）。

〔法第１２２条第１項関係〕

○登録事項に変更があるときは、所定の様式に各種添付書類を添えて変更届出が必要（今後は、役員の変更も変更事由となる）。

○平成１７年１月１日の本格施行日以降、事業所ごとに、標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要あり。標識は、タテ・ヨコ各２０ｃｍ以上の大きさで、引取業者であること、氏名又は名称、登録番号を記載したものであることが必要。

※実務上は、例えば引取業者とフロン類回収業者を兼ねて１つの標識とすることや複数の登録番号を１つにまとめた標識とすることについても差し支えなく、Ａ４版以上の大きさであれば都道府県知事等からの登録通知書や許可証自体を公衆の見やすい場所に掲示することでも足りるものとなる。

(2)行為義務（平成１７年１月１日から適用）

○使用済自動車の引取りの際にはリサイクル料金等が資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）に預託されている旨の確認が必要。預託がされていない場合は、引取業者がリサイクル料金等の収受を行う実務を想定。（実務の詳細は第３章２．(3)引取時預託の記述を参照）〔法第９条関係〕

※預託確認は、電子マニフェスト制度での報告と同じシステムを利用して資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）にアクセスし、エアバッグ類やフロン類の装備の確認をしつつ行うことになるが、実務上は最終所有者が有しているリサイクル料金等の預託証明書（リサイクル券）についても活用することが想定される。

○自動車所有者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務あり。〔法第９条関係〕

＜正当な理由＞

イ）天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合（例えば、事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定）

ロ）使用済自動車に異物が混入している場合（他のゴミが詰められている場合を想定）

ハ）使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合（例えば、大量一括持ち込みの要請がある場合や乗用車販売店に大型商用車が持ち込まれる場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合を想定）

二）使用済自動車の引取りの条件が通常の取引の条件と著しく異なるものである場合

例えば、

・使用済自動車等の引取りの際の車両本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行（地域性についても考慮したもの）と著しく異なるものである場合
・極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
・引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に使用済自動車等が置いていかれてしまう場合

ホ）使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（法令の規定には、自動車リサイクル法も含まれる。その他例えば、盗難車と分かっていての引取りなども想定）

※なお、リサイクル料金等の預託がされておらず、最終所有者にリサイクル料金等の支払いを求めても支払わない場合も引取拒否事由となる。

○使用済自動車の引取りを行ったときは、最終所有者（車検証上の最終所有者とは必ずしも一致しない）に引取りの書面（引取証）を交付する義務あり〔法第８０条関係〕。これは、引取りの証明及び最終所有者が後々使用済自動車に関する電子マニフェスト情報を引取業者に対し照会することを可能とするためのものであり、使用済自動車１台ごとに、引取後遅滞なく、間違いのないように交付することが必要。

引取りの書面（引取証）の必要記載事項は、以下のとおり。

・引取業者名、登録番号、事業所名・所在地・電話番号
・使用済自動車の車台番号
・引取りを求めた者（最終所有者）名
・引取年月日
・リサイクル料金等（ﾘｻｲｸﾙ料金＋情報管理料金）の額

※実務的には資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）が発行する預託証明書（リサイクル券）の一部が上記引取証として活用可能となるよう仕組みを構築する方向。

※相手方に方法を提示して書面又は電子情報での事前承諾を得れば、書面の交付に代えて、電子メール又は引取業者が作成したＷｅｂサイトから最終所有者がダウンロードするという形で情報通信の技術を利用して伝えることも可能。

○フロン類が充填されたカーエアコン搭載の有無を確認し、搭載されている場合はフロン類回収業者へ、搭載されていない場合は解体業者へ引き渡す義務あり〔法第１０条関係〕。

フロン類回収業者・解体業者にも引取義務があるが、正当な理由がある場合には引取拒否される可能性があることに留意。

○電子マニフェスト制度（詳細は第４章参照）を利用して、使用済自動車の引取り・引渡しから３日以内に情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行う義務あり。

〔法第８１条第１項・第２項関係〕

○使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要だが、廃棄物処理基準に従う必要あり。〔法第１２２条第７項関係〕

(3)抹消登録・自動車重量税還付制度について

○自動車リサイクル法の施行と同時期に、改正道路運送車両法（抹消登録関係部分）が施行され、さらに、使用済自動車の所有者から引取業者への円滑な引渡しを促すため自動車重量税の還付制度が導入〔法附則第１５条、第１６条関係〕される予定。

○現行の道路運送車両法においては、永久抹消登録（いわゆる１５条抹消）と一時抹消登録（いわゆる１６条抹消）があり（軽自動車については自動車検査証の返納）、一時抹消登録後に解体や中古車輸出がされた場合でも特段の手続きは必要とされていないところ。

その状況についても国土交通省等が把握することによって不法投棄等の抑制を図るため、改正道路運送車両法においては、永久抹消登録制度と一時抹消登録制度の双方を引き続き併存させつつ、一時抹消登録（軽自動車については自動車検査証の返納）が行われた後に解体や中古車輸出がされた場合にもその旨の届出を必要とする制度となっている（詳細はＰ９５参照）。

※解体届出については、具体的には、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度の情報において解体されたことが確認された後に解体届出を行うことが必要となる。

解体されたことの確認は、最終所有者が引取業者に対し情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に解体されたか否かを照会することを申し出、引取業者がこれをもとに回答することでなされるが、実務上は引取業者が解体届出手続を代行することも多いものと想定される。

※また、一時抹消登録を行わずに永久抹消登録を行う場合には、従来は解体業者の発行する解体証明やマニフェストのＢ２票が確認書類とされていたが、これについても制度が変更となり、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度の情報において解体されたことが確認された際に申請を行うこととなる。

○自動車重量税還付制度は、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度の情報において解体されたことが確認され、改正道路運送車両法上の解体届出（一時抹消登録を行わず永久抹消登録を行う場合は、その申請）がなされた場合、請求に応じて最終所有者（自動車検査証記載の所有者とは必ずしも一致しない）に対して車検残存期間に応じた還付を行うことを想定。

※上記解体届出等と自動車重量税還付の請求は同時に行われることが想定され、実務上は引取業者が双方の手続きを代行することも多いものと想定される。

※自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度と国土交通省等のシステムとの関係の概念図については、第４章Ｐ７４の図参照。

※抹消登録・自動車重量税還付制度ともに手続きの詳細等については、現在関係省庁において検討・調整中。

２．フロン類回収業者の位置付け（登録・行為義務）

◇使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を行う業者は、フロン類回収業者として都道府県知事等に登録することが必要（引取業者や解体業者が兼業することを主として想定）。

→フロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡す役割（自動車製造業者等にフロン類の回収費用を請求可能）。

(1)登録制〔法第３章第２節関係〕

○フロン類回収業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長の登録制。使用済自動車からのフロン類の回収を業として行うには、事業者ごと自治体ごとに所定の様式に従って登録申請を行って登録を受けることが必要。５年ごとの更新。

○登録要件は、適切なフロン類回収設備を有するなどフロン回収破壊法に準ずるもの（フロン回収破壊法又は廃棄物処理法上の違反による罰金刑や登録取消後２年を経過していないこと等の欠格要件に該当しないことも必要）。

○フロン回収破壊法で第二種フロン類回収業者の登録を受けている事業者は、自動車リサイクル法のフロン類回収業者に自動的に移行。〔法附則第４条関係〕

ただし、フロン回収破壊法では、都道府県・政令市ごと事業所ごとの登録であったが、自動車リサイクル法では都道府県・保健所設置市ごと事業者ごとの登録となる。このため、自動車リサイクル法施行までに登録番号の振り直しなどの事務的な整理があることに留意。

この場合、次の更新は,フロン回収破壊法の第二種フロン類回収業者の登録日(複数事業所がある場合には、そのうち最も早い登録日）から起算して５年後となる。

※なお、上記移行制度があるため、フロン回収破壊法においては、第二種フロン類回収業者の登録を早急に進める必要性から特例的に設けられていた「整備業者がフロン類回収業者として登録する場合の特例規定」が法律の規定上から存在しないことについても留意が必要。

○自動車リサイクル法の登録を受けていれば、自動車リサイクル法対象自動車に関しては廃棄物処理法の業の許可は不要（事業所所在地の都道府県知事等の登録を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能）。

〔法第１２２条第１項関係〕

○登録事項に変更があるときは、所定の様式に各種添付書類を添えて変更届出が必要（今後は、役員の変更も変更事由となる）。

○平成１７年１月１日の本格施行日以降、事業所ごとに、標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要あり。標識は、タテ・ヨコ各２０ｃｍ以上の大きさで、フロン類回収業者であること、氏名又は名称、回収しようとするフロン類の種類（CFC・HFC）、登録番号を記載したものであることが必要。

※実務上は、例えば引取業者とフロン類回収業者を兼ねて１つの標識とすることや複数の登録番号を１つにまとめた標識とすることについても差し支えなく、Ａ４版以上の大きさであれば都道府県知事等からの登録通知書や許可証自体を公衆の見やすい場所に掲示することでも足りるものとなる。

(2)行為義務（平成１７年１月１日から適用）

○引取業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務あり。〔法第１１条関係〕

＜正当な理由＞

イ）天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合（例えば、事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定）

ロ）使用済自動車に異物が混入している場合（他のゴミが詰められている場合を想定）

ハ）使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合（例えば、大量一括持ち込みの要請がある場合や乗用車販売店に大型商用車が持ち込まれる場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合を想定）

二）使用済自動車の引取りの条件が通常の取引の条件と著しく異なるものである場合

例えば、

・使用済自動車の引取りの際の車両本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行（地域性についても考慮したもの）と著しく異なるものである場合
・極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
・引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に使用済自動車が置いていかれてしまう場合

ホ）使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（法令の規定には、自動車リサイクル法も含まれる。その他例えば、盗難車と分かっていての引取りや高圧ガス保安法違反になる場合なども想定）

○使用済自動車を引き取ったときは、フロン類回収基準（フロン回収破壊法上の基準と同じもの）に従ってフロン類を回収し、自ら再利用する場合を除き、フロン類運搬基準（フロン回収破壊法上の基準と同じもの）に従って自動車製造業者等に（指定引取場所において引取基準に従って）引き渡す義務あり。

〔法第１２条、第１３条、第２２条等関係〕

※引取基準や指定引取場所については、相当程度現状のフロン回収破壊法における運用を踏襲した内容となることが想定されるが、引取基準の内容としては、例えば、どのような事務手続で引取りを行うかの方法（電子マニフェスト制度上の引渡報告との関係やボンベ番号又はパレット番号等を記載した書面の添付などを含む）やボンベ・パレットの大きさといった荷姿についての内容となることが想定される。

○フロン類の回収と指定引取場所までの運搬に要する費用について、自動車製造業者等が定めるフロン類回収料金の請求が可能（フロン回収破壊法と同様）。
〔法第２３条関係〕

※具体的手続きとして、現状のフロン回収破壊法と同様、運搬費についての着払方式の採用に加え、事前に事業者・事業所名と振込先情報を自動車製造業者等に登録しておき、自動車製造業者等が電子マニフェスト情報により個別の車台番号を把握することによって、（フロン類回収業者からの都度の請求を要せず）支払いがされる仕組みが想定される。

○フロン類を回収した使用済自動車は、解体業者へ引き渡す義務あり。解体業者にも引取義務があるが、正当な理由がある場合には引取拒否される可能性があることに留意。〔法第１４条関係〕

○電子マニフェスト制度（詳細は第４章参照）を利用して、使用済自動車の引取り・引渡しとフロン類の引渡しから３日以内に情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行う義務あり。
　また、毎年度終了後１月以内に、事業所ごとに、フロン類の再利用量等の以下の項目について情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に報告する義務あり。〔法第８１条第３～６項関係〕
（フロン回収破壊法において、第二種フロン類回収業者が年度終了後に都道府県等に再利用量等の報告を行う制度から、電子マニフェスト制度の枠組みを利用した制度に移行したもの）

＜毎年度、事業所ごとに定期報告が必要な項目＞

・年度内に自動車製造業者等又は指定再資源化機関（（財）自動車リサイクル促進センター）に引き渡したフロン類の種類（CFC・HFC）ごとの量（実務上は、自動車製造業者等及び指定再資源化機関における引取量が参考情報として電子マニフェスト制度のシステムで自動的に計算・表示されることを想定）

・年度内に再利用をしたフロン類の種類（CFC・HFC）ごとの量及び当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号
（剰余金となるリサイクル料金等を把握する観点から車台番号は必須であることが自動車リサイクル法上規定されているが、実務上は、電子マニフェスト制度のシステム上で、どの車台番号のフロン類を再利用したかをチェックしておく機能を設ける等の利便性ある措置を講ずることとする。）

・年度終了の日において保管していたフロン類の種類（CFC・HFC）ごとの量

○使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要だが、廃棄物処理基準に従う必要あり。〔法第１２２条第７項関係〕

３．解体業者の位置付け（許可・行為義務）

◇使用済自動車の解体を行う業者は、解体業者として都道府県知事等の許可を受けることが必要。

→使用済自動車のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行い、エアバッグ類（ガス発生器）を自動車製造業者等に引き渡す役割（エアバッグ類について自動車製造業者等に回収費用を請求可能）。

(1) 許可制（平成１６年７月１日から適用）〔法第３章第３節関係〕

→平成１６年７月１日から３ヶ月以内（９月末日まで）に許可申請（廃棄物処理法の業の許可を受けている場合には届出）が必要。

○解体業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長の許可制。使用済自動車（又は解体自動車）の解体を業として行うには、事業者ごと自治体ごとに様式に従って許可申請を行って許可を受けることが必要。５年ごとの更新制。

※使用済自動車を解体して部品取りを行う業者は、生活環境の保全等の観点から全て自動車リサイクル法の解体業の許可を受けることが必要。ただし、例えば、自動車所有者の依頼を受けてカーステレオ、カーナビ等の付属品を取り外す行為等については、業として使用済自動車の解体を行っているとまでは解釈されないものと考えられる。

○許可基準は、使用済自動車の流通・処理実態を踏まえ、生活環境の保全及びリサイクルを適切に実施する能力を担保する観点での必要最低限のものとして以下のとおりとなっている（ヒアリングやアンケートによる実態把握を踏まえて審議会において慎重な検討を行った結果）。

＜解体業の許可基準＞

Ⅰ．解体業を的確かつ継続して行うに足りる基準に適合すること
（詳細はＰ２５参照）

①事業の用に供する施設
－廃油等の流出防止等のため、コンクリート床面、油水分離装置、屋根等の設置を原則とする解体作業場を保有
－囲いがあり範囲が明確な使用済自動車等の保管場所の保有　　等

②申請者の能力
－解体手順等を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知すること
－事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと

Ⅱ．欠格要件に該当しないこと
（廃棄物処理法の産業廃棄物処理業の許可の欠格条件と同様のもの）

法人そのもの、役員及び本支店の代表者や契約締結権限のある使用人等が、禁錮以上の刑、廃棄物処理法その他の生活環境保全法令等の違反による罰金刑及び許可取消後から５年を経過していないこと、暴力団関係でないこと等。

○許可制度開始時（平成１６年７月１日）に解体業を行っており、かつ廃棄物処理法の業の許可を受けている事業者は、許可制度開始から３ヶ月以内（９月末日まで）に届出を行うことにより解体業の許可に移行可能。
許可制度開始時に解体業を行っているが廃棄物処理法の業の許可を受けていない事業者については、３ヶ月間は引き続き事業を行うことが可能であり、その間に少なくとも許可の申請までを行う必要がある。　〔法附則第５条関係〕

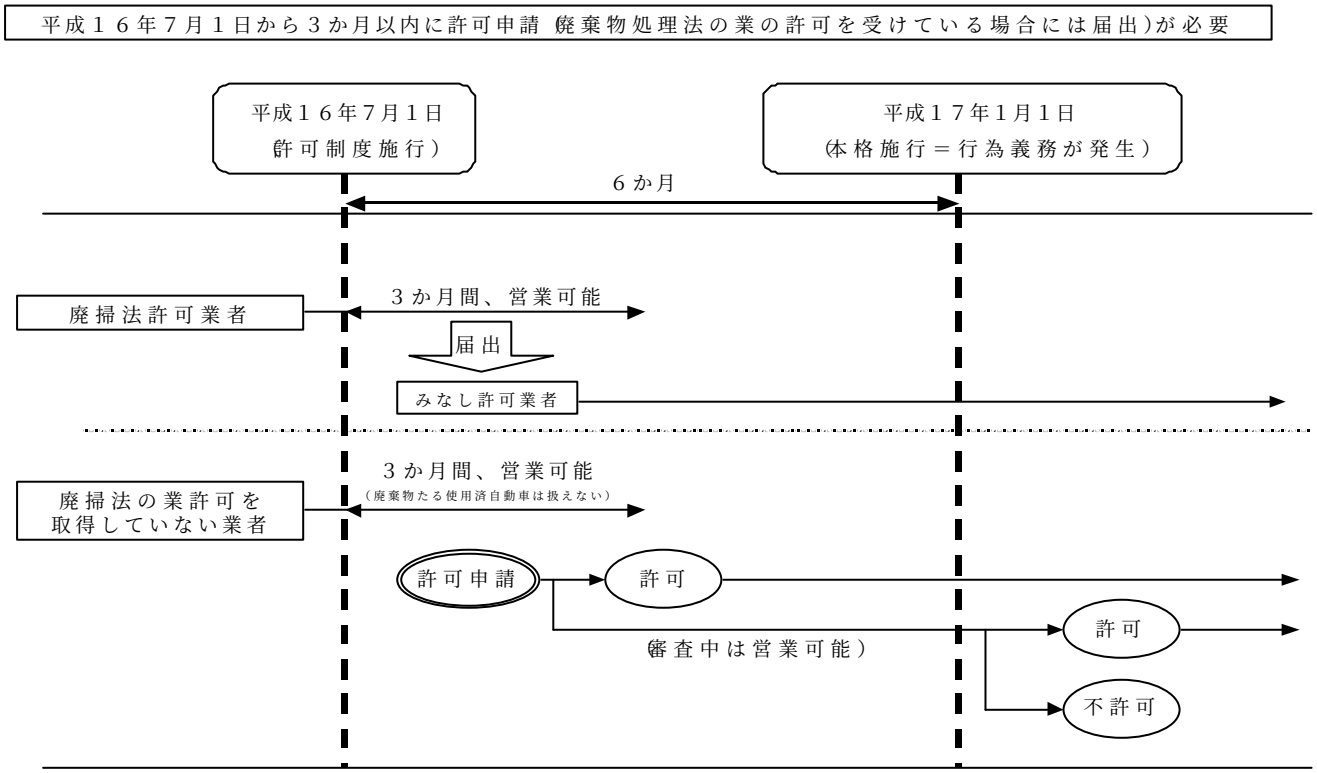

○自動車リサイクル法の解体業の許可を受けていれば、自動車リサイクル法対象自動車の再資源化に必要な行為（収集運搬・処理）について廃棄物処理法の業の許可は不要（事業所所在地の都道府県知事等の許可を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能）。〔法第１２２条第２項関係〕

○申請書記載事項が変更となる場合には、３０日以内に所定の様式に関係の添付書類を添えて変更届出することが必要。

○平成１７年１月１日の本格施行日以降、事業所ごとに、標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要あり。標識は、タテ・ヨコ各２０ｃｍ以上の大きさで、解体業者であること、氏名又は名称、許可番号を記載したものであることが必要。

※実務上は、例えば引取業者やフロン類回収業者の標識と兼ねて１つの標識とすることや複数の登録番号・許可番号を１つにまとめた標識とすることについても差し支えなく、Ａ４版以上の大きさであれば都道府県知事等からの登録通知書や許可証自体を公衆の見やすい場所に掲示することでも足りるものとなる。

(2)行為義務（平成１７年１月１日から適用）

○引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務あり。

〔法第１５条関係〕

＜正当な理由＞

イ）天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合（例えば、事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定）

ロ）使用済自動車に異物が混入している場合（他のゴミが詰められている場合を想定）

ハ）使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合（例えば、大量一括持ち込みの要請がある場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合を想定）

二）使用済自動車の引取りの条件が通常の取引の条件と著しく異なるものである場合

例えば、

・使用済自動車の引取りの際の本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行（地域性についても考慮したもの）と著しく異なるものである場合
・極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
・引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に使用済自動車が置いていかれてしまう場合
・普通乗用車しか引き取らない解体業者に大型商用車を引き取るよう要請された場合

ホ）使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（法令の規定には、自動車リサイクル法も含まれる。その他例えば、盗難車と分かっていての引取りなども想定）

○使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引き渡しする場合を除き、エアバッグ類（具体的には、運転席・助手席エアバッグのほか、サイド・カーテン式などのその他のエアバッグ及びシートベルトプリテンショナー等のインフレータ等（ガス発生器）部分）についての回収責任あり。

〔法第１６条第３項関係〕

以下の２つの方法のどちらかを選択可能。

①インフレータ等（ガス発生器）部分を取り外し回収して、自動車製造業者等に（指定引取場所において引取基準に従って）引き渡す方法

※引取基準の内容としては、例えば、どのような事務手続で引取りを行うかの方法（電子マニフェスト制度上の引渡報告との関係やパレット（ケース）に梱包されるエアバッグ類（ガス発生器）に係る自動車を特定する情報等（例えば車台番号）を記載した書面の添付などを含む）や荷姿として安全かつ効率的な運搬が可能なように自動車製造業者等が指定する専用パレット（ケース）に梱包しての引取りといったものになることが想定される。〔法第２２条関係〕

※指定引取場所については、引き渡す側の解体業者と自動車製造業者等の双方の利便性と社会的効率性を踏まえて自動車製造業者等により今後決定される。
　指定引取場所までは、解体業者が自ら又は廃棄物収集運搬業者に委託（委託の場合、廃棄物処理法に基づく契約書の締結が必要。廃棄物処理法上のマニフェストは不要）して運搬する必要があり、そのための利便性ある運搬業者ネットワークの構築も課題。

※エアバッグ類（ガス発生器）の取り外しと指定引取場所までの運搬に要する費用について、自動車製造業者等が定めるエアバッグ類回収料金の請求が可能〔法第２３条関係〕であるが、その具体的手続きとしては、事前に事業者・事業所名と振込先情報を自動車製造業者等に登録しておき、自動車製造業者等が電子マニフェスト情報により個別の車台番号を把握することによって、（解体業者からの都度の請求を要せず）支払いがされる仕組みが想定される。また、運搬費について着払方式も採用することにより、解体業者にとってより利便性のある仕組みが構築されることも想定される。

②（エアバッグ類の処理・再資源化の義務を有する）自動車製造業者等からの委託を受けての車上作動処理（使用済自動車に搭載されたままの状態での作動）

※車上作動処理は大きな作動音を伴うものであり、近隣の住居に近いなど個々の解体業者の周辺環境や作業場の状況によっては車上作動処理が困難な場合もある。
　このため、自動車製造業者等は、車上作動処理可能な環境にある解体業者であることを確認の上で、当該解体業者と原則委託契約を締結することが想定される。実態上は、共通の契約窓口を設けるなどの現実的かつ効率的な実務体制の構築が今後制度の施行に向けて検討されていくことが想定される。

※自動車製造業者等との委託契約上、受託解体業者には適正な車上作動処理とその実施状況の帳簿等での管理・記録等が課され、自動車製造業者等が帳簿等の点検を行うことなどによって、適正な車上作動処理が確保されることが必要。

※受託解体業者は、委託契約に基づき車上作動処理を実施し、自動車製造業者等から委託料金を得ることになる。

○使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引渡しする場合を除き、再資源化基準に従って適切な解体を実施する義務あり。
〔法第１６条第１項、第２項関係〕

＜解体業者の再資源化基準＞（詳細はＰ３５参照）

―鉛蓄電池、タイヤ、廃油・廃液、（バスなどの）室内照明用の蛍光灯を回収し、技術的・経済的に可能な範囲で自ら又は適正な業者に委託して再資源化（不可能な場合には、廃棄物として適正処理）すること

―有用な部品や材料等を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収すること
等

○引き取った使用済自動車又は解体自動車（廃車ガラ）は、他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者（電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者）へ引き渡す義務あり。〔法第１６条第４項等関係〕

なお、破砕業者にも引取義務があるが、鉛蓄電池・タイヤの取外しがしていないなど正当な理由がある場合には引取拒否される可能性があることに留意。

解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、引渡しの事実を証する書面を５年間保存する義務あり。〔法第１６条第５項関係〕

＜解体自動車全部利用者への引渡しの事実を証する書面＞

解体自動車全部利用者が作成した書面であって、以下の事項が記載されたもの。

・解体業者名
・解体自動車全部利用者名
・解体自動車を引き取った年月日
・解体自動車の車台番号

※車台番号については、実務上はリサイクル券や電子マニフェストシステムの画面コピーを活用することも想定される。

○電子マニフェスト制度（詳細後述）を利用して、使用済自動車の引取り・引渡しとエアバッグ類の引渡しから３日以内に情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行う義務あり。
〔法第８１条第７～９項関係〕

○使用済自動車又は解体自動車を自ら解体・運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要だが、廃棄物処理基準に従う必要あり。
〔法第１２２条第８項関係〕

解体業に係る許可基準等の詳細について

Ⅰ．許可基準について

＜自動車リサイクル法における規定（法第６２条）＞

○その事業の用に供する施設及び解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
○解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと（以下略）

１．施設に係る基準（規則第５７条第１号）

（１）引き取った使用済自動車（解体自動車(注)）を解体するまでの間保管するための施設

イ　使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所（以下「解体作業場」という。）以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあっては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

【趣旨】
・使用済自動車又は解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

（注）自動車リサイクル法においては、解体業者から別の解体業者に使用済自動車を引き渡すことが可能とされている。この際、初めの解体業者において解体を行った時点で残る物は法の定義上「解体自動車」となることから、２番目の解体業者は、「解体自動車」を引き取ることとなる。

【留意事項】
・小規模な解体業者にみられるように、使用済自動車等を引き取ってその都度解体作業場で解体する場合には、解体するまでの間、使用済自動車等を保管する場所を解体作業場とは別に設けるには及ばないことから、この規定は適用されない。

・囲いの構造、高さ、材質等は規定しないが、外部からの侵入を防止するとの観点から、容易に乗り越え、くぐり抜け、移動し、または倒壊しやすいものであってはならず、出入り口に施錠等が可能なものとする。

・事業所全体が外部からの侵入を防止できる囲いで囲まれている場合は、使用済自動車等の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要はなく、区域が明確にされたものであればよい。

ロ　解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合にあっては、当該場所がイに掲げるもののほか次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

(1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

【趣旨】

・老朽化した使用済自動車や事故にあった使用済自動車の中には廃油・廃液が漏出するおそれがあるものもある。したがって、これらを保管する際に、あらかじめ廃油・廃液の抜き取りが確実に行われることが標準作業書（後述。「２．解体業許可申請者の能力」参照。）で明らかにされていない場合には、廃油・廃液が漏出した際であっても外部への流出や地下浸透を防止する構造の保管場所とする必要があることから、当該使用済自動車の保管場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

・廃油、廃液の漏出のおそれのある自動車を、直ちに解体作業場（次の（２）②に示す要件を満たす場所）に搬入することで保管場所に代えることもできる。その場合、その旨を標準作業書に明記することが必要となる。

・あらかじめ廃油・廃液を適正に抜き取ることが標準作業書に記載されていても、地面に油染みが散見される場合には、床面を鉄筋コンクリート舗装する等の措置を講ずる、又は廃油・廃液の抜き取り方法を見直すことが必要となる。

・床面を鉄筋コンクリート舗装することと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。

（２）使用済自動車等を解体するための施設

①　燃料抜取場所（解体作業場以外の場所で燃料の抜き取りを行う場合）

ハ　解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油（自動車の燃料に限る。以下このハにおいて同じ。）を回収する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置（以下「ためます等」という。）及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

【趣旨】

・解体作業を安全かつ環境保全上支障が生じないように行うためには、解体に先立ち燃料の抜き取りを行うことが必要である。

・燃料の抜き取り作業は、換気等の観点から地下浸透防止措置等が講じられた解体作業場ではなく屋外で行う場合もある。

・燃料の抜き取りにあたっては、燃料をこぼすことがないよう作業を行うことが第一であるが、万が一燃料がこぼれた場合であっても燃料が地下に浸透又は外部に流出することを防止するため、燃料抜き取り場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

・床面を鉄筋コンクリート舗装することと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。

・ガソリン、軽油は、揮発性が高く粘性が低いことから、床面に付着して降雨時等に徐々に流出するというよりは、速やかに床から排水溝、そしてためます等に流入するものと考えられる。そこで、万が一燃料が漏出した場合でも外部への流出を防止するために、こぼれた燃料を速やかに拭き取り、又は降雨の前にためます等から汲み上げておくこと等を標準作業書に記載し、それに則って適正に対処することが必要である。

・排水溝に接続するためます等については、必ずしも専用のものを設ける必要はなく、解体作業場の排水を処理するために設けた油水分離装置と共用することも可能であるが、油水分離装置と共用する場合であって、燃料抜取場所に屋根等が設置されていない場合には、そこに降る雨水の量も勘案して油水分離装置の能力を定めることが必要である。

・抜き取った燃料については、速やかに自家用車、フォークリフト等のタンクに移しかえて再利用する場合以外は、再資源化（再利用を含む）又は適正処理するまでの間、適切に保管する必要がある。

・燃料又は廃油を一定量（指定数量）以上保管する場合には、消防法により、市町村長等の許可を受けた危険物施設以外の場所で貯蔵・取扱いを行ってはならないとされている。また、危険物施設における貯蔵・取扱いの技術上の基準が定められている。

・消防法における指定数量は、ガソリン（第１石油類）200ﾘｯﾄﾙ以上、軽油等の第２石油類1,000ﾘｯﾄﾙ以上、エンジンオイル等の第４石油類6,000ﾘｯﾄﾙ以上とされている。また、市町村の条例によって、指定数量の1/5以上から指定数量未満の危険物（例えばガソリンの場合、40ﾘｯﾄﾙ以上200ﾘｯﾄﾙ未満）に関する技術基準、届出等が定められていることが一般的である。
（なお、以上の消防法に係る内容は、燃料抜取場所以外の危険物貯蔵・取扱場所にも共通するものである。）

② 解体作業場

ニ　次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。

(1) 使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く。以下この(1)において同じ。）及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

(2) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(3)廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

(4) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。

【趣旨】

・解体の工程での使用済自動車からの廃油・廃液の流出を防止するためには、エンジンオイル、トランスミッションオイル、ブレーキオイル、トルクコンバーターオイル等の各種廃油、冷却液等の廃液を早い段階で抜き取ることが必要である。

・その際に、廃油、廃液がこぼれないよう作業を行うことが第一であるが、万が一こぼれた場合でも、それが流出又は地下に浸透しないよう解体作業場の構造を定めるものである。

【留意事項】

・床面を鉄筋コンクリート舗装するのと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。

・必要な舗装の厚さや構造は、作業の内容や利用する重機の重量等によって異なることから、ここでは数値は定めないが、実際の作業内容に応じ、容易に破損又は地下浸透の原因となるひび割れを生じないよう、構造耐力上安全なものとすることが必要である。

・(3)の「解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少ない」構造としては、以下の条件を満たす場合が考えられる。

①横殴りの雨でも侵入を防ぐことができる屋根及び壁等が設けられていること

②周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であること

また、「廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合」とは、標準作業書において、

①万一廃油、廃液が床に漏出した場合には布等で速やかに拭き取ること

②解体作業場の清掃に水を用いないこと

等が示されている場合が考えられる。

・油水分離装置は、流入する汚水の量や水質に応じた十分な能力を有することが必要である。また、油水分離装置で処理する排水の量を減らすことも重要である。

・油水分離装置に雨水排水が流入する場合には「構内舗装・排水設計基準（国土交通省官庁営繕部監修）」等を参考に、地域の降水量と敷地の面積等により処理すべき雨水等の量を計算し、その量も勘案した能力とすることが必要である。

・解体作業場からの排水は、雨水であっても廃油等を含むことから、外部に出す前に必ず油水分離装置で処理することが必要である。強雨が連続する場合であっても適正に処理を行うためには大規模な油水分離装置が必要となることから、解体作業場に屋根、覆いその他雨水が床面にかからない設備を設けることにより、その発生量を極力減らすことを原則とする。屋根等の設備は、作業を円滑に進めるためにも効果があるものであり、十分な能力を有する油水分離装置を設置すること等により屋根等の設置に代えることができるのは、土地利用規制等により屋根等の設置が著しく困難な場合に限られ、経済的な理由によっては屋根等の設置が著しく困難とは認められない。

また、敷地外部から流入する雨水等については、油水分離装置で処理する必要はないので、敷地周囲に排水溝を設置すること等により、油水分離装置へ流入しないようにする工夫も必要である。

・油水分離装置の機能を十分に発揮させるためには、適切な管理を行うことが重要であり、具体的な管理の方法については標準作業書に記載し、それに則って適正に管理を行うことが必要である。

・なお、市街化調整区域において、建築物の建築等を目的とした開発行為は都市計画法により許可が必要とされているが、都市計画法第３４条第１０号ロ等に基づき、都道府県知事等により開発の許可がなされる場合がある。

　その運用については、国土交通省より地方公共団体の開発許可部局に示されている「開発許可制度運用指針（平成１３年５月２日国総民第９号）」において、画一的な運用ではなく条例や審査基準の制定等を通じて、地域の実情等に応じた運用を行うことが必要であることとされているので、市街化調整区域における屋根等の設置については、解体業の許可を行う部局は開発許可担当部局とも十分調整しつつ適切に判断することが必要。

③　取り外した部品を保管するための設備

ホ　解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

(1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。

【趣旨】

・廃油が付着した部品から廃油・廃液が漏出し、降雨にさらされることにより地下浸透又は外部に流出することを防止するために、これら部品の保管場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

・保管設備としては、床面を鉄筋コンクリート舗装等した専用の倉庫が考えられるが、例えば使用済トラックから取り外した幌付き荷台や、屋根がある場所に備え付けた鋼製の受け皿等であっても、十分な地下浸透防止機能が確認されているものであれば、これを使用してもよい。

・保管に先立ち部品の外部に付着した油分等を十分に拭き取るとともに、開口部を閉じる等の措置を講じることにより廃油・廃液が外部に流出することがないことが標準作業書により明らかにされている部品については、必ずしも上記の保管場所に保管する必要はない。

（３）解体自動車（解体した後に残る廃車ガラ）を保管するための施設

【再掲】

イ　使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所（以下「解体作業場」という。）以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあっては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

【趣旨】

・解体した後の解体自動車の保管場所についても、解体する前の使用済自動車の保管場所と同様の趣旨から、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】

(1)（引き取った使用済自動車を解体するまでの間保管するための施設）と同様

２．解体業許可申請者の能力に係る基準（規則第５７条第２号）

イ　次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

(1) 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
(2) 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
(3) 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法(指定回収物品及び鉛蓄電池等（：鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯）の回収の方法を含む。)
(4) 油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）
(5) 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法
(6) 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法
(7) 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
(8) 解体業の用に供する施設の保守点検の方法
(9) 火災予防上の措置

【趣旨】

・業許可申請者が、保管・解体等を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を標準作業書として作成・常備し、解体・保管・運搬等の作業に従事する者に周知していることにより、当該申請者が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払い、解体業を的確に実施する能力を有することを判断しようとするものである。

【留意事項】

・標準作業書には、解体作業が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮の下に行われることが示されていることが必要であり、上記項目毎に具体的に記載する。その際、廃棄物処理法、消防法など解体業を実施していく上で守るべき他法令の規制等についても、事業を円滑に進める上で必要であることから、関連する事項に含めて記載するものとする。

・標準作業書の作成に当たっては、手続の円滑化のため、実際の作業工程の写真等を添付することによって文章による詳細な説明の一部に代えることも考えられる。

・実際の解体作業手順等は、解体の対象となる車種、解体以降の再資源化方法、当該解体事業場の設備等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないよう十分留意することが必要。また、作業工程の改善及び標準作業書の見直しを随時行うことが重要。

・環境保全上良好な解体工程については、行政機関や個々の事業者が積極的に情報を発信する（例えば、事業者がホームページに掲載するなど）とともに、解体業者の団体や自動車製造業者等において解体の方法について検討し、研修会の開催等を通じてその成果を普及していくことが望ましい。標準作業書の作成及び見直しにあたりこれらの情報が活用され、より高いレベルの解体が促進されることが期待される。

ロ　事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。

【趣旨】

・明らかに業を継続していくことが困難な事業者ではないことを、事業計画書等によって確認するものである。

【留意事項】

・事業計画書は、解体実績（使用済自動車や解体自動車の引取り及び解体台数、解体自動車の引渡台数、保管量等）についても含めて記述したものとする。

・使用済自動車や解体自動車を不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該使用済自動車等の撤去が事業計画書の中で示されない場合、又は収支見積書により当該使用済自動車等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、解体業を継続できないものと認められる。

Ⅱ．許可申請手続について

＜申請に必要な書類の内容＞

＜申請書記載事項＞

①申請者名・住所・代表者名
②事業所名・所在地
③役員の氏名・住所
※役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
④本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の氏名・住所
⑤申請者が未成年者の場合には、法定代理人の氏名・住所
⑥事業の用に供する施設の概要
⑦標準作業書の記載事項
⑧既に解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を得ている場合には、当該許可番号（申請中であれば申請年月日）
⑨解体業を行おうとする事業所以外の場所で積み替え・保管を行う場合の当該場所の所在地、面積、保管量の上限
⑩発行済株式総数又は総出資額の１００分の５以上を占める者の氏名又は名称・住所

＜添付書類＞

①解体業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図
②施設の所有権（又は使用権原）の証明書
③事業計画書
④収支見積書
⑤申請者が個人の場合には、住民票の写し（又は外国人登録証明書）と登記事項証明書
⑥申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為と登記簿謄本
⑦役員の住民票の写し（又は外国人登録証明書）と登記事項証明書
⑧発行済株式総数又は総出資額の１００分の５以上を占める者の株式数又は出資額、住民票の写し（又は外国人登録証明書）及び登記事項証明書（個人株主等用）又は登記簿謄本（法人株主等用）
⑨本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し（又は外国人登録証明書）と登記事項証明書
⑩申請者が未成年者の場合には、法定代理人の住民票の写し（又は外国人登録証明書）と登記事項証明書
⑪欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書

※当該都道府県等における初めての許可申請の場合には、既に他に解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を受けていれば、一定の条件を満たせばその許可証の提出でもって添付書類の一部（⑤と⑦～⑩）は不要となる。
※許可更新時は、特段の変更がなければ、施設関係の添付書類（①と②）は不要。

※解体業許可申請に必要な審査手数料は、各都道府県等が設定するが、その標準額（目安）は以下のとおり。

新規許可申請時　　：７８,０００円
許可更新時　　：７０,０００円

Ⅲ. 再資源化基準について

＜自動車リサイクル法における規定（法第１６条）＞

○解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることその他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければならない。

○前項の再資源化は、解体業者による使用済自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければばならない。

解体業者による使用済自動車の再資源化（規則第９条）

（１）保管の方法について

一　部品、材料その他の有用なものを回収することができると認められる使用済自動車又は解体自動車については、当該有用なものが破損し、又はその回収に支障が生じることのないように、適正に保管するよう努めること。

【趣旨】

・使用済自動車を野積みにして保管する等の不適正な保管により、有用な部品が破損したり、取り外しに支障が生ずることのないようにすることにより、部品等の円滑な再資源化を推進しようとするものである。

【留意事項等】

・具体的な保管方法としては、多段積みを行う場合にはラックを用いる等の方法が考えられる。

※使用済自動車は、廃棄物処理法上の廃棄物として取り扱われることとされているため、保管の数量、保管時の高さについては廃棄物処理法に基づく基準が適用されることとなるが、これらについては使用済自動車の特性を踏まえて別途検討を行う。
（年内にも廃棄物処理法に基づく保管基準を改正する予定）

（２）解体の方法について

二　使用済自動車から鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯（以下「鉛蓄電池等」という。）を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、当該鉛蓄電池等の再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該鉛蓄電池等を引き渡すこと。

【趣旨】

・有用な資源の回収、解体工程以降における円滑な再資源化を促進しようとするものである。

【留意事項】

・鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液、蛍光管（大型バス等の室内照明器具に使用されているもの）については、解体工程で回収を行うことが資源の有効利用を推進する上で効果的である。

・また、これらを解体工程で回収しない場合には、鉄製の部品等と異なりその後の破砕工程等において再資源化することが困難であるだけでなく、シュレッダーダスト（ＡＳＲ）の量を増加させ、また、これらがシュレッダーダスト（ＡＳＲ）の中に混入し、シュレッダーダスト（ＡＳＲ）のリサイクルが困難なものとなることから、解体工程以降での再資源化を促進するためにも、これらの部品等については回収を行うこととする。

・なお、回収した部品等を技術的・経済的な理由で再資源化しない場合には、廃棄物処理法に則って適正に処分する必要がある。

・「廃油、廃液の分別回収」とは、

　・使用済自動車から廃油・廃液を適正に抜き取ることができる装置を用いて十分に抜き取ること

　又は、

　・適切な時間をかけ手作業により使用済自動車から廃油・廃液を十分に抜き取ること

　であり、標準作業書に具体的な方法や用いる装置について記載することとなる。

三　技術的かつ経済的に可能な範囲で、使用済自動車又は解体自動車から部品、材料その他の有用なもの（鉛蓄電池等を除く。）を回収し、当該有用なものの再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該有用なものを引き渡すこと。

四　前二号の規定により回収した部品、材料その他の有用なものについては、その再資源化を行うまでの間（当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡す場合にあっては、当該引渡しを行うまでの間）、適正に保管するよう努めること。

【趣旨】

・有用な部品、材料等の再資源化を推進しようとするものである。

【留意事項】

・解体工程で部品や部材を回収することは、それらの再利用や素材としての利用を推進するために有効な方法である。

・「技術的かつ経済的に可能な範囲で～を回収」とは、回収された部品等の再資源化及び利用の現状等も勘案しつつ、可能な限りの回収を推進しようとするものである。

・また、回収した有用な部品等については、再資源化を行うまでの間可能な限り適正な保管に努めることが有効な再資源化につながるものである。

４．破砕業者の位置付け（許可・行為義務）

◇解体自動車（廃車ガラ）の破砕又はプレス・せん断（破砕前処理）を行う業者は、破砕業者として都道府県知事等の許可を受けることが必要。

→解体自動車（廃車ガラ）のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行い、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引き渡す役割。

(1) 許可制（平成１６年７月１日から適用）〔法第３章第４節関係〕

→平成１６年７月１日から３ヶ月以内（９月末日まで）に許可申請（廃棄物処理法の業の許可を受けている場合には届出）が必要。

○破砕業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長の許可制。解体自動車（廃車ガラ）の破砕又は破砕前処理（プレス又はせん断）を業として行うには、事業ごと毎自治体ごとに様式に従って許可申請を行って許可を受けることが必要。５年ごとの更新制。

※解体自動車（廃車ガラ）のプレス・せん断のみを行う業者も破砕業（破砕前処理工程のみ）の許可が必要。また、解体業者がプレス機や重機によりプレスを行う場合には、解体業の許可に加えて破砕業（破砕前処理工程のみ）の許可が必要。

○許可基準は、使用済自動車の流通・処理実態を踏まえ、生活環境の保全及びリサイクルを適切に実施する能力を担保する観点での必要最低限のものとして以下のとおりとなっている（ヒアリングやアンケートによる実態把握を踏まえて審議会において慎重な検討を行った結果）。

＜破砕業の許可基準＞

Ｉ．破砕業を的確かつ継続して行うに足りる基準に適合すること
（詳細はＰ４３参照）

①事業の用に供する施設
- 囲いがあり範囲が明確な解体自動車の保管場所の保有
- 生活環境保全上適正な処理可能な施設（特に、破砕工程については施設許可を有する産業廃棄物処理施設等）の保有
- 破砕工程については、汚水の外部への流出防止等のため、コンクリート床面、排水処理施設、屋根等の設置を原則とするシュレッダーダスト（ＡＳＲ）の保管場所の保有

等

②申請者の能力
- 破砕工程・破砕前処理工程の手順等を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知すること
- 事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと

Ⅱ．欠格要件に該当しないこと
（廃棄物処理法の産業廃棄物処理業の許可の欠格条件と同様のもの）

法人そのもの、役員及び本支店の代表者や契約締結権限のある使用人等が、禁錮以上の刑、廃棄物処理法その他の生活環境保全法令等の違反による罰金刑及び許可取消後から５年を経過していないこと、暴力団関係でないこと等。

○許可制度開始時（平成１６年７月１日）に破砕業を行っており、かつ廃棄物処理法の産業廃棄物処理業（処分業）の許可を受けている事業者は、許可制度開始から３ヶ月以内（９月末日まで）に届出を行うことにより破砕業の許可に移行可能。
許可制度開始時に破砕業を行っているが廃棄物処理法の業の許可を受けていない事業者については、３ヶ月間は引き続き事業を行うことが可能であり、その間に少なくとも許可の申請までを行う必要がある。〔法附則第６条関係〕

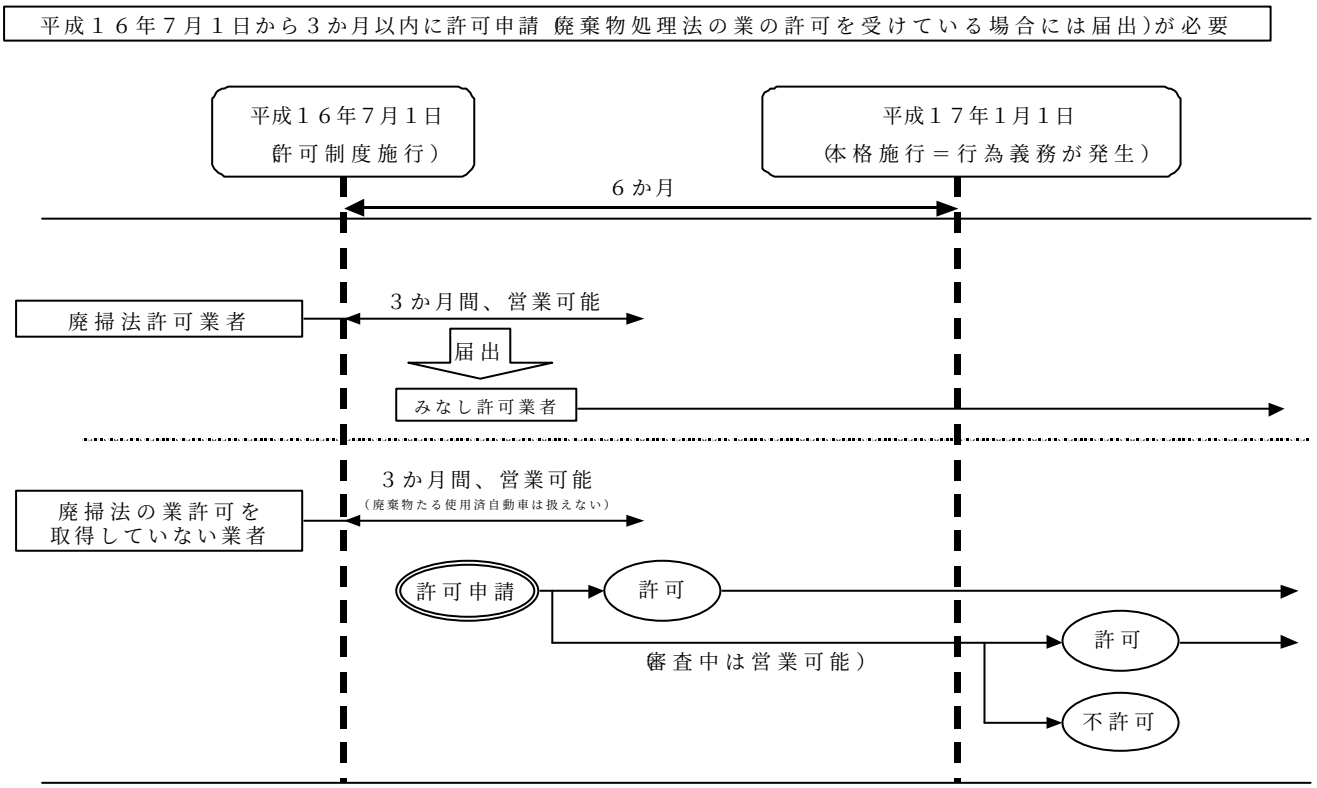

○自動車リサイクル法の破砕業の許可を受けていれば、自動車リサイクル法対象自動車の再資源化に必要な行為（収集運搬・処理）について廃棄物処理法の業の許可は不要（事業所所在地の都道府県知事等の許可を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能）。〔法第１２２条第３項関係〕

○事業の範囲（破砕前処理工程のみｏｒ破砕処理工程のみｏｒ破砕前処理工程＋破砕処理工程の３区分のいずれか）の変更の場合には、許可申請の場合の手続きに準じて変更許可を申請する必要あり。
　その他の申請書記載事項が変更となる場合には、３０日以内に所定の様式に関係の添付書類を添えて変更届出することが必要。

○平成１７年１月１日の本格施行日以降、事業所ごとに、標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要あり。標識は、タテ・ヨコ各２０ｃｍ以上の大きさで、破砕業者であること、氏名又は名称、事業の範囲、許可番号を記載したものであることが必要。
※実務上は、例えば引取業者や解体業者と兼ねて１つの標識とすることや複数の登録番号・許可番号を１つにまとめた標識とすることについても差し支えなく、Ａ４版以上の大きさであれば都道府県知事等からの登録通知書や許可証自体を公衆の見やすい場所に掲示することでも足りるものとなる。

(2)行為義務（平成１７年１月１日から適用）

○解体業者又は破砕前処理工程のみを行う破砕業者（破砕前処理業者）から解体自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取る義務あり。〔法第１７条、第１８条第３項関係〕

＜正当な理由＞
イ）天災その他やむを得ない事由により解体自動車の引取りが困難である場合（例えば、事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定）

ロ）解体自動車に異物が混入している場合（他のゴミが詰められている場合を想定）

ハ）解体自動車の引取りにより、解体自動車の適正な保管に支障が生じる場合（例えば、大量一括持ち込みの要請がある場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合を想定）

二）解体自動車の引取りの条件が通常の取引の条件と著しく異なるものである場合
　例えば、
・解体自動車の引取りの際の本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行（地域性についても考慮したもの）と著しく異なるものである場合
・極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
・引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に解体自動車が置いていかれてしまう場合

ホ）解体自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（法令の規定には、自動車リサイクル法も含まれる（例えば、解体業者が再資源化基準に違反して鉛蓄電池を取り外していない場合等も含む）。）

○解体自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の破砕業者に引渡しする場合を除き、再資源化基準に従い適切な破砕又は破砕前処理を実施する義務あり。〔法第１８条第１項、第４項、第５項関係〕

＜破砕業者の再資源化基準＞（詳細はＰ５０参照）

＜破砕処理工程＞
－鉄、アルミニウム等を技術的かつ経済的に可能な範囲で分別回収すること
－自動車由来のシュレッダーダスト（ＡＳＲ）に異物が混入（他のシュレッダーダストの混合を含む）しないように解体自動車（廃車ガラ）を破砕すること

＜破砕前処理工程＞
－解体自動車（廃車ガラ）に異物を混入しないこと

等

○破砕前処理工程のみを行う破砕業者（破砕前処理業者）は、前処理を行った解体自動車を他の破砕業者（破砕処理を行う者）又は解体自動車全部利用者（電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者）へ引き渡す義務あり。〔法第１８条第２項関係〕
解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、引渡しの事実を証する書面を５年間保存する義務あり。〔法第１８条第８項関係〕

＜解体自動車全部利用者への引渡しの事実を証する書面＞
解体自動車全部利用者が作成した書面であって、以下の事項が記載されたもの。
・破砕前処理業者名
・解体自動車全部利用者名
・解体自動車を引き取った年月日
・解体自動車の車台番号
※車台番号については、実務上はリサイクル券や電子マニフェストシステムの画面コピーを活用することも想定される。

○破砕業者（破砕を行う場合）は、破砕工程後、シュレッダーダスト（ＡＳＲ）を自動車製造業者等に（指定引取場所において引取基準に従って）引き渡す義務あり。〔法第１８条第６項関係〕

※引取基準の内容としては、以下のような内容が想定されるが、いずれしても今後自動車製造業者等と破砕業者の間で実務を十分に検討・調整する必要がある。
・性状として、引取りの際の水分含有量、土砂の含有量、ＡＳＲに他の廃棄物等を混入させないこと（ただし、水分、土砂の含有量等の性状については、実態を十分に考慮に入れて現実的な基準とすることについても検討することが必要）

・引取りの方法として、いつどのようなタイミングで、どのような事務手続で引取りを行うかの方法（電子マニフェスト制度上の引渡報告との関係を含む）

・荷姿として、自動車製造業者等及び破砕業者双方の効率性の観点から適当な大きさのトラック単位での引取り

※指定引取場所については、引き渡す側の業者と自動車製造業者等の双方の利便性と社会的効率性を踏まえて自動車製造業者等により今後決定される。　特に、シュレッダーダスト（ＡＳＲ）については、それを実際に積み卸し・積み替えすることに伴うコストや環境への影響もあることから、こうした観点も含めて実際の引取場所が設定されることが必要と考えられる。

○電子マニフェスト制度（詳細後述）を利用して、解体自動車の引取り・引渡しとシュレッダーダストの引渡しから３日以内に情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行う義務あり。
〔法第８１条第１０～１２項関係〕

○解体自動車を自ら破砕・破砕前処理・運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要だが、廃棄物処理基準に従う必要あり。〔法第１２２条第９項関係〕

破砕業に係る許可基準等の詳細について

Ⅰ．許可基準について

＜自動車リサイクル法における規定（法第６９条）＞

○その事業の用に供する施設及び破砕業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
○破砕業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと（以下略）

１．施設に係る基準（規則第６２条第１号）

（１）解体自動車を破砕前処理又は破砕するまでの間保管するための施設

イ　みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いがその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

【趣旨】
・解体自動車（廃車ガラ）の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】
・囲いの構造、高さ、材質等は規定しないが、外部からの侵入を防止するとの観点から、容易に乗り越え、くぐり抜け、移動し、または倒壊しやすいものであってはならず、出入り口に施錠等が可能なものとする。

・事業所全体が外部からの侵入を防止できる囲いで囲まれている場合は、解体自動車の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要はなく、区域が明確にできるものであればよい。

（２）解体自動車を破砕又は破砕前処理するための施設

①　破砕前処理施設

ロ　解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。

【趣旨】
・解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断を行う業者が、生活環境保全上支障がない形で解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断を行うことが可能な施設を有していることを担保するものである。

【留意事項】

・解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断施設は、一般に廃棄物処理法に基づく都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設には該当しないが、当該施設での圧縮（プレス）又はせん断について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出、騒音・振動の発生による生活環境保全上の支障が生じないような措置を講じた施設であることが必要である。

・圧縮（プレス）又はせん断施設としては、据え付け型のものに加えて、圧縮（プレス）又はせん断が可能な重機といった可動型のものや廃車プレス車といった移動型のものがある。

・可動型の施設については、解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断作業を行う事業所内で適切に運営管理されているかどうかを確認する必要がある。

・また、移動型の施設については、解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断作業を行う場所において環境保全上支障が生じないことに加えて、移動途中における廃油の飛散・流出等の環境保全上の支障の発生が防止できる施設であることが必要である。

② 破砕施設

ハ　解体自動車の破砕を行う場合にあっては、次のとおりであること。

(1) 解体自動車の破砕を行うための施設が（廃棄物処理法第十五条第一項に規定する）産業廃棄物処理施設である場合にあっては、廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可を受けている施設であること。

(2) 解体自動車の破砕を行うための施設が（廃棄物処理法第十五条第一項に規定する）産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。

【趣旨】

・解体自動車の破砕を行う業者が、生活環境保全上支障がない形で解体自動車の破砕を行うことが可能な施設を有していることを担保するものである。

【留意事項】

・自動車リサイクル法では解体自動車は廃棄物として扱うこととされており、その材質等から見て産業廃棄物に該当する。解体自動車の破砕に用いられる施設は、通常１日当たりの処理能力が５トン以上の規模であり、廃棄物処理法に基づき都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設に該当する。

　都道府県知事等が廃棄物処理法上の施設設置許可をする際には、当該施設が構造基準に適合していることを確認していることから、当該設置許可を受けた破砕施設については、既に環境保全上適正な処理を行うことが担保された施設であるといえる。

破砕業の許可の審査にあたっては、申請書に施設許可番号を記載することで足りることとなり、申請書類の簡素化が図られる。

・一方、破砕施設の１日当たりの処理能力が５トン未満の場合には、廃棄物処理法第１５条第１項に基づく都道府県知事等の施設設置許可は必要とはされないが、当該施設での破砕処理について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出、騒音・振動の発生による生活環境保全上の支障が生じないような措置を講じた施設であることが必要である。

（３）自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の保管施設

ニ　解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有する施設であって、次に掲げる要件を満たすものを有すること。

(1) 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2) 自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝（(3)において「排水処理施設等」という。）が設けられていること。

(3) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。

(4) 自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

【趣旨】

・自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の保管に伴って発生する汚水の外部への流出及び地下浸透を防止するため、及び自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の飛散・流出を防止するため、自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の保管場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

・排水処理施設の能力は、自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の保管に伴って発生する汚水の水量や水質に応じた十分な能力を要するものが必要である。

・「自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じる場合」としては、湿式の破砕施設で発生するシュレッダーダスト（自動車破砕残さ）である場合が考えられる。
　なお、発生する汚水を回収し循環使用している場合があるが、これは、「汚水が事業所から流出するおそれがある場合」に該当しないと考えられる。

・降雨時に発生する汚水を処理する排水処理施設については、「構内舗装・排水設計基準（国土交通省官庁営繕部監修）」等を参考に地域の降水量と敷地の面積等により処理すべき水量を計算することが必要である。

・「側壁その他の設備」としては、側壁以外にはコンテナ等が考えられる。

・また、一般に自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）は発火のおそれがあることから、適切な火災予防にも配慮する必要がある。

（４）圧縮（プレス）又はせん断した後の解体自動車を保管するための施設

【再掲】
イ　みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いがその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

【趣旨】
・（圧縮（プレス）又はせん断した後の）解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】
・圧縮（プレス）又はせん断された解体自動車を専用に保管する場所を設けることが原則であるが、解体自動車以外のものが混入しないよう明確に区分管理することができる場合には、他のものの保管場所と共用することは可能である。

２．破砕業許可申請者の能力に係る基準（規則第６２条第２号）

イ　次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
(1) 解体自動車の保管の方法
(2) 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法
(3) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法
(4) 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）
(5) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法
(6) 解体自動車の運搬の方法
(7) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法
(8) 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法
(9) 火災予防上の措置

【趣旨】

・業許可申請者が、破砕又は破砕前処理を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を標準作業書として作成・常備し、破砕（破砕前処理を業として行う場合には圧縮（プレス）又はせん断）・保管・運搬等の作業に従事する者に周知していることにより、当該申請者が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払い、破砕業を的確に実施する能力を有することを判断しようとするものである。

【留意事項】

・標準作業書には、破砕作業が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払って行うことが示されていることが必要であり、上記項目毎に具体的に記載する。その際、廃棄物処理法、消防法など破砕作業を実施していく上で守るべき他法令の規制等についても、事業を円滑に進める上で必要であることから、関連する事項に含めて記載するものとする。

・標準作業書の作成に当たっては、手続の円滑化のため、実際の作業工程の写真等を添付することによって文書による詳細な説明の一部に代えることも考えられる。

・実際の破砕作業手順等は、破砕に用いる施設等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないよう十分留意することが必要。また、作業工程の改善及び標準作業書の見直しを随時行うことが重要である。

・環境保全上良好な破砕工程については、個々の事業者や行政機関が積極的に情報を発信する（例えば、事業者がホームページに掲載するなど）とともに、破砕業者の団体等において破砕の方法について検討し、研修会の開催等を通じてその成果を普及していくことが望ましい。標準作業書の作成及び見直しにあたりこれらの情報が活用され、より高いレベルの破砕が促進されることが期待される。

ロ　事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと。

【趣旨】

・明らかに業を継続していくことが困難な事業者ではないことを、事業計画書等によって確認するものである。

【留意事項】

・事業計画書は、破砕実績（解体自動車の引取り及び破砕の台数、自動車破砕残さの処分量及び保管量等）についても含めて記述したものとする。

・解体自動車や自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）を不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）等の撤去が事業計画の中で示されない場合、又は収支見積書により当該自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、破砕業を継続できないものと認められる。

Ⅱ．許可申請手続について

＜申請に必要な書類の内容＞

＜申請書記載事項＞

①申請者名・住所・代表者名
②事業所名・所在地
③役員の氏名・住所
※役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
④本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の氏名・住所
⑤申請者が未成年者の場合には、法定代理人の氏名・住所
⑥事業の用に供する施設の概要
⑦標準作業書の記載事項
⑧既に解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を得ている場合には、当該許可番号（申請中であれば申請年月日）
⑨破砕業を行おうとする事業所以外の場所で積み替え・保管を行う場合の当該場所の所在地、面積、保管量の上限
⑩施設について廃棄物処理法の産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合には、その許可番号・許可年月日
⑪発行済株式総数又は総出資額の１００分の５以上を占める者の氏名又は名称・住所

＜添付書類＞

①破砕業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図
（廃棄物処理法の施設許可を有する場合には不要）
②施設の所有権（又は使用権原）の証明書
③事業計画書
④収支見積書
⑤申請者が個人の場合には、住民票の写し（又は外国人登録証明書）と登記事項証明書
⑥申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為と登記簿謄本
⑦役員の住民票の写し（又は外国人登録証明書）と登記事項証明書
⑧発行済株式総数又は総出資額の１００分の５以上を占める者の株式数又は出資額、住民票の写し（又は外国人登録証明書）及び登記事項証明書（個人株主等用）又は登記簿謄本（法人株主等用）
⑨本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し（又は外国人登録証明書）と登記事項証明書
⑩申請者が未成年者の場合には、法定代理人の住民票の写し（又は外国人登録証明書）と登記事項証明書
⑪欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書

※当該都道府県等における初めての許可申請の場合には、既に他に解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を受けていれば、一定の条件を満たせばその許可証の提出でもって添付書類の一部（⑤と⑦～⑩）は不要となる。
※許可更新時は、特段の変更がなければ、施設関係の添付書類（①と②）は不要。

※破砕業許可申請等に必要な審査手数料は、各都道府県等が設定するが、その標準額（目安）は以下のとおり。

新規許可申請時　　：８４,０００円
許可更新時　　：７７,０００円
事業範囲変更許可時　：７５,０００円

Ⅲ. 再資源化基準について

＜自動車リサイクル法における規定＞

(1)破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準（法第１８条第１項）

破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕前処理を行うときは、破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、その破砕前処理を行わなければならない。

(2)破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準（法第１８条第４、第５項）

○破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕を行うときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の当該解体自動車の再資源化を行わなければならない。

○前項の再資源化は、破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

１．破砕前処理に関する基準（規則第１４条）

法第十八条第一項の主務省令で定める基準は、解体自動車に異物を混入しないこととする。

【趣旨】

・圧縮（プレス）又はせん断された解体自動車は、鉄等の金属を回収するために破砕施設や電炉・転炉へ投入されたり、金属資源として輸出されている。破砕施設等での再資源化を阻害するおそれがある生活ゴミ等解体自動車以外のものの混入を防止し、解体自動車の再資源化を促進しようとするものである。

２．破砕に関する基準（規則第１６条）

法第十八条第五項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウムその他の金属を分別して回収すること。

二　自動車破砕残さに異物が混入しないように、解体自動車の破砕を行うこと。

【趣旨】

・有用な金属及び自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の再資源化を促進しようとするものである。

【留意事項】

・破砕施設を廃家電製品や廃自動販売機といった解体自動車以外の物の破砕に併用する場合には、破砕をする際に区分して破砕することが必要である。その際の破砕施設の運転管理の方法等については標準作業書に記載しておくこととする。

５．全部再資源化認定（法第３１条認定）について〔法第３１条等関係〕

○自動車リサイクル法においては、自動車製造業者等が解体業者等に委託してシュレッダーダストを生じさせない方法で解体自動車（廃車ガラ）を国内においてリサイクルする場合（自動車製造業者等が解体業者等に精緻な解体等の実施を委託し、電炉・転炉に廃車ガラを鉄鋼の原料として投入する場合を想定）に、自動車製造業者等が経済産業・環境大臣の認定を受けた場合には、これによりシュレッダーダスト部分のリサイクル料金の払い渡しを受けることができる制度が設けられている（いわゆる全部再資源化認定スキーム）。

○全部再資源化認定（３１条認定）の実務イメージは以下のとおり。

・主務大臣の認定にあたっては、自動車製造業者等、解体業者、破砕前処理業者、電炉（転炉）業者等によって構成される具体的なスキーム全体をみて、そのスキームの実効性・確実性等を判断の上、問題のない場合に認定されることとなる。

・なお、電炉会社等は廃車ガラを鉄鋼原料として有償で引き取ることが一般的であり、その場合法制的には廃車ガラが引き渡される時点で再資源化がなされているものと観念され、電炉会社等が廃棄物処理法上の業・施設許可等の規制を受けるものではないが、ダイオキシン類特別措置法や大気汚染防止法上の規制などの一般的な環境規制については当然にこれを満たすことが必要となる。

・自動車製造業者等においては、ＡＳＲリサイクルに係るコストがどれだけ低減可能か、リサイクル率の目標水準を達成するための手段として適切なものかどうか、スキーム全体が適切かつ確実なものかどうかといった面を総合的に判断して、関連事業者からの具体的提案を受けつつ、こうした全部再資源化認定に関する取組みを進めていくものと考えられる。

≪メモ欄≫

第３章

リサイクルに必要な費用について
（リサイクル料金等の流れ）

第３章：リサイクルに必要な費用について（リサイクル料金等の流れ）

１．リサイクル料金等の概要

(1)リサイクル料金等とその預託時点

〔法第３４条、第７３条、第７４条、附則第７～１０条等関係〕

○自動車リサイクル法におけるリサイクル料金とは、使用済自動車に係るシュレッダーダスト及びエアバッグ類（ガス発生器）の再資源化とフロン類の破壊に必要な行為に関する費用について、自動車の所有者に負担を求めるもの。

○また、上記３品目のリサイクル料金に加えて、使用済自動車等の引取り・引渡し情報の一元管理など情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）による情報管理業務に関する費用と資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）による資金管理に関する費用についても、それぞれ情報管理料金、資金管理料金として自動車の所有者に負担を求める制度となっている。両料金は、（財）自動車リサイクル促進センターが経済産業・環境大臣の認可を受けて決定する仕組み。

※各事業者や最終所有者間での使用済自動車等の引取り・引渡しの際の対価の額については、当事者間で決定される（本法によりシュレッダーダストの処分費用などの近年の逆有償化の主要因が解消されることになるため、リサイクルルートにおける使用済自動車等の概ね有価での流通の実現が期待される）。

○自動車の所有者が行う上記リサイクル料金等の資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）への預託の時点は、自動車が不法投棄等された場合の環境負荷の大きさや、収受コスト、負担感等を勘案して次のとおりとされている。

①自動車リサイクル法施行後販売される自動車は、新車登録・検査時まで
　→新車購入時預託

② 制度施行時の既販車のうち継続検査又は中古新規登録・検査を受けるものは、最初の継続検査又は中古新規登録・検査時まで（当初３年間）
　→継続検査時預託

③ 制度施行時の既販車のうち車検等を受けずに使用済となるものや構内車、後付装備分は、使用済となって引取業者に引き渡すときまで
　→引取時預託

※リサイクル料金等が預託済みの自動車を中古車として転売する際には、次の所有者がリサイクル料金等を預託したとみなす必要があることから、次の所有者（中古車購入者）は、中古車販売価格の中で中古車の本体価格とは別にリサイクル料金等の額を負担することが必要。実務の詳細については、後述３．を参照。

○国土交通大臣等においては、自動車リサイクル法の本格施行後（正確には１月後の平成１７年２月１日から）は、新規登録・検査時と継続検査又は中古新規登録・検査時（継続検査と中古新規登録・検査については３年間のみの時限措置）にリサイクル料金等の預託を証する預託証明書の提示（国土交通大臣等による預託確認）がなされない場合、当該登録・検査をしないこととなっている。

(2)資金管理方法〔法第４章、第６章第１節関係〕

○自動車製造業者等の倒産・解散による滅失等を防ぐため、リサイクル料金等は資金管理法人(（財）自動車リサイクル促進センター）が管理。
　自動車製造業者等はシュレッダーダスト等のリサイクルにあたりリサイクル料金の払渡しを請求する。

○資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）の裁量権は最小限に抑え、高い透明性・公開性を確保することが大前提。

＜資金管理法人の適正な運営を確保するための制度＞

・資金運用方法を安全確実なものに制限
・区分経理
・消費者代表・学識経験者からなる「資金管理業務諮問委員会」を設置して重要事項を審議
・監査法人による外部監査を義務付け
・情報公開として事業報告、決算等の公表を法定することに加え、定期的に（１年に複数回）財務状況を公表

(3)リサイクル料金の水準〔法第３４条等関係〕

○リサイクル料金はあらかじめ各自動車製造業者等が設定・公表（不適切な料金設定に対しては国が是正を勧告・命令）する制度。
　リサイクル料金は、自動車ごとのシュレッダーダストの発生見込量、エアバッグ類の個数・取外しやすさ、フロン類がカーエアコンの冷媒として使用されているかどうかといった点や、シュレッダーダスト等のリサイクル体制をどのように整備するかといった点を踏まえて各自動車製造業者等が適正に設定するものであるため、各自動車製造業者等及び個別自動車ごとにその値段は異なりうるものとなる。

※車両本体価格と別立てしてリサイクル料金を公表する制度であるため、自動車の購入者が自動車を選択するにあたって、リサイクル料金の額や自動車の設計・素材選択の面でリサイクルに配慮されているか否かといった情報を判断材料とすることが可能となる。
　結果、自動車製造業者等が販売競争の中で自らの競争力を確保するために、シュレッダーダストの発生量が少なくなるような設計・開発や効率的なリサイクル体制の整備に積極的に取組み、リサイクルコストの低減に努めることが促進されることとなる。

○現在、各自動車製造業者等においてリサイクル実施体制を整備中であり、これを踏まえてリサイクル料金の算定がなされるため、現時点においては具体的なリサイクル料金の水準は決まっていない状況。少なくとも来年夏頃までにはリサイクル料金の具体的な水準が自動車製造業者等から発表されていくものと想定される。

(4)リサイクル券について

○資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）は、リサイクル料金等が預託された場合、それを証明する書面（預託証明書）としてリサイクル券を発行（実際の発行実務は関連事業者に委託）する予定。

○本リサイクル券は、自動車リサイクル法の本格施行後（正確には１月後の平成１７年２月１日から）の新規登録・検査時と継続検査又は中古新規登録・検査時（継続検査と中古新規登録・検査については３年間のみの時限措置）に国土交通大臣等に提示することが必要であり（利便性の高い実務にすべく実際の提示は不要とする予定（詳細後述））、提示がない場合国土交通大臣等においては登録・検査をしないこととなっている。

このため、本リサイクル券は重要な書類であり、リサイクル料金等を預託した自動車の所有者はこれを（車検証などとともに）適切に保管しておくことが必要。

２．リサイクル料金等の具体的預託方法

〔法第７３条、第７４条、附則第９条、第１０条関係〕

リサイクル料金等の預託実務を構築するにあたっては、その収受に要する実務負担が過重なものとならないようにするとともに、可能な限り効率的なものとして必要コスト（自動車所有者の負担となる）を低減することが極めて重要。また、国土交通大臣等による預託確認が円滑に行われるような実務を構築することも必要。

(1)新車購入時預託

①義務者存在車（リサイクル義務を果たす自動車製造業者等が存在する自動車）についての、リサイクル料金等の預託と国土交通大臣等による預託確認

○義務者存在車のリサイクル料金等の預託については、既存の新車販売ルートを最大限活用することとし、新車購入時にリサイクル料金等を預託する仕組みとする。

○国土交通大臣等による預託確認については、新車販売業者が譲渡証明書に預託済である旨の押印を行って（資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）による委託）、当該押印を国土交通大臣等が確認。

※現在検討が進められている自動車保有関係手続のワンストップサービス（自動車の登録・検査、保管場所証明、自動車諸税の納税等の各種手続をオンラインで一括して行うことができるサービス）制度開始後においては、自動車製造業者等が完成検査証等情報を国土交通大臣等に送信する際に合わせて預託保証済情報も送信し、当該情報を国土交通大臣等が確認する仕組みとする方向で検討中。

※自動車リサイクル法において３品目のリサイクル料金の設定・公表及び３品目の引取り・再資源化等の義務が課せられる義務者とは、国内自動車製造業者及び海外自動車製造業者から直接輸入（契約輸入）を実施する事業者をいう（「自動車製造業者等」）。このため、並行輸入自動車を取扱う者は自動車リサイクル法における義務者とはならない。

※資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）においては、リサイクル料金等の収受を委託した自動車製造業者等から出荷情報が送信された時点で、確実にリサイクル料金等の収受がなされるとみなし、リサイクル料金等が預託されたものと認識する。

②義務者不存在車（リサイクル義務を果たす自動製造業者等が存在しない自動車）についての、リサイクル料金等の預託と国土交通大臣等による預託確認

○資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）においては、自動車製造業者等が公表するリサイクル料金情報については、公表された時点で自動車製造業者等から情報提供を受け、把握・保有することが可能となるシステムを構築する方向。

○他方、リサイクル義務を負う自動車製造業者等が存在しない場合（個人輸入・並行輸入の場合）等においては、資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）が事前にリサイクル料金情報を保有していないことから、リサイクル料金等を預託しようとする者から何らかの申請が必要。

○この場合にリサイクル料金の設定をする指定再資源化機関（（財）自動車リサイクル促進センター）では、リサイクル料金を設定するための材料となる情報を保有していないため、預託申請の際にリサイクル料金の設定に必要となる情報についても預託しようとする者から提供を受けることが必要。

［具体的スキーム］

(ｱ)リサイクル料金等の預託申請・設定・通知

○義務者不存在車を輸入した者等から、ＦＡＸ又は郵送により資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）に預託申請（リサイクル料金の設定に必要な情報（排出ガス試験成績表の写し等）についての提供も想定。）

○指定再資源化機関（（財）自動車リサイクル促進センター）によってリサイクル料金が設定され、設定された額等を預託申請者へ郵送等により通知。

(ｲ)リサイクル料金等の預託

○預託申請者は郵便局等においてリサイクル料金等を預託。資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）において、リサイクル料金等が預託された事実を確認した後リサイクル券及び預託確認用シールを預託申請者に郵送にて送付。

(ｳ)国土交通大臣等による預託確認

○新規登録・検査を受ける時は、自動車通関証明書に預託確認用のシールを貼付。国土交通大臣等においては当該貼付を確認。

(2)継続検査時預託

○自動車リサイクル法の本格施行前の既販車であって継続検査を受ける場合は、制度施行後（正確には車検実務の便宜を踏まえて制度施行１ヶ月後の平成１７年２月１日から）以降最初の継続検査までにリサイクル料金等の預託を行うことが必要。実際は、多くの場合、継続検査時にリサイクル料金等の預託が行われることが想定される。

○継続検査時のリサイクル料金等の預託及び国土交通大臣等による預託確認の具体的方法を検討する際に考慮すべき点は以下のとおり。

イ）預託実務負担の軽減

○継続検査には、以下の二つの種類が存在。継続検査申請者が①認証整備工場経由検査等と②指定整備工場経由検査のいずれを選択したとしても、円滑にリサイクル料金等の預託が行えるような体制を整備しておくことが重要。

①「認証整備工場経由検査等」：運輸支局及び検査登録事務所（以下、「運輸支局等」という。）に現車が持ち込まれる認証整備工場経由の継続検査及び個人による継続検査

②「指定整備工場経由検査」：運輸支局等には現車が持ち込まれない指定整備工場経由の継続検査

ロ）時限措置であること及びコスト意識の必要性

○継続検査時のリサイクル料金等の預託及び国土交通大臣等による預託確認は、当初３年間の時限措置とされている。このため、必要以上のコストを要して恒久的な収受体制を準備することは極めて非効率。また、必要となるコストは資金管理料金として自動車所有者の負担となることから、必要性について明確な裏打ちがなされていること及び自動車所有者の負担感をより強く意識して、可能な限り低コストでの体制構築を実現することが必要。

○このため、例えばコンビニエンスストア等のＡＴＭを活用して自動車所有者自身がリサイクル料金等の預託を可能とするシステムを新たに構築することは不適当。

ハ）リサイクル料金の個別性

○各自動車製造業者等及び個別自動車ごとにリサイクル料金は異なりうるものとなっているため、例えばフロン回収破壊法におけるフロン類の回収・運搬・破壊に要する費用については、金額が乗用車については一律（２５８０円）であり、廃棄者が金額の印字がある「自動車フロン券」を用いて郵便局及びコンビニエンスストアにおいて必要な費用を払込むことが可能であるが、自動車リサイクル法におけるリサイクル料金は自動車毎に異なりうるため、こうした仕組みとすることは困難。

○また、自動車のリサイクル料金等が記載された振込用紙を個々の自動者所有者に送付するといった手段については、未到達となることも多いという点で実効性に疑問があることに加えて、資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）が自動車所有者の氏名・住所等の個人情報を入手・保有することは個人情報保護の観点で好ましくないことから、その採用は極めて困難。

二）国土交通大臣等による円滑な預託確認の実現

○国土交通大臣等による預託確認が円滑に行われなければ、自動車検車証の返付に支障が生じ、継続検査申請者に多大な影響を与えることとなることから、円滑な預託確認が行われるような実務の構築が必要。

【具体的スキーム（Ｐ６２・Ｐ６３のスキーム図参照）】

①認証整備工場経由検査等におけるリサイクル料金等の預託及び国土交通大臣等による預託確認

(ｱ)リサイクル料金等の預託

○リサイクル料金等の預託は運輸支局等で行うこととする。支払窓口については資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）が運輸支局等内又は近傍に既存する窓口に委託。

(ｲ)国土交通大臣等による預託確認

○リサイクル料金等の預託の際にはリサイクル券が発券され、当該リサイクル券を用いて預託確認を行うこととする。

資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）が運輸支局等内又は近傍に既存する窓口に対し、リサイクル券の存在を確認し自動車検査票に預託済である旨を押印する実務を委託し、国土交通大臣等において当該押印の存在により預託確認を行う。

②指定整備工場経由検査におけるリサイクル料金等の預託及び国土交通大臣等による預託確認

(ｱ)リサイクル料金等の預託

○リサイクル料金等の預託は指定整備工場に現車が持ち込まれた時点で行う（事前に登録・車両番号及び車台番号が判明している場合は、現車が持ち込まれる前に預託手続きを行うことも可能）こととする。指定整備工場において必要な実務については、資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）が委託。

指定整備事業者におけるリサイクル料金預託の具体的方法としては、①口座引落の利用、②コンビニエンスストアの利用、③郵便局の利用の３つとする。

(ｲ)国土交通大臣等による預託確認

○リサイクル料金等の預託がされた後は、指定整備工場においてリサイクル券の発券が可能となり、保安基準適合証等とともに当該リサイクル券を運輸支局等に持ち込み預託確認を行うこととする。

資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）が運輸支局等内又は近傍に既存する窓口に対し、リサイクル券の存在を確認し保安基準適合証に預託済である旨を押印する実務を委託し、国土交通大臣等において当該押印の存在により預託確認を行う。

※中古新規登録・検査におけるリサイクル料金等の預託及び国土交通大臣等による預　託確認は、継続検査と原則同様の方法となる。

※新車新規登録・検査、継続検査、中古新規登録・検査の際は、国土交通大臣等に対して預託証明書を提示することが必要とされており、リサイクル券が預託証明書となる。しかしながら、実務上は関係者の利便性を考慮し譲渡証明書等の書類に預託済である旨の押印を委託し、国土交通大臣等には押印済みの譲渡証明書等を提示することで預託証明書（＝リサイクル券）が提示されたものとみなすこととする。

(3)引取時預託

○引取業者による引取時預託の具体的方法としては、継続検査時の指定整備工場におけるリサイクル料金等の預託方法のうち、原則コンビニエンスストア利用及び郵便局利用により行うこととする。

○口座引落の利用については、既販車のうち車検を受けずに使用済となるもののリサイクル料金等の徴収が引取時預託の太宗を占めることが想定されており、これは施行後３年間においてのみ発生することから、継続検査時預託において本方法を利用する事業者のみ利用可能とする方向。３年後に本方法を継続的に実施するかも含め見直しを行うこととする。

【Ｐ６４のスキーム図参照】

～既販車のリサイクル料金等の預託方法のイメージ～

＜継続検査時預託の概要＞

○継続検査には、１．認証整備工場経由、ユーザー車検で行う継続車検（現車持込み必要）［約１０００万台／年］、２．指定整備工場経由で行う継続車検（現車持込み不要）［約２２００万台／年］が存在する。
○１．認証整備工場経由、ユーザー車検で行う継続検査におけるリサイクル料金等の預託については、基本的に運輸支局・検査登録事務所で行うこととし、２．指定整備工場経由で行う継続検査におけるリサイクル料金等の預託については、原則指定整備工場における検査時点で行うこととする。
（全ての既販車のリサイクル料金等の預託を運輸支局等で行うことは、運輸支局等において膨大なリサイクル料金等の預託実務が発生することから実務上困難であるため、指定整備工場において事前にリサイクル料金等の預託が可能となる実務を構築することが不可欠。）。

１．継続検査時預託①：
認証整備工場経由、ユーザー車検で行う継続検査（約１０００万台／年）におけるリサイクル料金等の預託

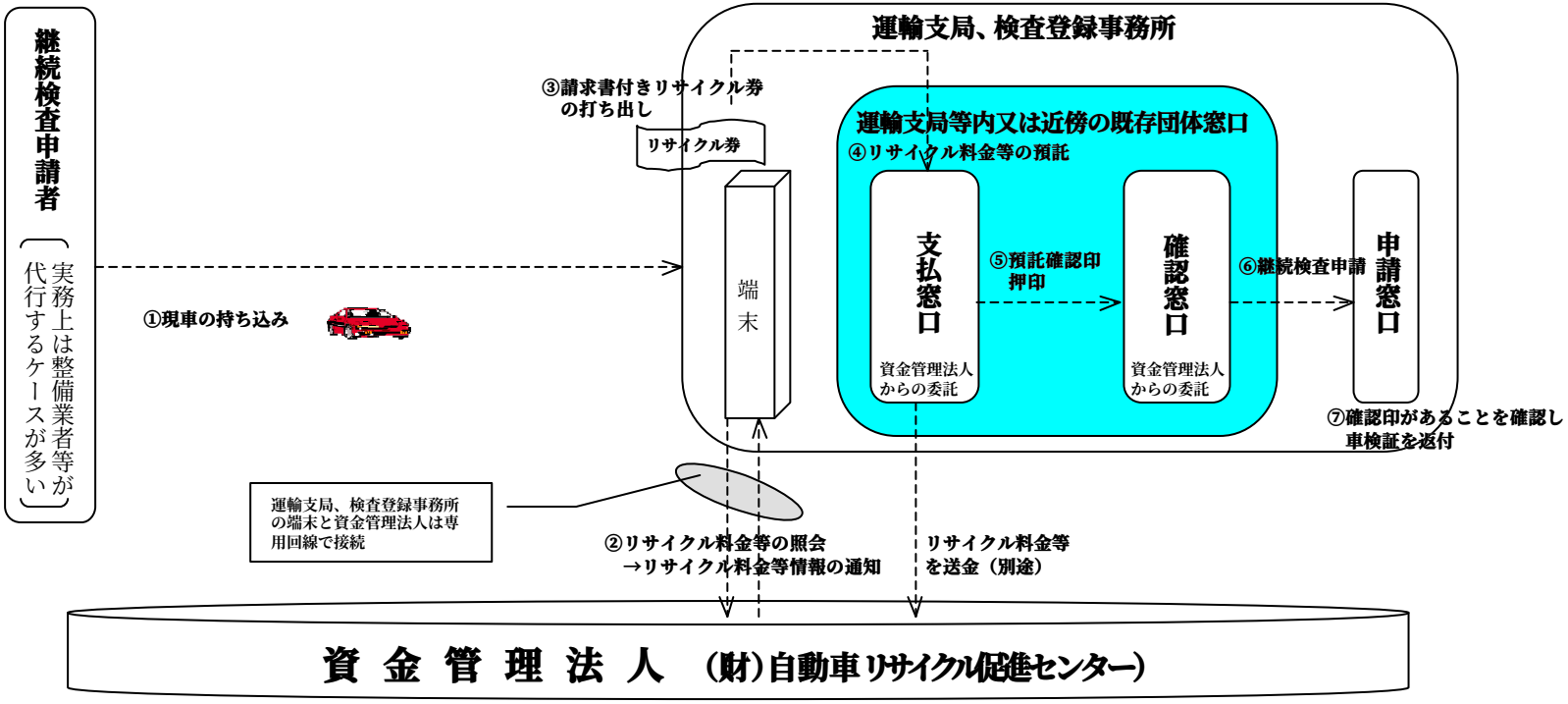

①運輸支局・検査登録事務所への現車の持込み。
②、③登録・車両番号及び車台番号を用いて資金管理法人にリサイクル料金等を照会し、請求書付きリサイクル券を打ち出す。
④打ち出した請求書付きリサイクル券を支払窓口に提示し、リサイクル料金等を預託。
⑤切り離されたリサイクル券を自動車検査票等と共に確認窓口に提示。確認窓口ではリサイクル券を確認し、預託済である旨自動車検査票に押印。
⑥押印された自動車検査票等を含め必要な書類を運輸支局・検査登録事務所の継続検査申請窓口へ提示。
⑦申請窓口においては、自動車検査票等に確認印があることを確認し車検証を返付。

２．継続検査時預託②：指定整備工場経由で行う継続検査（約２２００万台／年）におけるリサイクル料金等の預託

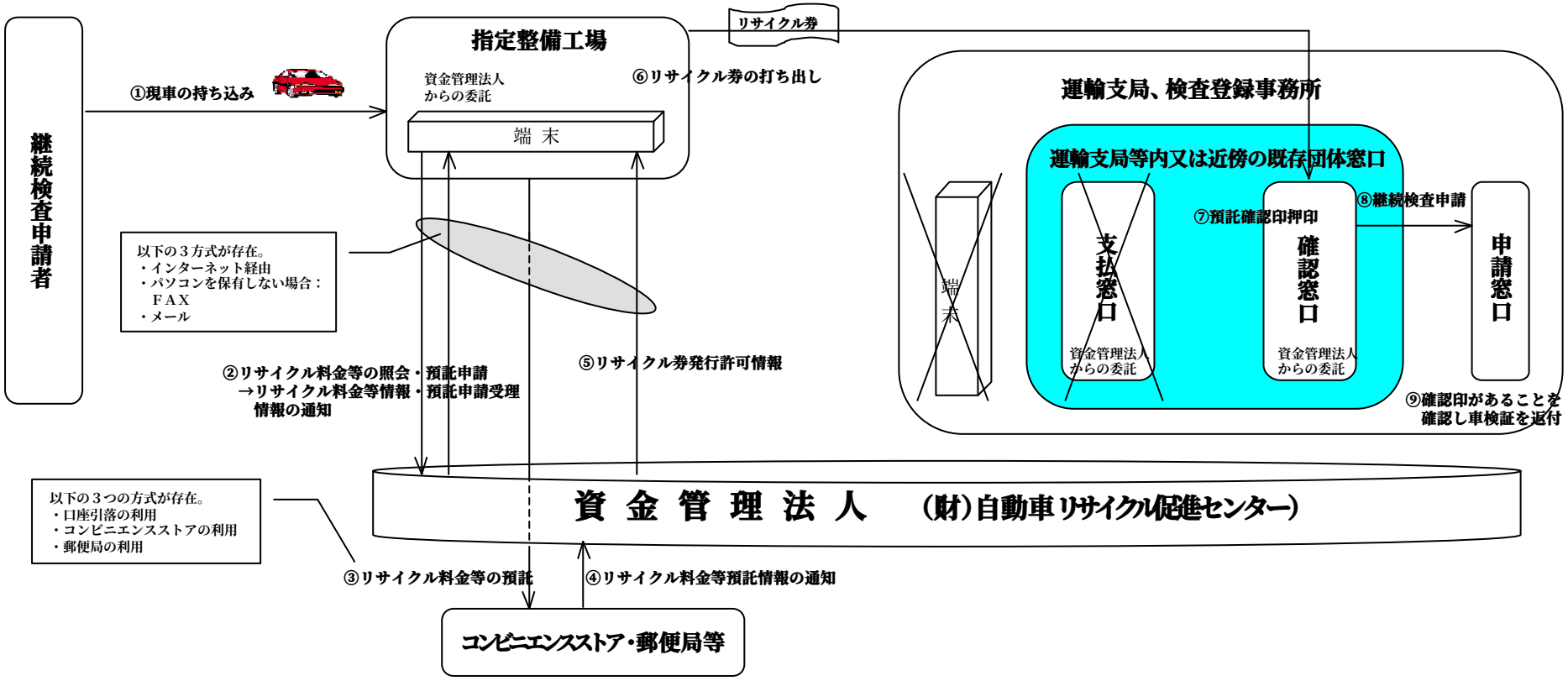

①指定整備工場への現車の持込み。
②登録・車両番号及び車台番号を用いて資金管理法人にリサイクル料金等を照会するとともに預託を申請（リサイクル料金等の照会を車検の予約時などに事前に行っておくことにより、実務を円滑化することが可能）。資金管理法人からリサイクル料金等情報・預託申請受理情報を通知。（インターネット経由：リアルタイム、ＦＡＸ利用：１時間程度、メール：１日（ただしメールは一度に多くの台数についてやり取り可能））
　コンビニエンスストアの利用において（１）ＳＰＣ（ｽﾏｰﾄﾋﾟｯﾄｶｰﾄﾞ）に対応したコンビニの場合は、ＳＰＣに記載してある番号も預託申請と同時に申請（ＳＰＣとリサイクル料金等とをひも付け）、（２）払込票に対応したコンビニの場合は、資金管理法人から預託申請受理情報が通知される際に合わせて払込票番号等が通知されるため、当該情報に基づき払込票をﾌﾟﾘﾝﾄｱｳﾄする。
③（１）口座引落（月２回の引落を想定）、（２）コンビニエンスストア利用（ＳＰＣ・払込票をコンビニに提示）、（３）郵便局利用（自社の郵便局口座から資金管理法人の口座へ自動払込み）によりリサイクル料金等を預託。
④、⑤、⑥コンビニエンスストア、郵便局から資金管理法人へリサイクル料金等預託情報が通知され、リサイクル券の発行が許可される。これを受けて指定整備工場においてリサイクル券を打ち出す（口座引落の場合、預託申請を受理した時点でリサイクル券の打ち出し可）。
（リサイクル料金等の照会・預託申請からリサイクル券の打ち出しが可能となるまでの所要時間（１）口座引落：インターネット経由は数分、メールは１日、（２）コンビニエンスストア利用：インターネット経由は数時間、ＦＡＸは１日、（３）郵便局利用：インターネット経由は４日、ＦＡＸは５日）
⑦リサイクル券を保安基準適合証と共に確認窓口に提示。確認窓口ではリサイクル券を確認し、預託済である旨保安基準適合証に押印。
⑧押印された保安基準適合証を含め必要な書類を運輸支局・検査登録事務所の継続検査申請窓口へ提示。
⑨申請窓口においては、保安基準適合証に確認印があることを確認し車検証を返付。

３．引取時預託

＜引取時預託の概要＞

○引取業者による引取時預託の具体的方法としては、継続検査時の指定整備工場におけるリサイクル料金等の預託方法のうち、原則コンビニエンスストア利用及び郵便局利用により行うこととする。

○口座引落の利用については、既販車のうち車検を受けずに使用済となるもののリサイクル料金等の徴収が引取時預託の太宗を占めることが想定されており、これは施行後３年間においてのみ発生することから、継続検査時預託において本方法を利用する事業者のみ利用可能とする方向。３年後に本方法を継続的に実施するかも含め見直しを行うこととする。

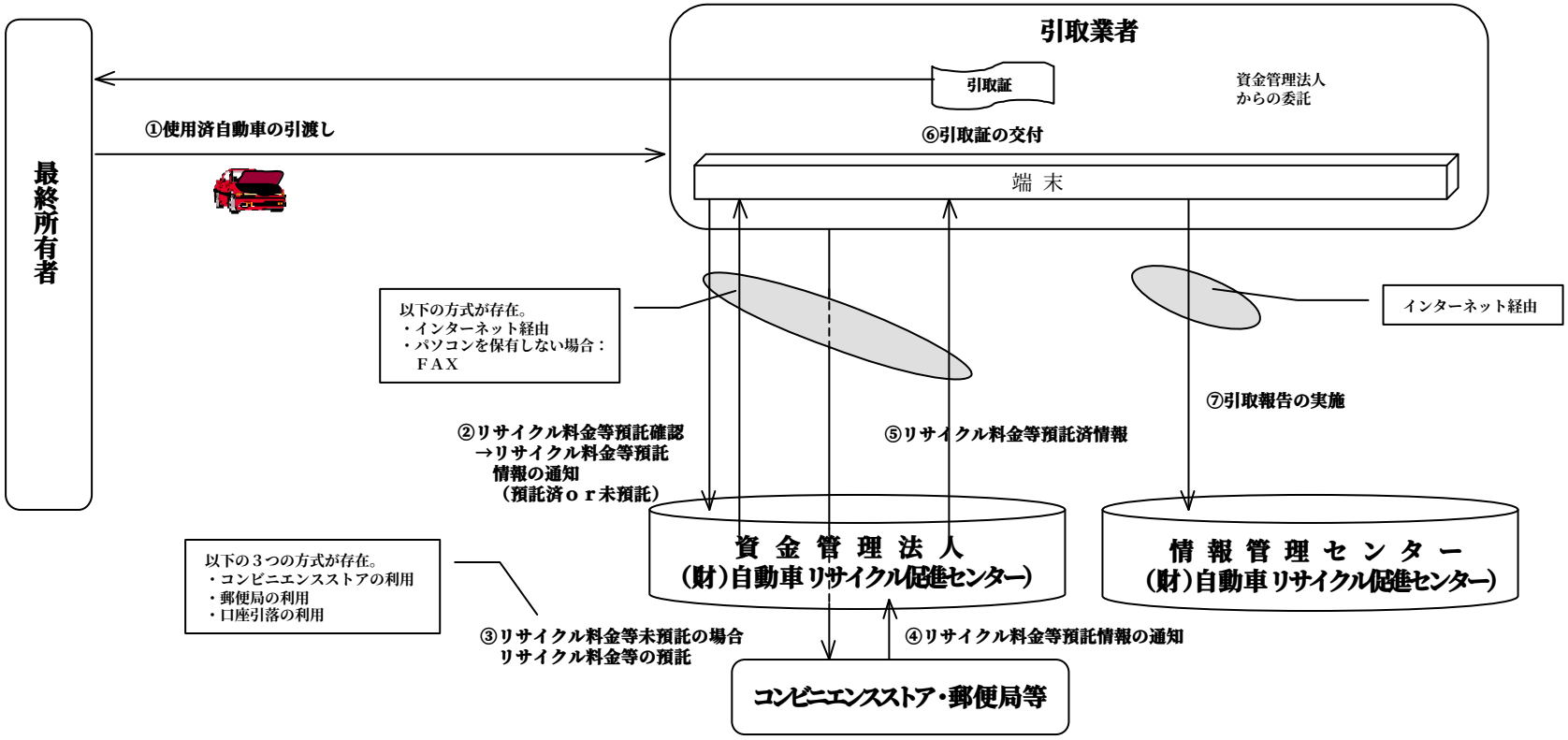

①使用済自動車の引渡し。
②登録・車両番号又はリサイクル券番号及び車台番号を用いて預託確認。資金管理法人から預託済又は未預託情報を通知。預託済の場合は⑥へ。未預託の場合は③へ。
③（１）コンビニエンスストア利用（ＳＰＣ・払込票をコンビニに提示）、（２）郵便局利用（自社の郵便局口座から資金管理法人の口座へ自動払込み）、（３）口座引落（月２回の引落を想定）によりリサイクル料金等を預託。
④、⑤、⑥コンビニエンスストア、郵便局から資金管理法人へリサイクル料金等預託情報が通知され、引取報告の実施が許可される。これを受けて引取業者において引取証を交付（システムから引取証として利用できる書面の打出しを可能とする方向）（口座引落の場合、預託申請を受理した時点で引取報告可）
⑦引取業者において引取報告を実施。

３．リサイクル料金等の扱いについて

(1)リサイクル料金等の会計処理等

１）新車購入時の会計処理

○新車の所有者（購入者）が自動車の本体価格とは別に負担することが必要となる料金は、３品目のリサイクル料金、情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）による情報管理業務に関する費用（情報管理料金）及び資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）によるこれらの料金の管理に関する費用（資金管理料金）。

○このうち、３品目のリサイクル料金及び情報管理料金は、自動車が使用済みとなった際のリサイクル及び使用済自動車の管理に備えるために資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）に「預託金として預託」されたものであり、所有者の資産に該当する。

　このため、資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）に預託を行った所有者においては、当該預託金は、資産の保有形態が現金から預託金に振り替わっただけであり、費用としては位置付けられず、税務上損金処理の対象とはならない。

○他方、資金管理料金は、支払われた時点から資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）において費消され始めるため、「預託金」ではなく、支払った所有者の費用として位置づけられ、税務上損金処理の対象となる。

２)中古車売買時の会計処理

○リサイクル料金等が預託済みの自動車の中古車売買に際しては、リサイクル料金等（資金管理料金部分を除く）は自動車の譲渡に伴い新所有者（自動車を購入した人）が預託したものとみなされることとなる。

○このため、旧所有者（自動車を売却した人）としては、新所有者よりリサイクル料金等（資金管理料金部分を除く）相当額の支払いを受けることとなる。この場合、旧所有者は支払いを受けた額と自らが当該自動車を購入した際に前の所有者に支払ったリサイクル料金等（資金管理料金部分を除く）相当額の差額を損益として認識することとなる（新所有者から支払いを受ける額は収入に計上し、自らが前の所有者に支払った額は費用に計上することとなる）が、両者は常に一致することから差額が生じることはなく、従って課税所得も生じない。
（消費税の扱いとしては、リサイクル料金等は金銭資産と位置付けられるため非課税となる）

○一方、新所有者については、旧所有者と同様に、現金から預託金への資産の振り替えとなり、費用とは位置付けられない（税務上損金処理の対象とはならない）。

３）引取業者への引渡時の会計処理

○リサイクル料金等が預託済みの自動車を引取業者に使用済自動車として引き渡した最終所有者は、当該引渡しをもって自動車製造業者等に対しシュレッダーダスト等３品目のリサイクルに必要な行為の実施を求めたものと位置付けられる。このため、最終所有者においては、引取業者への引渡しをもってリサイクル料金等（資金管理料金部分を除く）分を支出したこととなり、この時点で費用処理を行うこととなる。

※新車販売時及び中古車売買時の価格表示及び注文書の様式については、上記会計処理方法を踏まえ今後検討が必要。

(2)中古車輸出時のリサイクル料金等の還付について〔法第７８条関係〕

○リサイクル料金等が預託されている自動車を輸出した場合には、当該自動車の所有者（主として輸出業者を想定）はリサイクル料金等（資金管理料金部分を除く）の取戻しを資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）に請求することが可能。

○取戻し請求の際には、申請者（輸出をした自動車の所有者）名・住所、車台番号、リサイクル料金等（資金管理料金部分を除く）の額、振込先情報等が記載された申請書に加えて、以下の添付書類が必要。

①適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類

：輸出許可書の写し（輸出をした自動車の車台番号が記載されているもの）
：船荷証券の写し（輸出をした自動車の車台番号が記載されているもの）

②自動車を輸出しようとした時点の自動車の所有者が確認できる書類
：改正道路運送車両法で制度化された輸出抹消仮登録証明書（又は輸出予定届出証明書）の写し

※自動車リサイクル法と同時期での施行が予定されている改正道路運送車両法において、登録又は車検を受けている自動車について中古車輸出を行う場合には、国土交通省等への手続きが必要な制度が導入されることとなる（詳細はＰ９５参照）。

※資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）においては、上記申請書及び添付書類に加えて国土交通省等より輸出抹消登録等の情報提供を受け、当該情報の有無についても確認を実施。

※携行品扱いでの輸出手続きの場合など上記の書類が整わない場合には、リサイクル料金等（資金管理料金部分を除く。）の返還は不可能。

※構内車の輸出の場合は輸出抹消仮登録証明書（輸出予定届出証明書）が存在しないことから、この場合に限って当該証明書は不要。

○取戻し申請者には、預託されていたリサイクル料金等から生じる利息についても払い渡されるが、資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）が経済産業・環境大臣の認可を受けて定める手数料を負担することが必要。

(3)リサイクル料金等の剰余金の扱い〔法第９８条、第１０６条関係〕

○リサイクル料金等のうち、輸出中古車につき返還請求がない場合、廃車ガラ輸出によりシュレッダーダストの処理が不要となった場合等に結果として剰余金の発生が見込まれる。この剰余金の使途については、資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）が経済産業・環境大臣の承認・認可を受けて、指定再資源化機関（（財）自動車リサイクル促進センター）による離島対策・不法投棄対策等や自動車所有者におけるリサイクル料金の負担軽減に利用することが可能な制度となっている。

①離島対応

：一定の条件を満たす離島地域の市町村が一定の措置（例えば、市町村による使用済自動車の島外への共同搬出等を想定）を講ずる場合において、当該市町村に対して資金の出えんその他の協力を行う。

※措置対象となる離島地域とは、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の対象となる地域であって、かつ、地理的条件、交通事情その他の条件により、引取業者への使用済自動車の引渡しが他の地域に比して著しく困難なことが前提条件。
　その上で、この基準を満たす市町村の長の申し出を受けて経済産業・環境大臣が公示した地域における市町村が上記のような取組みを行っていることが必要条件となる。

②不法投棄、野積み対応

：廃棄物処理法の措置命令により原因者等の責任を追求の上、自治体が代執行を行った場合、当該自治体に対し資金協力を行う。

※路上放棄車については、市町村が代執行によらず処理している事案もあることから、(社)日本自動車工業会をはじめとした自動車関係業界で構成する「路上放棄車処理協力会」による市町村への資金協力のシステムは存続。

③（財）自動車リサイクル促進センターが資金管理法人として行う資金管理業務、情報管理センターとして行う情報管理業務に必要なコストに充当（結果的に資金管理料金・情報管理料金として自動車の所有者に求める負担を広く薄く軽減）

④一定金額以上の剰余金がある場合、将来の自動車所有者のリサイクル料金を割引する。

≪メモ欄≫

第４章

電子マニフェスト（移動報告）制度について（情報の流れ）

第４章：電子マニフェスト（移動報告）制度について（情報の流れ）

〔法第５章関係〕

１．電子マニフェスト（移動報告）制度の趣旨

○自動車リサイクル法においては、各関連事業者等が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際、一定期間内にその旨を情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に原則パソコンによる電子情報にて報告をする電子マニフェスト（移動報告）制度を導入。

情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）が各関連事業者等が使用する共通システムを新たに構築して、マニフェスト情報を一元管理（情報の集約・保存・行政機関への報告・関連事業者等による閲覧への対応等）することとなる。

※現状、使用済自動車のうち産業廃棄物であるものについては廃棄物処理法におけるマニフェスト制度の対象となっており、その他の使用済自動車についても自主的取組みとして使用済自動車用マニフェスト制度があるが、これらは主として紙媒体による制度。

新たな自動車リサイクルシステムにおいても同様に紙媒体のマニフェスト制度を導入した場合、膨大な紙マニフェストが多岐に渡る関連事業者等間を送付・回付し保存されることとなり、その管理は実務上困難かつ多額のコストを要することから、電子マニフェスト制度を採用したもの。

○これにより自動車リサイクル法の本格施行時（平成１７年１月１日）からは、電子マニフェスト制度がカバーする範囲については、既存の廃棄物処理法の産業廃棄物マニフェスト制度の適用やフロン回収破壊法のフロン類管理書は不要となり、また、自主的取組みである使用済自動車用マニフェスト制度についても廃止することとなる。

※なお、フロン回収破壊法上、過去に引き取った自動車に係るフロン類管理書の写しは５年間保存が必要であることに留意。

※自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度の対象となっていない産業廃棄物の収集運搬・処理を他者に委託する場合には、従来通り廃棄物処理法に基づくマニフェストが必要。

○電子マニフェスト（移動報告）制度の主たる機能は、以下の通り。

①使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保（不法投棄等の防止）
②リサイクル料金等の支払いの証拠
③関連制度への情報提供
④使用済自動車に関する統計情報の整備

①使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保（不法投棄等の防止）

・自動車リサイクル法においては、使用済自動車等の不法投棄等を防止し確実なリサイクルを図るため、登録・許可制を前提に使用済自動車等の引取り・引渡し義務があるが、この制度に実効性を持たせるため、使用済自動車１台ごとにつき、その引取り・引渡しの実施状況を情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）が常時把握し管理することとする。

②リサイクル料金等の支払いの証拠

・自動車製造業者等は、フロン類・エアバッグ類（ガス発生器）・シュレッダーダストを引き取った際に資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）に

対し、当該３品目のリサイクル料金の払渡しを請求することが可能となるが、その際自動車製造業者等が確実に引き取ったことの証拠として電子マニフェスト情報を活用。

・フロン類回収業者・解体業者がフロン類回収料金・エアバッグ類回収料金の支払いを自動車製造業者等に請求する場合も同様。

③関連制度への情報提供

・自動車リサイクル法においては、使用済自動車を引取業者に適正に引き渡すことを最終所有者に促すため、自動車重量税の還付措置が創設されたところ。解体の事実の確認及び還付額の計算にあたって電子マニフェスト情報を活用することを想定。

・また、改正道路運送車両法においても永久抹消登録又は一時抹消登録後の解体届出等の要件として、解体の事実を電子マニフェスト情報により確認することが想定されている。

④使用済自動車に関する統計情報の整備

・情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）は、毎事業年度ごとにファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車等の引取り・引渡しの状況を国に報告することとなっている。

・また、フロン類の再利用情報等についても情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）が毎年度フロン類回収業者から定期報告を受ける。

２．電子マニフェスト（移動報告）制度の概要

(1)制度の骨格

①電子マニフェスト（移動報告）の起点

○引取業者は、使用済自動車の引取りを求められたときは、当該使用済自動車についてリサイクル料金等が資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）に預託されているかどうかを確認し、預託がなされている場合には正当な理由がない限り当該使用済自動車を引取り、当該引取りの報告を行うことで電子マニフェストをスタートする。

②引取・引渡実施報告

○各関連事業者等が使用済自動車等（使用済自動車、解体自動車（廃車ガラ）、フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダスト）の引取り・引渡しを行った際、３日以内に引渡元・引渡先名、当該使用済自動車等の車台番号その他の情報を情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に報告する。

③確認通知・遅延報告

○関連事業者等からの引取・引渡実施報告が一定期間内（具体的には後述の(2)３）参照）に行われなかった場合、情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）から最後の報告を行った事業者にその旨通知を行って状況確認を求める（

確認通知）。もともとの移動報告自体を電子マニフェストシステム上で行った関連事業者等に対しては、電子マニフェストシステム上で確認通知が行われる。

○さらに一定期間（具体的には後述の(2)３)参照）経っても引取・引渡実施報告がなされない場合には、その旨と事業者情報・車台番号等を最後の電子マニフェスト報告があった事業所を管轄する（登録・許可権者である）都道府県知事（又は保健所設置市長）に情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）が報告する（遅延報告）。

なお、情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）は、フロン類の再利用等の報告に関して、年度終了後１月以内との期限を超えても報告を受けない場合や報告に不備がある場合にも、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事等に遅延報告を行う。

○都道府県知事（又は保健所設置市長）は、この遅延報告をもとに関連事業者に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告・命令等を行うことができる制度となっている。

④ 閲　覧

○関連事業者等は、自らが引き取ったことのある又は引取りを求められた使用済自動車等の電子マニフェスト情報について、ファイル記録情報の閲覧やファイル記載事項の書類等の交付を情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に請求することが可能。

使用済自動車を引取業者に引き渡した最終所有者も引取業者に照会することなどにより、当該使用済自動車の状況を確認することが可能となっている。

※閲覧可能な具体的内容については、個人・企業情報保護の観点及びシステム上の負荷等を踏まえて検討。

※ファイル記載事項の書類等の交付請求にあたっては、情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）が定める手数料を納める必要がある。

～電子マニフェスト（移動報告）制度を中心とした自動車リサイクル関連情報システム概念図～

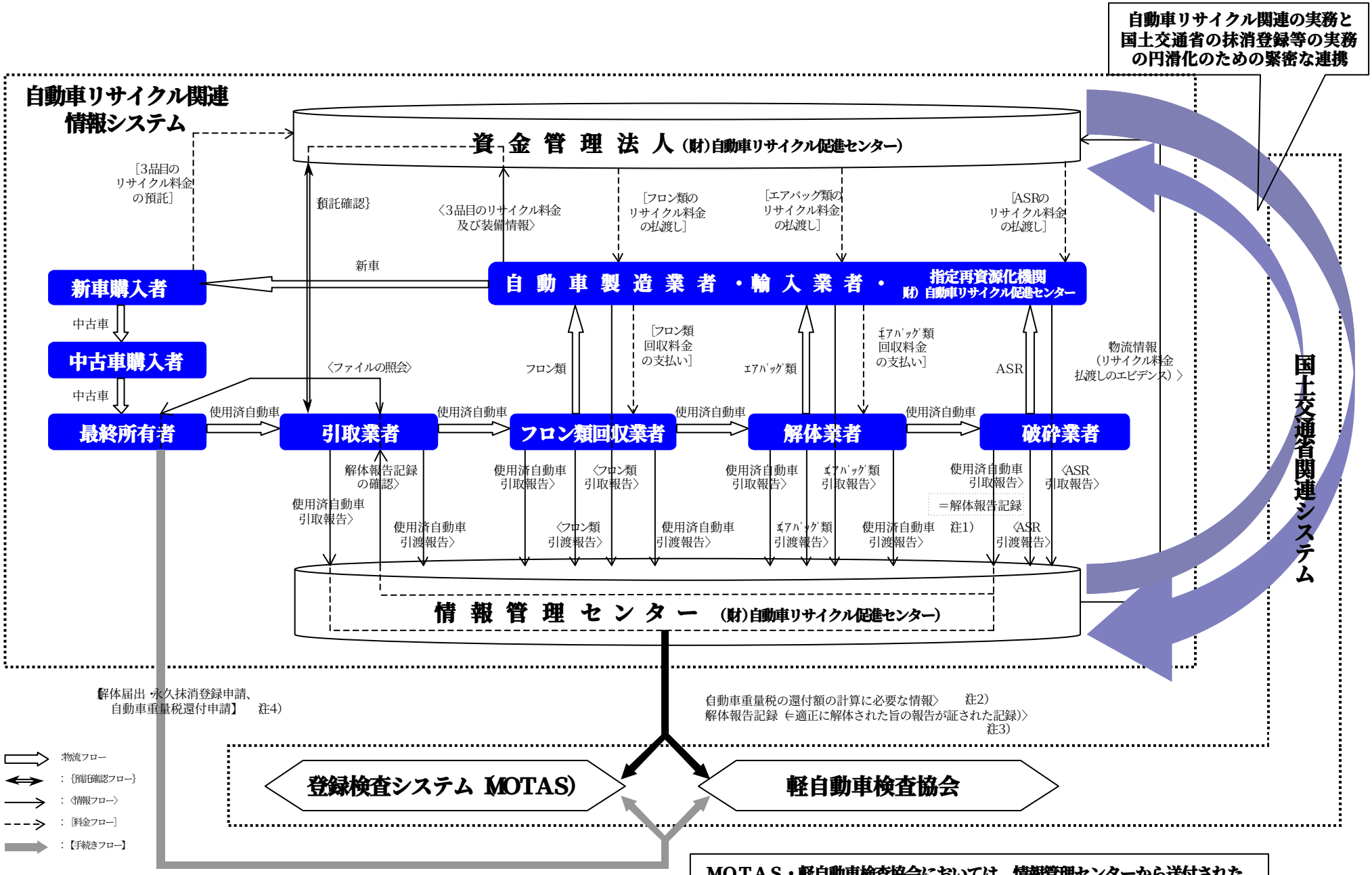

注１：破砕業者に引き取られた場合は当該破砕業者の引取報告、それ以外のものについては解体業者の引渡報告を解体報告記録とする方向。
注２：自動車重量税還付における還付金額の計算方法については、詳細を今後さらに検討。
注３：情報管理センターからＭＯＴＡＳ・軽検協に解体報告記録を送付した後に、引取業者が解体報告記録の確認を行う実務を想定。
注４：解体届出・永久抹消登録申請、自動車重量税還付申請実務については、引取業者に委託されることが多いと想定される。

ＭＯＴＡＳ・軽自動車検査協会においては、情報管理センターから送付された〈重量税還付額の計算に必要な情報〉〈解体報告記録〉と最終所有者から申請された［解体届出・永久抹消登録申請、自動車重量税還付申請］の突合を行う。

移動報告（電子マニフェスト）

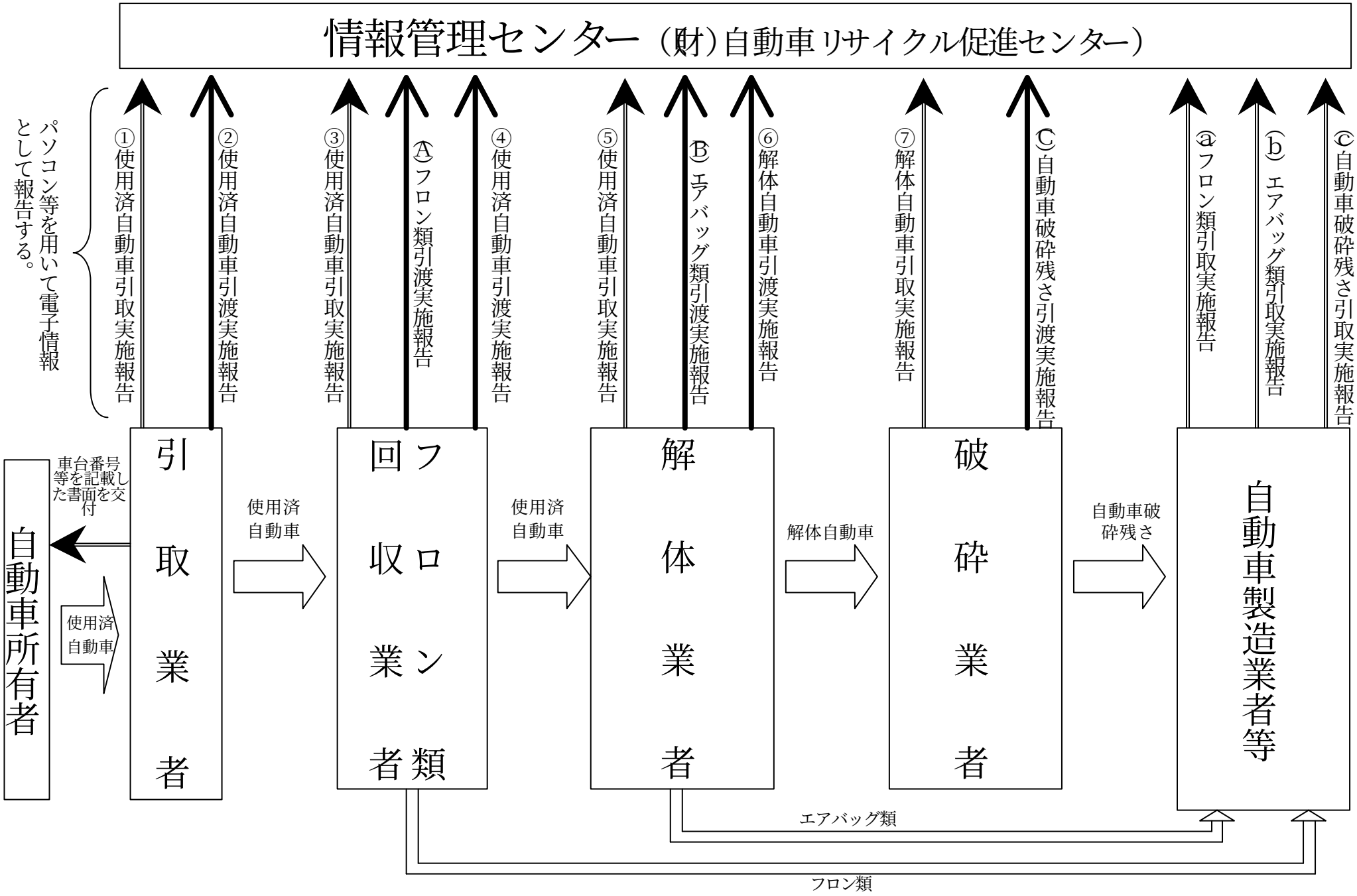

遅延報告について

引取後引渡実施報告に係る遅延報告（法第８８条第４項）

①「引取実施報告」がなされた後、一定期間内に「引渡実施報告」がない場合には、情報管理センターは「引取実施報告」を行った者に対してその旨を通知する（確認通知）。

②上記通知を行ってもなお一定期間期間を経過しても「引渡実施報告」がない場合には、情報管理センターは知事等に引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨等を報告する（遅延報告）。

③知事等は、必要に応じて関連事業者に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告・命令を行うことができる。

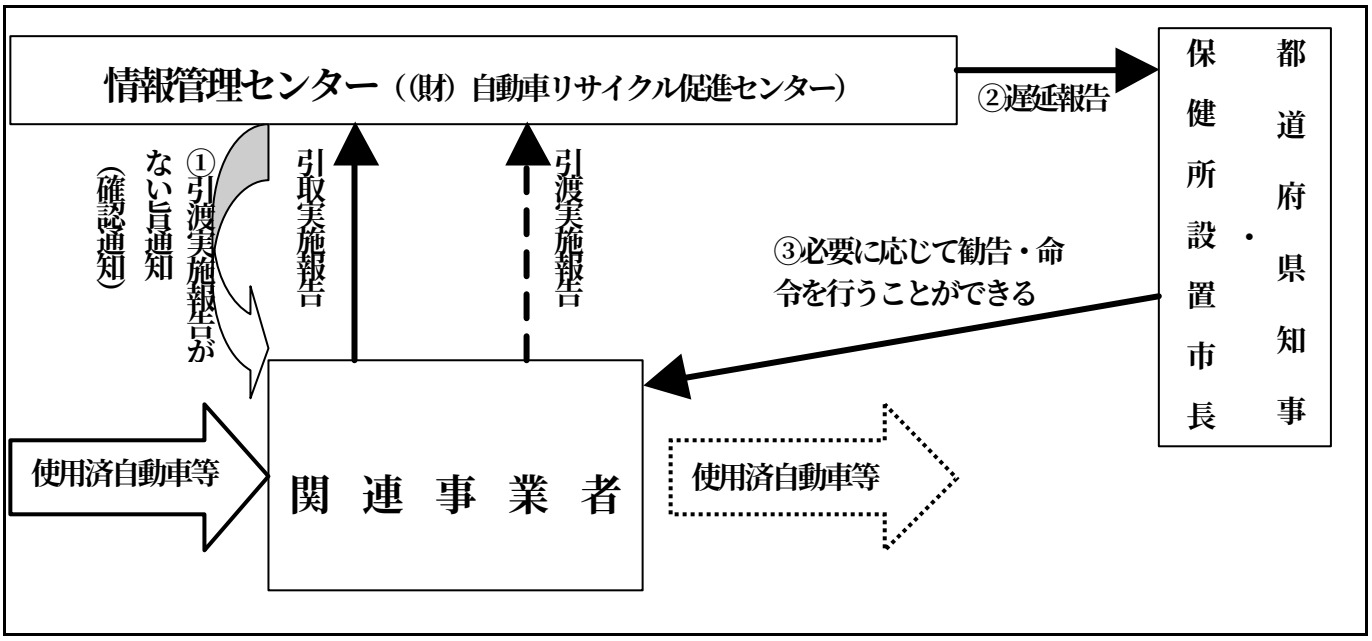

引渡後引取実施報告に係る遅延報告（法第８８条第５項）

①「引渡実施報告」がなされた後、一定期間内に「引取実施報告」がない場合には、情報管理センターは「引渡実施報告」を行った者に対してその旨を通知する（確認通知）。

②上記通知を行ってもなお一定期間期間を経過しても「引取実施報告」がない場合には、情報管理センターは知事等に引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨等を報告する（遅延報告）。

③知事等は、必要に応じて関連事業者に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告・命令を行うことができる。

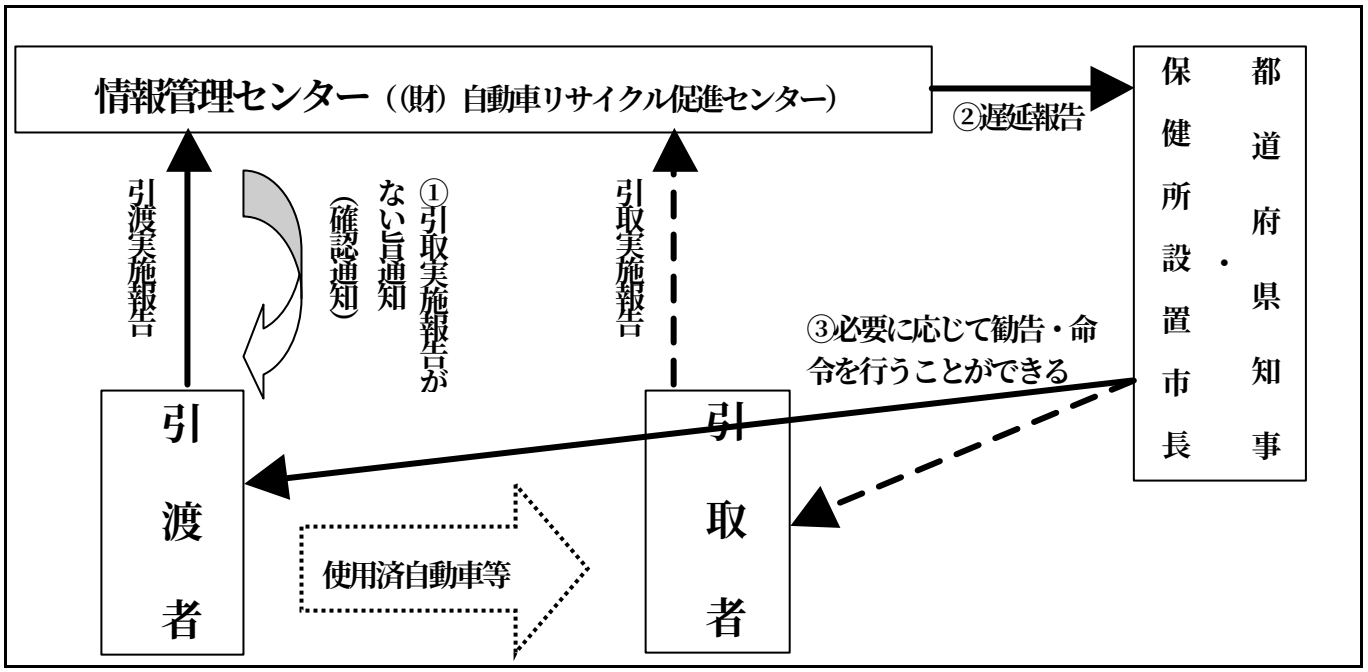

(2)電子マニフェスト（移動報告）制度による報告の具体的内容について

1）電子マニフェスト入力項目

○電子マニフェスト制度における各事業者の入力必須項目は以下のとおり。入力必須項目は必要最低限のものとしつつ、この他に物流・金流等を円滑化するための任意の項目も設けることとなる。

○車台番号及び事業所単位での報告となる点がキーポイント。
　実務上、システムでは入力負荷を最小限にするため、あらかじめ情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に事業所ごとの登録をしてもらって事業所コードで情報管理を行う予定。

その上で、例えば以下のようなシステム入力を簡便にするための方策を講じる予定。
- 事業所コードの入力により事業所名や所在地等が自動入力される機能
- 車台番号を入力するのではなく前の事業者（引取実施報告時）又は自ら（引渡実施報告時）が入力した番号の一覧表示の中から選択する機能
- 頻繁に入力する項目については辞書機能のような形でシステムに記憶させる機能
- 引渡実施報告がなされた情報がその引渡先の引取実施報告をする際に一覧として表示される機能

＜具体的な入力項目＞

①引取実施報告

（共通項目）
- 使用済自動車等に係る移動報告の番号（※システムで自動的に番号を付与）
- 使用済自動車等の引取りを求めた者名・住所と引取り元の事業所名・所在地
  （引取業者においては引取りを求めた者（最終所有者）名のみ）
  （＝引取元情報）
- 自らの氏名又は名称・住所と使用済自動車等を引き取った事業所名・所在地
  （＝引取先である自らの情報）
- 使用済自動車等の車台番号

（引取業者個別項目）
- 使用済自動車等の自動車登録番号・車両番号又は預託証明書（リサイクル券）の番号が明らかである場合にはそのいずれかの番号
  （車台番号以外にもその自動車を特定することができる番号を入力することにより、取り違えや誤入力を防止するとの趣旨）
- 使用済自動車にフロン類が充てんされたエアコンディショナーが搭載されている場合には、そのフロン類の種類（CFC・HFC）

（解体業者個別項目）
- 引き取った使用済自動車の解体を自ら行わずに他の解体業者に引き渡すときは、その旨

②引渡実施報告

（共通項目）

・使用済自動車等に係る移動報告の番号（※システムで自動的に番号を付与）
・使用済自動車等の引渡しを受ける者名・住所と使用済自動車等の引き渡しを受ける事業所名・所在地（＝引渡先情報）
・自らの氏名又は名称・住所と使用済自動車等を引き渡した事業所名・所在地（＝引渡元である自らの情報）
・使用済自動車等の車台番号
・使用済自動車等を引き渡すための運搬を委託する場合の運搬受託者名及び廃棄物収集運搬業者としての許可番号（※フロン類の運搬については不要。また、実務上運搬を委託しない場合には、その旨を記入。）

（フロン類回収業者のフロン類の引渡し個別項目）

・フロン類の引渡しに使用するボンベ又はパレットごとに付された番号及びそれにより運搬されるフロン類の種類（CFC・HFC）

（解体業者のエアバッグ類（ガス発生器）の引渡し個別項目）

・エアバッグ類（ガス発生器）の引渡しに使用するパレットごとに付された番号（※車上作動処理を行う場合には記入不要）

（解体業者・破砕業者の解体自動車の引渡し個別項目）

・解体自動車が全部再資源化認定（法第３１条認定）に係るものである場合にあっては、その旨、委託をした自動車製造業者等名、解体自動車全部利用者名・住所と事業所名・所在地
・解体自動車全部利用者に当該解体自動車を引き渡す場合には、解体自動車全部利用者が電炉等投入を行う者か廃車ガラ輸出を行う者かの区別

（破砕業者のシュレッダーダストの引渡し個別項目）

・シュレッダーダストの重量
・シュレッダーダストの引渡しに使用する運搬車の自動車登録番号等

※フロン類回収業者の一定期間ごとの再利用量等の報告については、フロン類回収業者の行為義務の項（第２章２．(2)）で既述。

２）電子マニフェスト制度による報告の方法

○電子マニフェスト制度による報告は、原則パソコン等により電子情報で報告を行う制度となっており、具体的には、関連事業者等が情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）にインターネット上で接続すれば入力が可能。

※使用可能なパソコン・ブラウザーの具体的スペックについては、追って詳細を発表。

○他方、例外的には、情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）が主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めれば、関連事業者等は書面の提出により電子マニフェストの報告を行うことができる制度となっている。

具体的には、ＦＡＸでの実務が想定されているところ。ＦＡＸによる具体的な取り回しでは、手数料（額については現状未定）が必要となることに加え、既述のような電子システムであるが故の各種機能がないため、各事業者の事務の効率性に鑑みれば電子情報での対応に相当の利便性があると考えられる。

※例えば、ＦＡＸ対応の場合、車台番号について前の事業者（引取報告時）又は自ら（引渡報告時）が入力した番号の一覧表示の中から選択することは不可能であり、一台毎の車台番号を全て記入することが必要。また、自ら及び引渡元事業所（引取報告時）又は引渡先事業所の事業所コードについても一台の報告を行う都度全て記入することが必要となることが想定される。

３）確認通知・遅延報告までの期間

○電子マニフェスト制度は、使用済自動車の不法投棄などの不適正処理を未然防止することを主目的として設けられた制度であるため、確認通知・遅延報告までの期間をあまりにも長期間に設定することではその意味が薄れるが、極端に短い期間を設定することは現実的でないため、実態を踏まえ具体的な期間について以下のように設定。

①引取実施報告後引渡実施報告がない場合の確認通知・遅延報告までの期間

○引取り後引渡しまでに要する期間は、引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者ごとにそれぞれの作業内容等に応じて違いがあるため、その実態を踏まえて期間を設定。

また、確認通知を行ってから遅延報告を行うまでの期間は、その間に各事業者において当該使用済自動車等の状況等を確認し必要な対応をとるための猶予期間的な位置づけであることから、事業者の区分によらず一律となる。なお、フロン類回収業者のフロン類の引渡しについては、再利用の可能性もあるため、自動車リサイクル法の規定上確認通知・遅延報告の仕組みがない。

	確認通知までの期間	遅延報告までの期間
引取業者	３０日	左記＋１０日
フロン類回収業者 （使用済自動車のみ）	２０日	
解体業者	１２０日	
破砕業者	３０日	

○その際、特に解体業者に関して、部品取りを行うための車について保管の期間が長期化することや、冬期の降雪など季節的・地域的条件によって保管の期間が変動することがあるが、こうした実状を踏まえ、期間そのものは一律に定めた上で、部品取りその他適当な事由がある場合には、解体業者があらかじめ都道府県等に報告すること等により、当該自動車について遅延報告が行われた際に都道府県等が行う確認作業を簡便にするなどの柔軟な対応がとれるよう、運用上の工夫を行うものとするのが適当。

②引渡実施報告後引取実施報告がない場合の確認通知・遅延報告までの期間

○引渡実施報告があった後の引取実施報告についての遅延報告等までの期間については、使用済自動車等の収集運搬等に必要な期間として数日間程度を定める。他方、自動車製造業者等においては、特にエアバッグ類（ガス発生器）とフロン類について多種多様かつ多数の業者から小口で多くのものを引き取ることになるため、事務作業に要する時間も鑑みて他の事業者よりも長めにこの期間を設定。

なお、確認通知を行ってから遅延報告を行うまでの期間は、その間に各事業者において当該使用済自動車等の状況等を確認し必要な対応をとるための猶予期間的な位置づけであることから、事業者の区分によらず一律となる。

引取実施報告をすべき者	確認通知までの期間	遅延報告までの期間
引取業者、フロン類回収業者 解体業者、破砕業者	５日	左記＋３日
自動車製造業者等		
ｼｭﾚｯﾀﾞｰﾀﾞｽﾄ	５日	左記＋３日
ｴｱﾊﾞｯｸﾞ類（ｶﾞｽ発生器） とﾌﾛﾝ類	１５日	左記＋３日

(3)その他

１）マニフェスト報告情報の取消実務

○誤ったマニフェスト報告（移動報告）を行った場合、行った報告の取消等の実務が必要となるが、これについては関係する関連事業者等及び使用済自動車の最終所有者（引取証の交付を受けた者）との同意が必要となる。

○この場合、関連事業者等との間では費用の精算が発生する可能性があり、また最終所有者との間ではリサイクル料金等（資金管理料金部分を除く）相当額及び自動車重量税還付相当額の支払い等が発生する可能性があると想定されることから、実務的には極めて困難となることが想定される。

○このため、関連事業者等においては実態と報告しようとする事項との間に相違がないことを確認の上電子マニフェスト制度による報告を行うことが極めて重要。

２）情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）への事前登録

○電子マニフェスト制度による報告は、既述のとおり事業所単位での報告となり、引取実施報告においては、引渡元事業所及び引取りを行う事業所（自ら）、引渡実施報告においては、引渡しを行う事業所（自ら）及び引渡先事業所の事業所名や所在地等の各事業所情報を報告することが必要となる。

○実際の報告実務においては、関連事業車等による入力実務を軽減し、また電子マニフェストシステムのセキュリティを確保するため、情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）において各事業所ごとにＩＤ番号を付与し、そのＩＤ番号の入力（辞書機能有り）により事業所名や所在地等の各事業所情報が自動入力される機能を準備することとなる。

○このＩＤ番号の付与のため、各関連事業者等においては自動車リサイクル法の施行前に情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に事業所単位での登録を行うことが必要となるが、この登録の具体的な方法及び時期については追って発表されることとなる。

［電子マニフェストの画面イメージ（検討中のもの）］

Ⅰ　電子マニフェストへのログイン（接続）

①電子マニフェストシステムへのログイン（接続）

事業所コード	
パスワード	

ログイン

（ｱ）事業所コード及びパスワードを入力し
システムへログイン
（事務所コードについては、一度入力した
コードを記憶させる機能（辞書機能）有り）

Ⅱ　使用済自動車等の引取報告

事業所コードによりログ
インを実施することで
自動的に表示

②使用済自動車等の引取報告

１．引取実施事業者（自社）情報

事業所コード	023-2-020-103	事業者／事業所名	○○業者△△事業所

クリックすることで
事業者・事業所、車台の
詳細情報を表示

２．引取対象車台一覧

引渡報告日	引渡元事業者／事業所名		車台番号		引取報告対象選択
2006/4/1	××業者◎◎事業所	詳細	ＡＢ１２３４５６	詳細	□
2006/4/1	××業者◎◎事業所	詳細	ＣＤ３４５６７８９０	詳細	□
2006/4/3	□□業者◆◆事業所	詳細	ＰＱ６７８９０	詳細	□
2006/4/3	□□業者◆◆事業所	詳細	１１１１１１１１１	詳細	□
2006/4/3	□□業者◆◆事業所	詳細	９８７ＸＹＺ１２	詳細	□

型式・車名等の情報についても
自動的に表示される

前工程の事業者の引渡報告
の情報を自動的に表示

報告

（ｱ）引取報告を行う車台を
選択して報告（終了）

Ⅲ　使用済自動車等の引渡報告

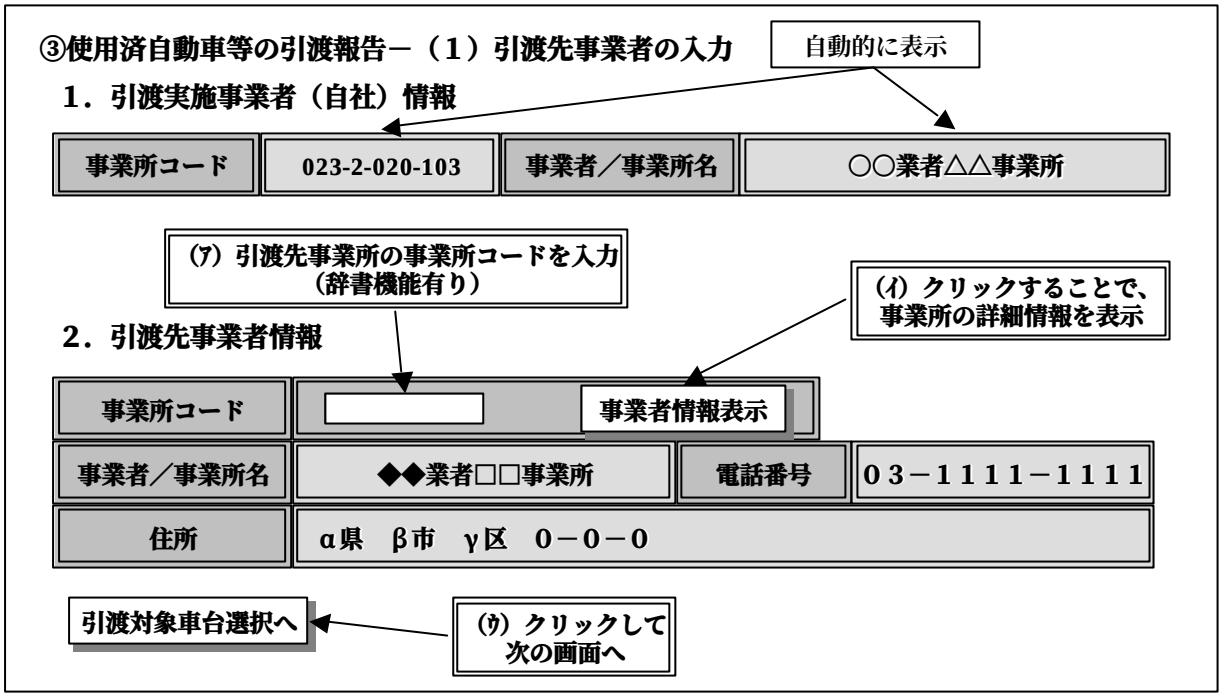

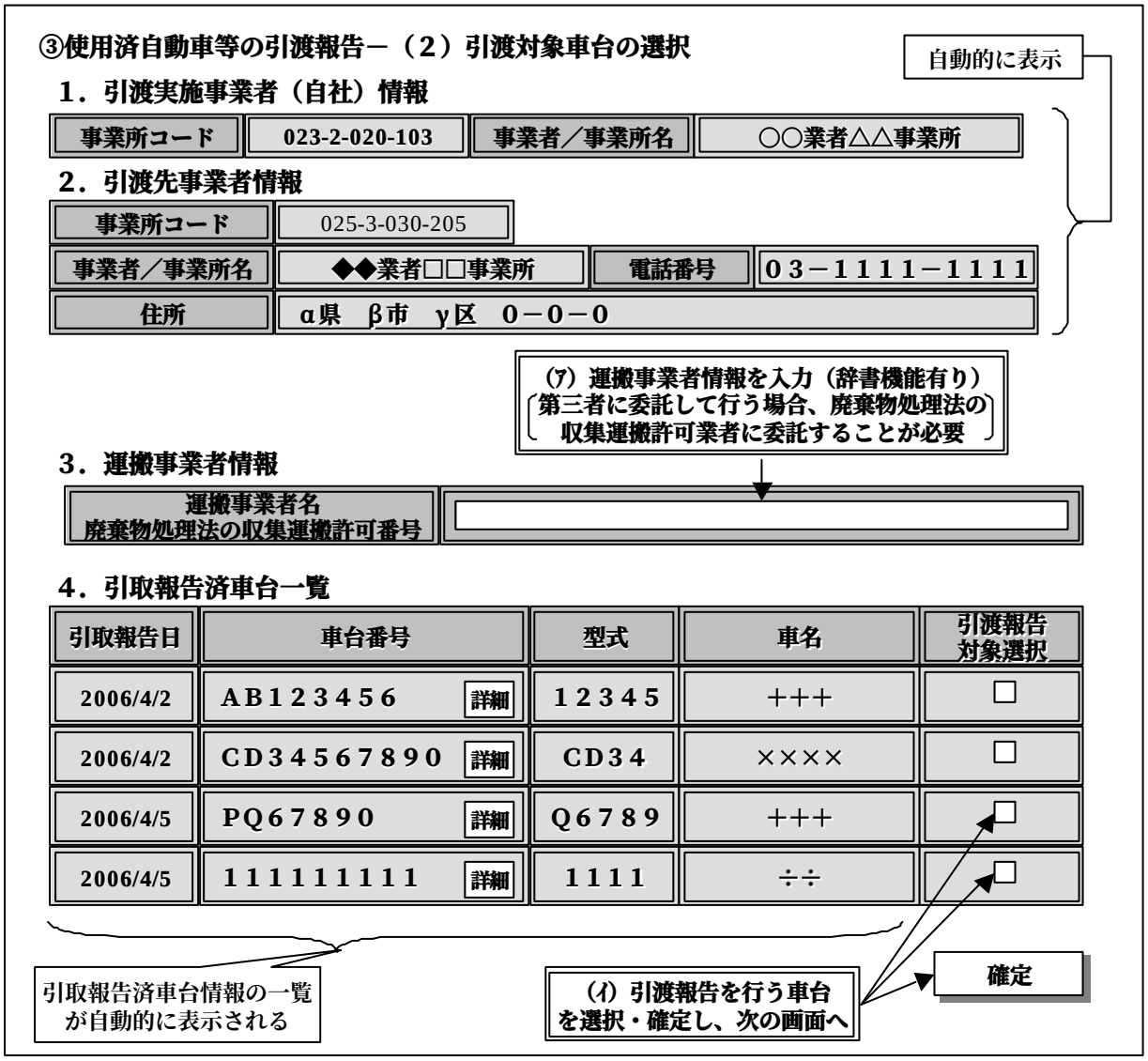

③使用済自動車等の引渡報告－（３）情報管理センターへの報告（確認・報告画面）

１．引渡実施事業者（自社）情報

自動的に表示

事業所コード	023-2-020-103	事業者／事業所名	○○業者△△事業所

２．引渡対象選択済車台一覧

引渡報告を保留する時に選択

引渡先事業者／事業所名	引取報告日	車台番号	確定取消
◆◆業者□□事業所 詳細	2006/4/2	ＡＢ１２３４５６ 詳細	□
◆◆業者□□事業所 詳細	2006/4/2	ＣＤ３４５６７８９０ 詳細	□
◆◆業者□□事業所 詳細	2006/4/5	ＰＱ６７８９０ 詳細	□
◆◆業者□□事業所 詳細	2006/4/5	１１１１１１１１１ 詳細	□

型式・車名等の情報についても

クリックすることで
引渡事業所の所在地等
の詳細情報を表示

引渡報告する内容の最終確認のため、
選択済の車台情報の一覧が自動的に表示される

報告

（7）引渡報告を実施
（終了）

Ⅳ　フロン類・エアバッグ類の引渡報告

④フロン類・エアバッグ類の引渡報告－（1）引渡先事業者及びボンベ・パレット番号の入力

1．引渡実施事業者（自社）情報

自動的に表示

事業所コード	023-2-020-103	事業者／事業所名	○○業者△△事業所

2．引渡先事業者情報

（ｱ）引渡先事業所の事業所コードを入力（辞書機能）有り）

（ｲ）クリックすることで、事業所の詳細情報を表示

事業所コード		事業者情報表示	
事業者／事業所名	メーカー等指定引取場所	電話番号	０３－９９９９－９９９９
住所	H県　I市　K区　７－７－７		

3．ボンベ・パレット番号

ボンベ・パレット番号	

（ｳ）フロン類を充填したボンベ等・エアバッグ類を梱包したパレット番号を入力（辞書機能有り）

フロン類についてはCFC/HFCの種類を選択する項目有り

引渡対象車台選択へ

（ｴ）クリックして次の画面へ

④フロン類・エアバッグ類の引渡報告－（2）引渡対象車台の選択

自動的に表示

1．引渡実施事業者（自社）情報

事業所コード	023-2-020-103	事業者／事業所名	○○業者△△事業所

2．引渡先事業者情報

事業所コード	056-9-078-112		
事業者／事業所名	メーカー等指定引取場所	電話番号	０３－９９９９－９９９９
住所	H県　I市　K区　７－７－７		

エアバッグ類については運搬事業者情報を入力する項目有り

3．ボンベ・パレット番号

ボンベ・パレット番号	AOO1

4．引取報告済車台一覧

引取報告日	車台番号		型式	車名	引渡報告対象選択
2006/4/2	AB123456	詳細	12345	＋＋＋	□
2006/4/2	CD34567890	詳細	CD34	××××	□
2006/4/5	PQ67890	詳細	Q6789	＋＋＋	□
2006/4/5	111111111	詳細	1111	÷÷	□

引取報告済車台情報の一覧が自動的に表示される

（ｱ）引渡報告を行う車台を選択・確定し、次の画面へ

確定

④フロン類・エアバッグ類の引渡報告－（３）情報管理センターへの報告

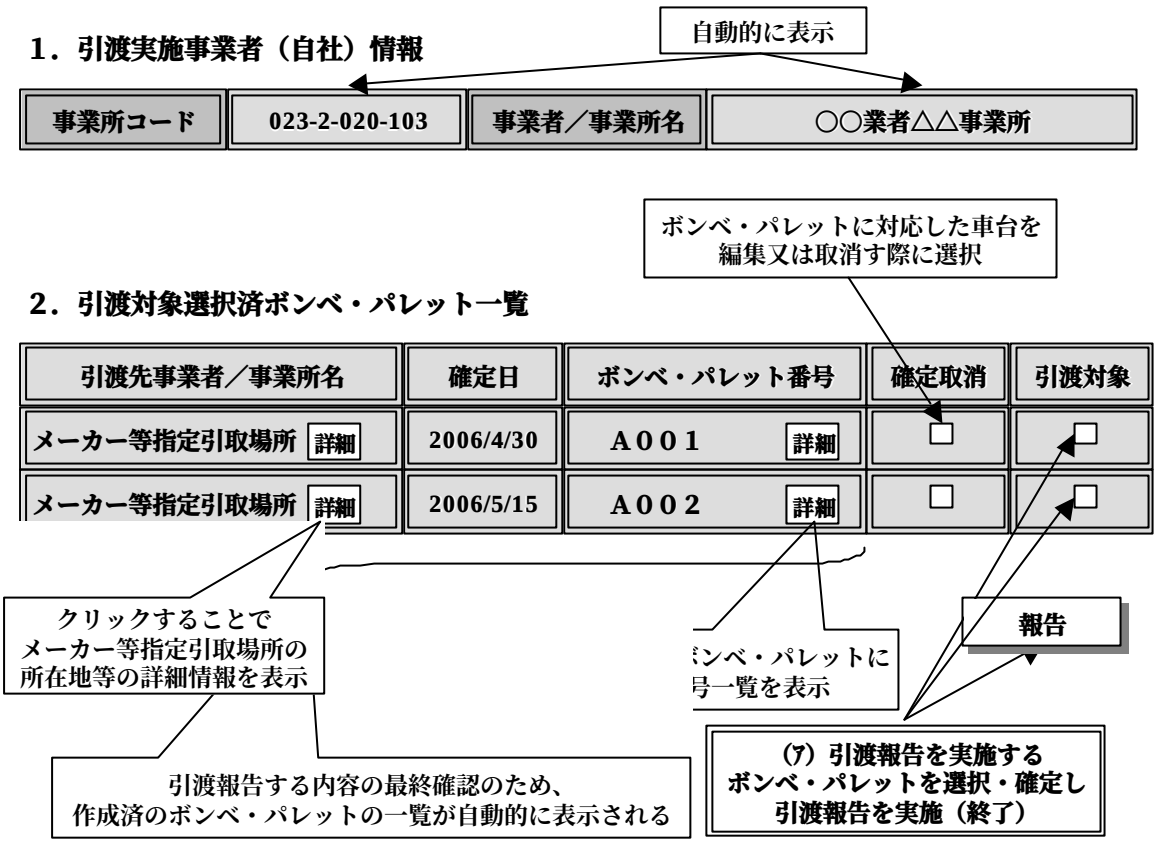

第５章

自動車製造業者等の役割
（認定制度・行為義務）
について

第５章：自動車製造業者等の役割（認定制度・行為義務）について

１．認定制度等〔法第２８条等関係〕

○自動車製造業者等（指定再資源化機関（（財）自動車リサイクル促進センター）に委託する場合を除く。）は、シュレッダーダスト（ＡＳＲ）とエアバッグ類の再資源化に関して、その再資源化の体制について経済産業・環境大臣の認定を得ることが必要（大臣認定を受けた自動車製造業者等又はその委託を受けて再資源化に必要な行為を実施する事業者は、廃棄物処理法の業の許可は不要）。

○リサイクル義務者が存在しない場合の代行やリサイクル義務履行が難しい小規模業者（自動車の生産・輸入量が指定再資源化機関（（財）自動車リサイクル促進センター）への委託の直前５年間のいずれかにおいて１万台に満たないもの）からの確実な受託主体として、指定再資源化機関（（財）自動車リサイクル促進センター）をセイフティーネットとして設置。

２．行為義務等

(1)シュレッダーダスト（ＡＳＲ）・エアバッグ類の再資源化の基準

〔法第２５条関係〕

1)シュレッダーダスト（ＡＳＲ）の再資源化の基準

○使用済自動車全体のリサイクル率は、既にマテリアルリサイクルで８０％程度まで達している状況。さらなるリサイクル率向上（＝埋立処分量の極小化）のために、自動車リサイクル法の規定に基づいて自動車製造業者等が達成すべきＡＳＲのリサイクル率を検討するに際しては、以下の理由から、マテリアルリサイクルとサーマルリサイクルの双方の要素を踏まえたものとすることが適当。

（理由）

・ＡＳＲは、金属等の資源を回収した後の最終残さであるため、マテリアルリサイクルが本来的に容易ではなく、最終処分量の極小化を図り廃棄物処分場の逼迫問題等の解消に資するためには、サーマルリサイクルを相当程度位置付けることが必要不可欠。

・現在稼働中又は稼働予定であるＡＳＲリサイクル技術・施設のうち主要なものは、いずれもＡＳＲ中の可燃物たる有機物からの電力・熱・可燃ガス等のエネルギー回収（利用）と金属・スラグ等のマテリアル回収の双方を組み合わせた複合的なものとなっている。

○ＡＳＲリサイクル率の計算方法として、まずは、各施設における物質・ｴﾈﾙｷﾞｰの投入と回収の比率である「ＡＳＲ投入施設活用率」の考え方に基づいて、施設のリサイクル性を評価。

→一定レベル（０．４０）以上のものをＡＳＲリサイクル率を計算するにあたって組入れ可能な施設とする。

ＡＳＲ投入施設活用率

$$= \frac{\text{回収ｴﾈﾙｷﾞｰのASR換算重量合計} + \text{回収ﾏﾃﾘｱﾙ重量合計}}{\text{投入可燃分等のASR換算重量合計} + \text{投入灰分の重量合計}} \geqq 0.40$$

※各施設への投入物例：ＡＳＲ、他の廃棄物、鉱石、化石燃料、石灰石
回収例　：金属、溶融スラグ、回収電力、回収熱、回収ガス

※各施設におけるマテリアルリサイクルとサーマルリサイクルの双方を加味して評価することが可能となるよう、エネルギーをＡＳＲ重量に換算して評価。

○その上で、以下の算式で、自動車製造業者等は毎年度ＡＳＲリサイクル率を計算。

ＡＳＲリサイクル率　＝

$$\frac{\text{ASR投入施設活用率を満たす施設への投入ASR重量} - \text{当該施設から排出される残さ重量} + \text{31条認定を前提に電炉等投入した廃車ガラ中のＡＳＲ相当重量} - \text{電炉等から排出される残さ重量}}{\text{自動車製造業者等が引き取ったＡＳＲ重量} + \text{３１条認定を前提に電炉等投入した廃車ガラ中のＡＳＲ相当重量}}$$

（いずれも年度毎まとめての重量）

※「残さ」とは、リサイクル施設又は電炉等から排出された後、埋立や単純焼却により処理されたものを指す。

※全部再資源化（法第３１条）認定のケース（自動車製造業者等が解体業者等に委託してＡＳＲを生じさせない方法で解体自動車（廃車ガラ）を国内においてリサイクル・処理（自動車製造業者等が解体業者等に精緻な解体等の実施を委託し、電炉・転炉に廃車ガラを投入する場合を想定）することを主務大臣が認定したもの）についても、ＡＳＲリサイクル率の算定にあたって位置付ける。

○ＡＳＲリサイクル率が満たすべき水準

自動車製造業者等が達成すべきＡＳＲリサイクル率の水準は、「使用済み自動車リサイクル・イニシァティブ（平成９年策定）」における「２０１５年以降使用済自動車全体のリサイクル率９５％」との目標（ＥＵ廃車指令等の目標水準と同レベル）を十分に満たすものとなるよう、以下のとおり設定。

ＡＳＲリサイクル施設の整備に要する準備期間を考慮し、２０１５年度に向けて段階的に引き上げを行う。

	ＡＳＲリサイクル率
２００５年度以降	３０％以上
２０１０年度以降	５０％以上
２０１５年度以降	７０％以上

２）エアバッグ類の再資源化基準

○エアバッグ類の適正処理・再資源化の方法として、取外し回収して一定の施設に集めて作動処理する方法に加え、解体業者において車上作動処理（使用済自動車に搭載されたままの状態での作動処理）する方法についても位置付け。

○自動車製造業者等が達成すべきエアバッグ類のリサイクル率の水準は、その金属組成を考慮して、毎年度８５％以上（重量ベース）とする。

(2)その他

１）再資源化等の状況の公表〔法第２７条関係〕

○自動車製造業者等は、各々、毎年度、３物品ごとに、リサイクル率を算出するための数値（ＡＳＲについては投入施設がＡＳＲ投入施設活用率を超えるものであることを示す記載を含む）、委託先の情報に加えて、収支状況（年度内における資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けたリサイクル料金の額と再資源化等に要した費用の双方）について帳簿を記載し、これを公表することとなる。

２）その他

○自動車に製造・輸入業者の名称を表示する義務あり。〔法第３６条関係〕

○電子マニフェスト制度を利用して、情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）にシュレッダーダスト等の引取実施報告をする義務あり。
〔法第８１条第１３項関係〕

○<u>再資源化義務の他に以下の責務あり</u>。〔法第３条関係〕
・<u>自動車の設計上の工夫によるリサイクル容易な自動車の開発</u>
・<u>円滑なリサイクルのため、自動車の構造・部材に関する情報を提供</u>

≪メモ欄≫

第６章

参考資料

１．道路運送車両法の一部を改正する法律概要

２．フロン回収破壊法（第二種特定製品）の概要

３．（財）自動車リサイクル促進センターの概要

道路運送車両法の一部を改正する法律概要
（抹消登録制度等の改正部分）

Ｉ．骨子

自動車の登録制度等について、使用済自動車のリサイクル促進及び不法投棄防止の観点から、使用済自動車の再資源化等に関する法律の制定に合わせ、同法による自動車リサイクルシステムと関連付け、一貫した仕組みに改めた。

ＩＩ．改正概要

自動車のリサイクル促進及び不法投棄防止のための改正

① 解体に係る抹消登録等の整備

自動車リサイクル促進等の観点から、永久抹消登録等については、使用済自動車が使用済自動車の再資源化等に関する法律の枠組みに従って適正に解体処理されたことを踏まえて行うこととするとともに、これらの手続が確実に行われるよう自動車の使用実態の把握を適切に行うこととした。

② 輸出に係る抹消登録等の整備

使用済自動車の実態を踏まえ、これまで明記されていなかった輸出を事由とする抹消登録等の規定を整備した。

道路運送車両法の一部を改正する法律（抹消登録等関係部分）

1　登録自動車の所有者は、使用済自動車の解体に係る永久抹消登録の申請をするときは、当該自動車が使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する手続により解体されたことが確認できる事項を明らかにしなければならないこととすること。（第十五条関係）

2　登録自動車の輸出については、所有者が輸出をする時までに輸出抹消仮登録を受けなければならないこととし、国土交通大臣が当該自動車の輸出の事実を税関長から確認したときに輸出抹消登録をするものとすること。（第十五条の二関係）

3　一時抹消登録を受けた自動車の解体等又は輸出については、所有者が国土交通大臣に届け出なければならないこととし、この場合においては、登録自動車に係る前記1及び2に準じた手続をとることとすること。（第十六条関係）

4　国土交通大臣は、前記3の届出があった旨を自動車登録ファイルに記録するとともに、一定の場合に当該届出をなすべき旨の催告その他自動車登録ファイルの正確な記録を確保するための措置を講ずることができることとすること。（第十七条及び第十八条関係）

5　検査対象軽自動車等の解体等又は輸出については、所有者が国土交通大臣に届け出なければならないこととし、この場合においては、登録自動車に係る前記1、2及び4に準じた手続をとることとすること。（第六十九条の二及び第六十九条の三関係）

自動車リサイクルの促進と不法投棄防止のための抹消登録制度等の改正

1．新しい自動車リサイクルの仕組み

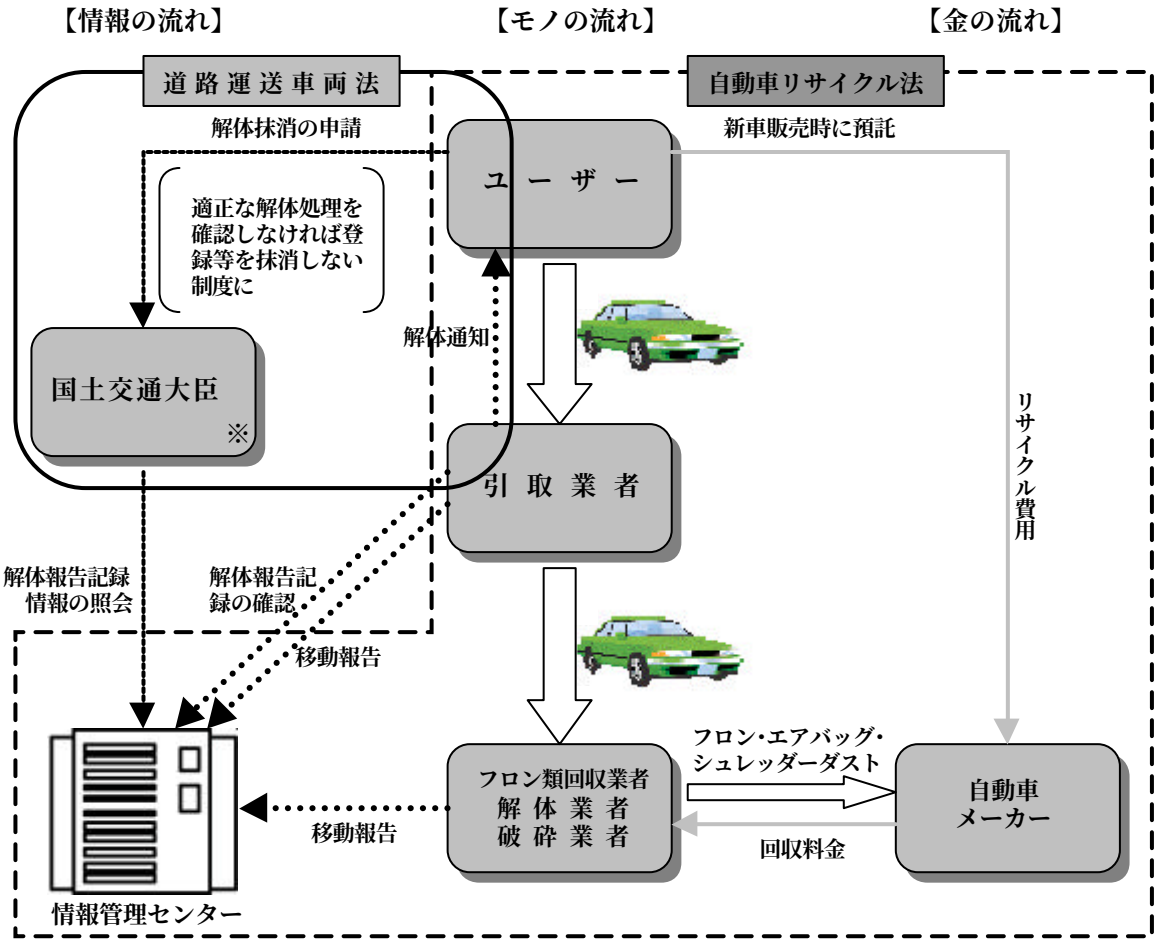

※国土交通大臣（運輸支局等）の役割
- ○廃車が適正に解体処理されたことを行政が確認
- ○リサイクル費用の預託確認（検査・登録時）
- ○適正処理による抹消登録等の場合の自動車重量税還付申請の受付・確認

2．抹消登録制度の改正

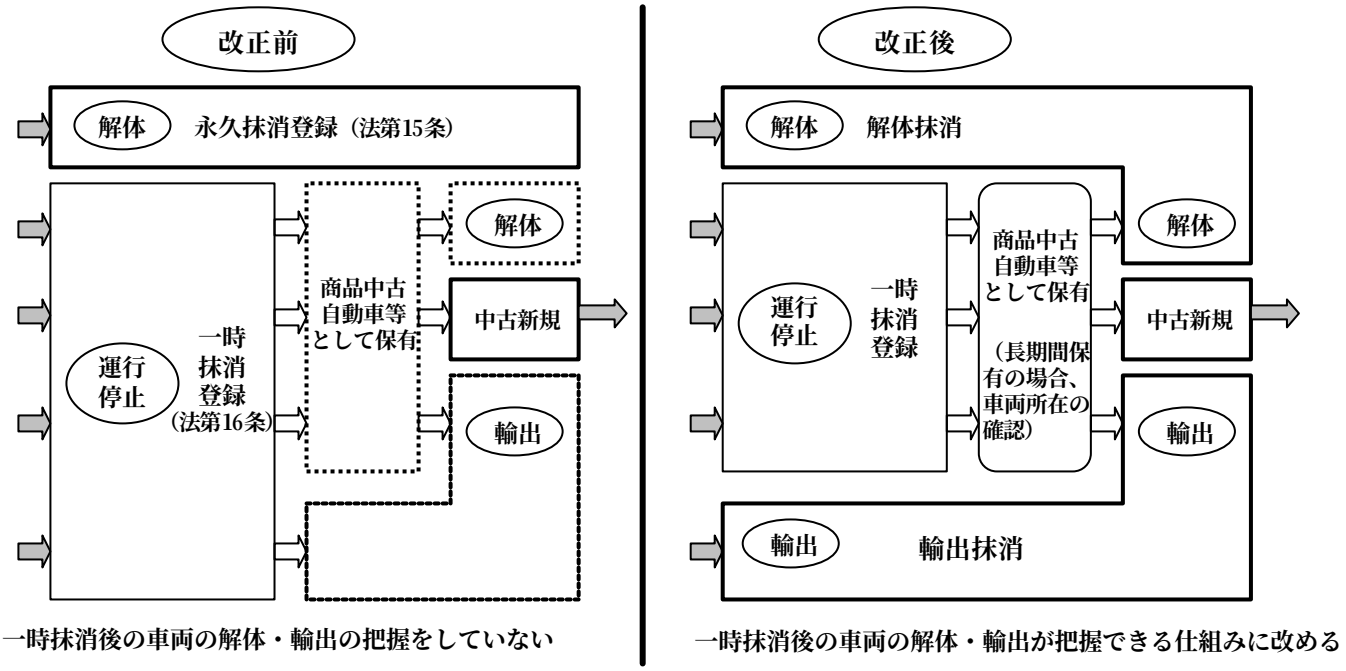

一時抹消後の車両の解体・輸出の把握をしていない

一時抹消後の車両の解体・輸出が把握できる仕組みに改める

太線･･･処理を行政が確認等　点線･･･処理を確認なし

細線･･･運行停止の際の手続

改正後の抹消登録制度に係る流れ

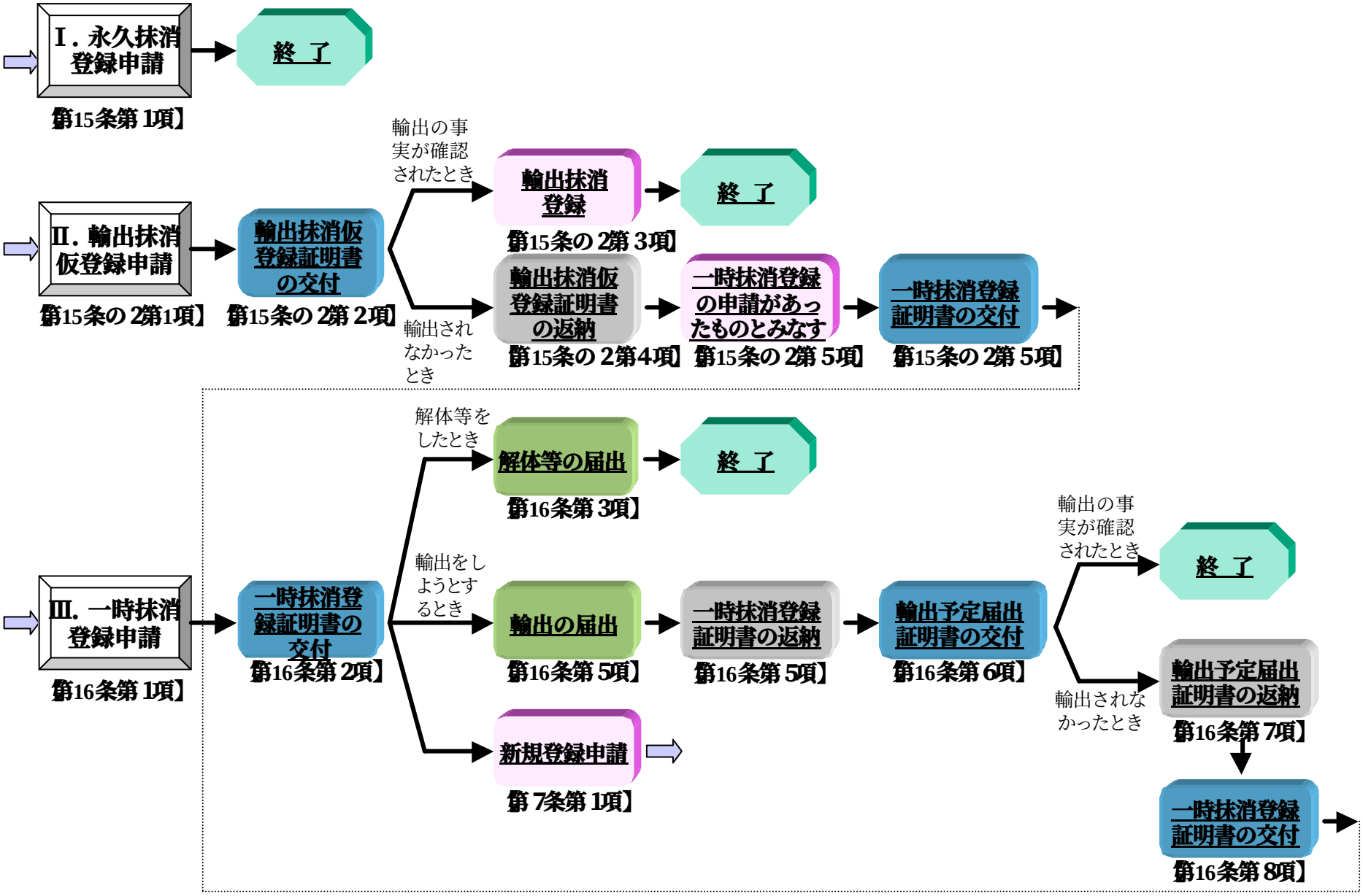

改正後の検査対象軽自動車等の解体・輸出の届出に係る流れ

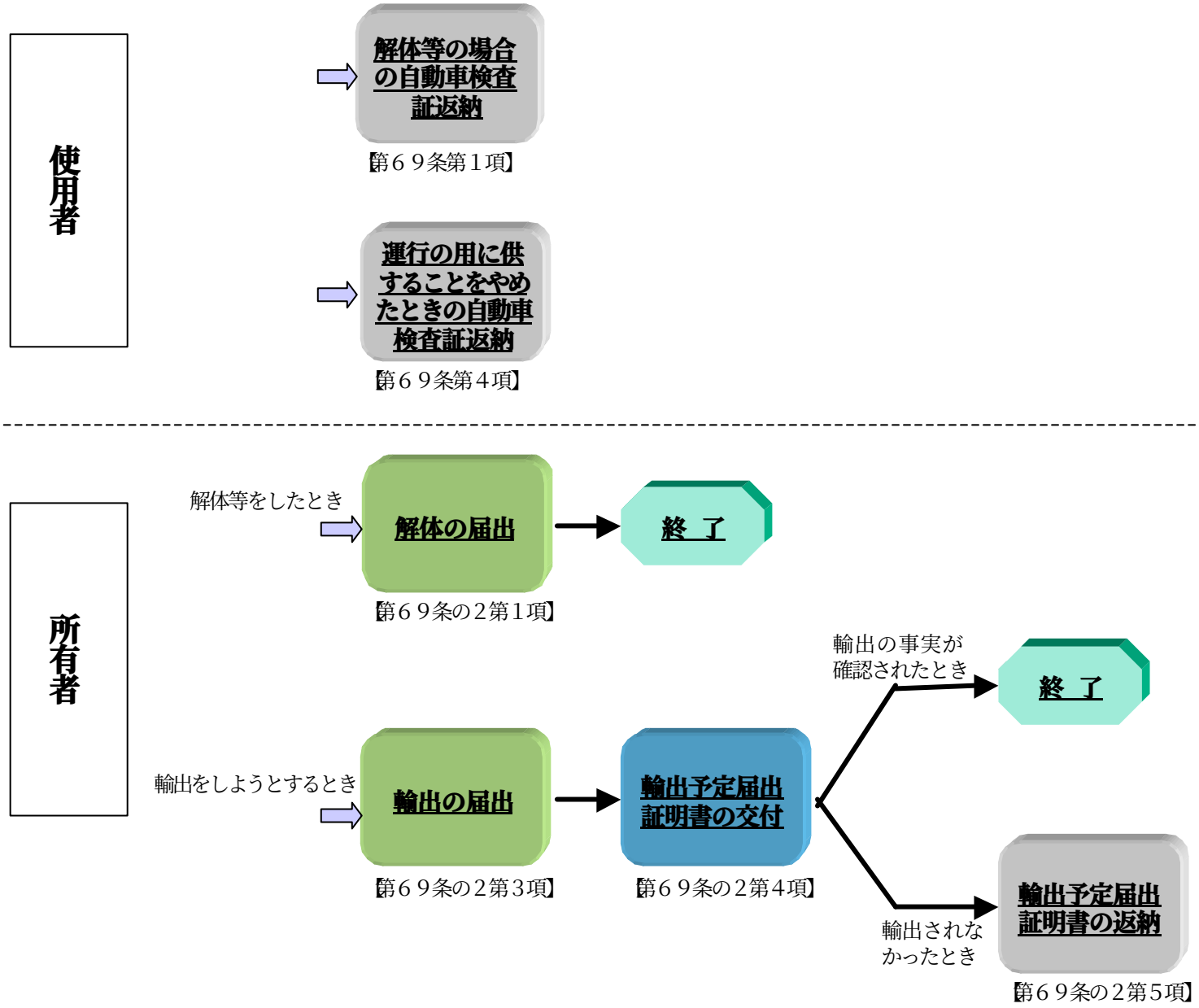

フロン回収破壊法(第二種特定製品)の概要

１．法の目的

オゾン層保護又は地球温暖化の防止の観点から、使用済自動車のカーエアコンに冷媒として充填されているフロン類の回収及び破壊を義務づけたもの。

２．フロン類の大気放出の禁止

何人も、みだりに特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出してはならず、違反者には１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金が科せられる。

３．第二種特定製品とは

冷媒としてフロン類(CFC/HFC)が充填されている自動車(被けん引車、二輪車、特殊自動車を除く)に搭載されている人用のエアコンディショナー。

４．関連業者等の役割

①自動車廃棄者の役割

・登録を受けた第二種特定製品引取業者に第二種特定製品付使用済自動車を引き渡すことが必要。

・引き渡しまでに、自動車製造業者等が定めたフロン類の回収・破壊等に要する料金を支払うことが必要。（*実務上は料金払い込みの上、自動車フロン券を入手）

＊後述の『フロン引取・破壊システム』参照、以下＊も同様

②第二種特定製品引取業者の役割等

・事業所ごとにその所在地の都道府県知事又は政令指定都市の市長の登録を受けることが必要。（５年ごとの更新）

・自動車廃棄者から、第二種特定製品付使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、原則として*自動車フロン券とともに当該使用済自動車を引き取り、自動車フロン類管理書を起票し（*自動車フロン券を貼付)、これらとともに第二種フロン類回収業者に引き渡すことが必要。

③第二種フロン類回収業者の役割等

・事業所ごとにその所在地の都道府県知事又は政令指定都市の市長の登録を受けることが必要。（５年ごとの更新）

・第二種特定製品引取業者から第二種特定製品のフロン類の引取を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、引き取ることが必要。

・第二種フロン類回収業者は、回収基準に従ってフロン類を回収し、再利用する場合以外には自動車フロン類管理書 (*自動車フロン券を貼付済)とともに回収したフロン類を自

動車製造業者等に引き渡すことが必要。（実務上は、自動車製造業者が委託を行った破壊業者の引取場所へ引き渡し）
・第二種フロン類回収業者は、フロン類の回収及び運搬に要する費用について、自動車製造業者等に対し所定の料金を請求可能。

④自動車製造業者等（自動車製造業者・自動車輸入業者）の役割等
・正当な理由がある場合を除き、第二種フロン類回収業者からフロン類の引き取りを行い、許可を受けたフロン類破壊業者に引き渡すことが必要。
・回収・破壊等に要する費用（*自動車フロン券の払い込み金額）の公表及び請求、第二種フロン類回収業者に支払う料金の公表を行う。

⑤破壊業者の役割等
・フロン類の破壊業務を行う事業所ごとに、経済産業大臣及び環境大臣の許可を受けることが必要。（５年ごとの更新）
・自動車製造業者等からフロン類の引取りを求められた時は、正当な理由がある場合を除きフロン類の引き取りを行い、破壊基準に従って当該フロン類を破壊することが必要。
・フロン類破壊業者は、フロン類の破壊に要する費用を自動車製造業者等に請求可能。

５．『自動車フロン引取・破壊システム』

○短い準備期間の中で、フロン回収破壊法の円滑な運用を効率的に行うため、（財）自動車リサイクル促進センター（以下「センター」という。）が自動車メーカー等から一元的に業務委託を受けるフロン回収・破壊の運営システムを構築。具体的には、センターが自動車フロン券を発行し、自動車ユーザーからの回収・破壊費用の徴収、回収業者への費用の支払等の業務を一括して代行。

○ユーザーが負担する料金については、金券たるフロン券により料金の徴収を行う。
フロン券料金（バスを除く／一台あたり）：２，５８０円
回収業者に支払う回収料金（バスを除く／一台あたり）：１，５５０円

○料金支払窓口の整備
フロン券による料金支払い場所として、郵便局ならびにコンビニ５社を活用。これにより約５万ヶ所の窓口を設置。

○フロン類引取・破壊体制の整備
回収業者が回収したフロン類は、宅配便（着払い方式が基本）を用いてセンターの委託する許可破壊業者が引取を行う体制を準備。これにより回収業者の引渡に係る利便性・運搬費用の低減を図るとともに、自動車メーカー等の全国的に漏れのない引取体制を確保。

『自動車フロン引取・破壊システム』概要

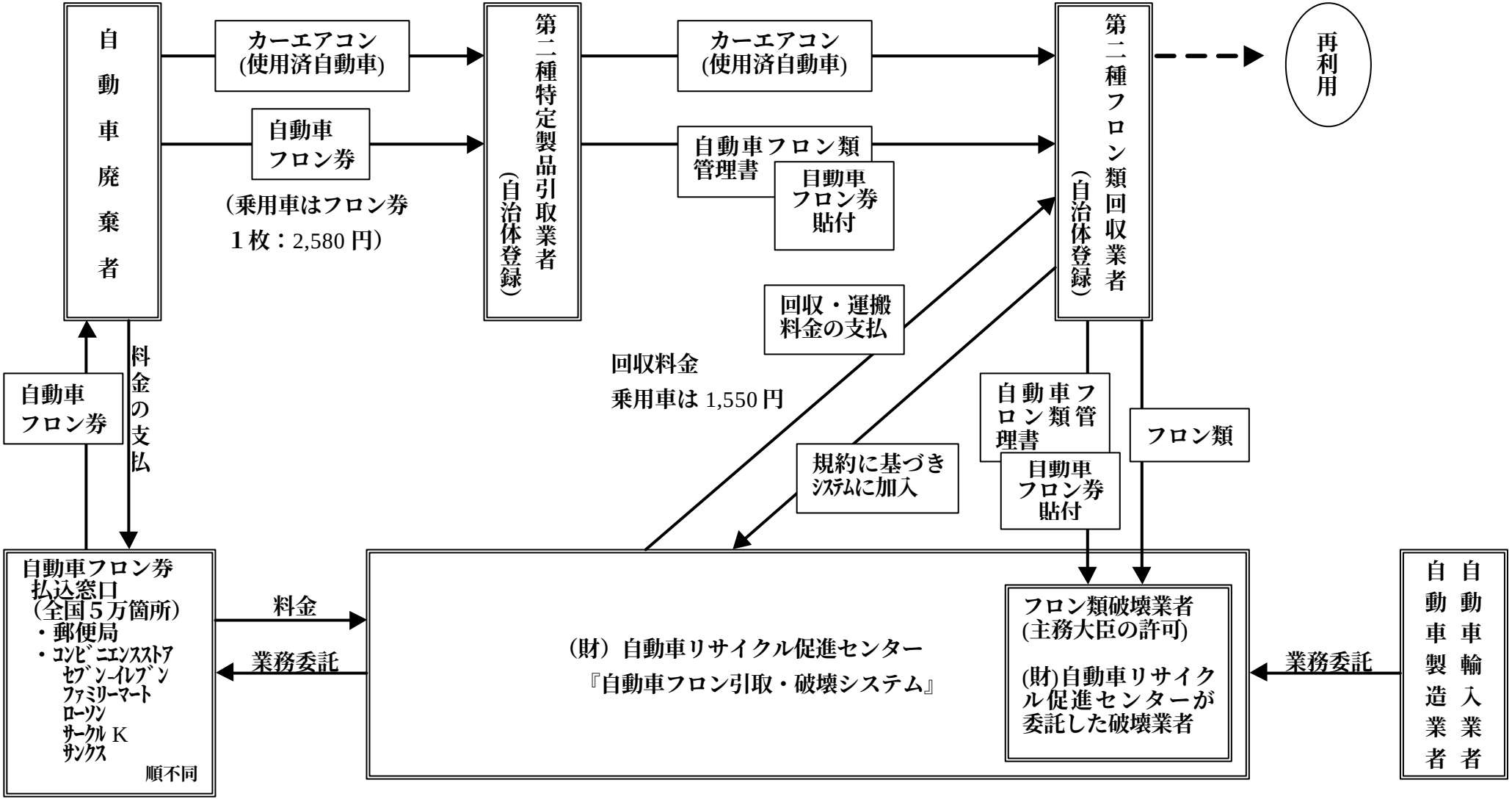

（財）自動車リサイクル促進センターの概要

名称：財団法人　自動車リサイクル促進センター
Japan Automobile Recycling Promotion Center（ＪＡＲＣ）

所在地：〒100－0006　**東京都千代田区有楽町１－４－１　三信ビルディング内**

ホームページ：http://www.jarc.or.jp

設立：2000 **年（平成** 12 **年）**11 **月** 22 **日**

理事長：平岡正勝（京都大学名誉教授）

目的：本財団は、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行うことにより、自動車ユーザーの便益の確保及び国民経済の健全な発展を図り、もって国民生活の維持、向上に貢献することを目的とする。

賛助会員：社団法人 日本自動車工業会
社団法人 日本自動車部品工業会
社団法人 日本自動車販売協会連合会
社団法人 全国軽自動車協会連合会
日本自動車輸入組合
社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
社団法人 日本自動車整備振興会連合会
社団法人 日本鉄リサイクル工業会
財団法人 日本自動車研究所

主務官庁：経済産業省、国土交通省、環境省

事業内容：

- **自動車のリサイクル及び適正処理の促進に関する調査・研究**
- **自動車のリサイクル及び適正処理の促進に関する普及・啓発**
- **自動車のリサイクル及び適正処理の促進に関する情報の提供**
- **自動車のリサイクル及び適正処理の促進に関するシステムの運営・管理**
- **自動車のリサイクル及び適正処理の促進に関する内外関係機関等との交流及び協力**
- **使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「使用済自動車再資源化法」という。）に基づく資金管理業務**
- **使用済自動車再資源化法に基づく再資源化等業務**
- **使用済自動車再資源化法に基づく情報管理業務**

組織図：

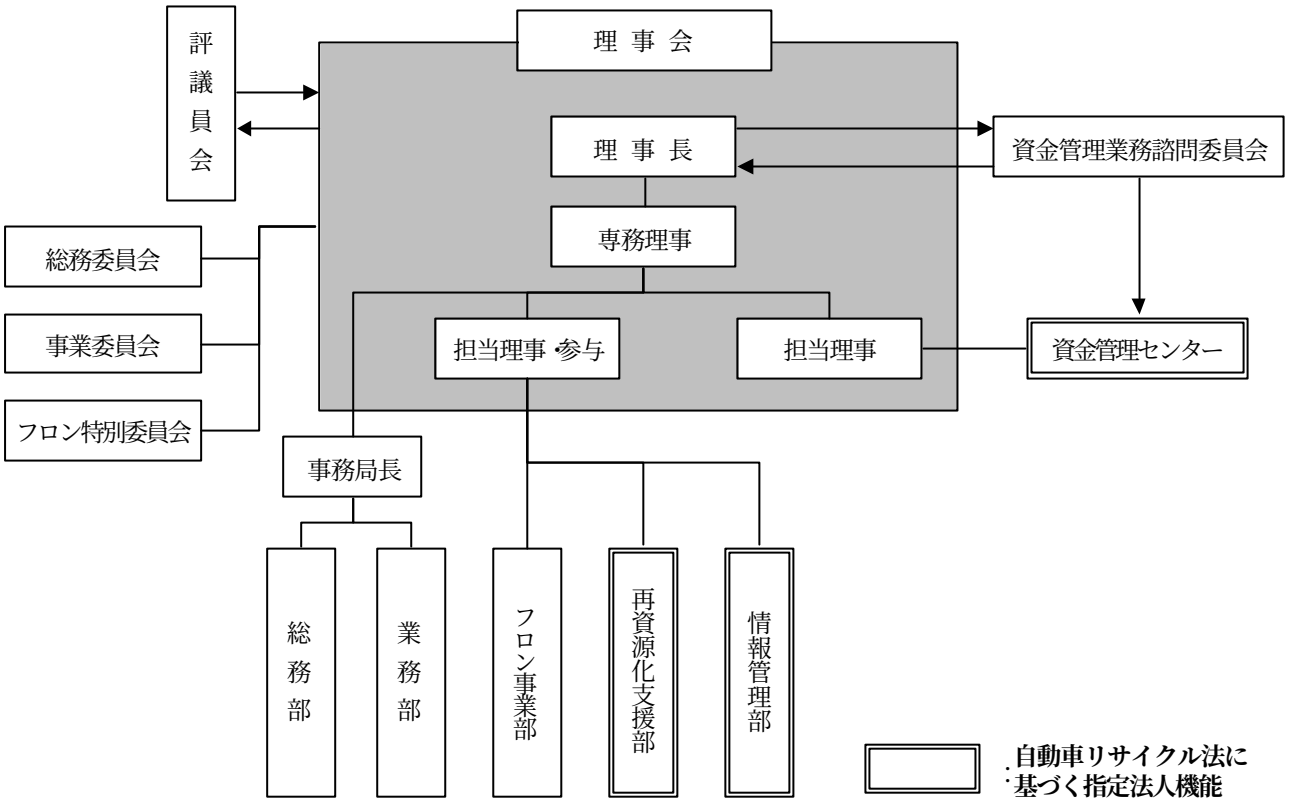
評議員会
理事会
理事長
資金管理業務諮問委員会
専務理事
総務委員会
事業委員会
フロン特別委員会
担当理事・参与
担当理事
資金管理センター
事務局長
総務部
業務部
フロン事業部
再資源化支援部
情報管理部
自動車リサイクル法に基づく指定法人機能

第７章

自動車リサイクル法法令集

使用済自動車の再資源化等に関する法律法令集（三段表）

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　再資源化等の実施
第一節　関連事業者による再資源化の実施（第八条―第二十条）
第二節　自動車製造業者等による再資源化等の実施（第二十一条―第四十一条）
第三章　登録及び許可
第一節　引取業者の登録（第四十二条―第五十二条）
第二節　フロン類回収業者の登録（第五十三条―第五十九条）
第三節　解体業の許可（第六十条―第六十六条）
第四節　破砕業の許可（第六十七条―第七十二条）
第四章　再資源化預託金等（第七十三条―第七十九条）
第五章　移動報告（第八十条―第九十一条）
第六章　指定法人
第一節　資金管理法人（第九十二条―第百四条）
第二節　指定再資源化機関（第百五条―第百十三条）
第三節　情報管理センター（第百十四条―第百二十条）
第七章　雑則（第百二十一条―第百三十六条）
第八章　罰則（第百三十七条―第百四十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（次に掲げるものを除く。）をいう。

一　被けん引車（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下この項において同じ。）

二　道路運送車両法第三条に規定する小型自動車及び軽自動車（被けん引車を除く。）であって、二輪のもの（側車付きのものを含む。）

三　道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車（被けん引車を除く。）

四　前三号に掲げるもののほか政令で定める自動車

（自動車から除かれるもの）

第一条　使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第四号の政令で定める自動車は、次

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　再資源化等の実施
第一節　関連事業者による再資源化の実施（第四条―第十六条）
第二節　自動車製造業者等による再資源化等の実施（第十七条―第四十五条）
第三章　登録及び許可
第一節　引取業者の登録（第四十六条―第四十九条）
第二節　フロン類回収業者の登録（第五十条―第五十四条）
第三節　解体業の許可（第五十五条―第五十九条）
第四節　破砕業の許可（第六十条―第六十五条）
第四章　再資源化預託金等（第六十六条―第七十七条）
第五章　移動報告（第七十八条―第百十二条）
第六章　指定法人
第一節　資金管理法人（第百十三条―第百二十二条）
第二節　指定再資源化機関（第百二十三条―第百三十二条）
第三節　情報管理センター（第百三十三条―第百三十九条）
第七章　雑則（第百四十条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

2　この法律において「使用済自動車」とは、自動車のうち、その使用（倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。以下同じ。）を終了したもの（保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他の自動車の使用を終了したときに取り外して再度使用する装置であって政令で定めるものを有する自動車にあっては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したもの）をいう。

3　この法律において「解体自動車」とは、使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいう。

4　この法律において「特定再資源化物品」とは、自動車破砕残さ及び指定回収物品をいい、「特定再資源化等物品」とは、特定再資源化物品及びフロン類をいう。

5　この法律において「自動車破砕残さ」とは、解体自動車を破砕し、金属その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいう。

6　この法律において「指定回収物品」とは、自動車に搭載されている物品であって、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

一　当該自動車が使用済自動車となった場合において、当該物品の再資源化を図る上でその物品の設計又はその部品若しくは原材料の種類が重要な影響を及ぼすと認められるもの

二　当該物品の再資源化を図る上で経済性の面における制約が著しくないと認められるもの

三　当該自動車が使用済自動車となった場合において、当該物品の再資源化を図る上でその物品の設計又はその部品若しくは原材料の種類が重要な影響を及ぼすと認められるもの

7　この法律において「フロン類」とは、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下「フロン類回収破壊法」という。）第二条第一項に規定するフロン類をいう。

8　この法律において「特定エアコンディショナー」とは、自動車に搭載されているエアコンディショナー（車両のうちのとおりとする。

一　農業機械又は林業機械に該当する自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。以下この条において同じ。）

二　走行装置としてカタピラ及びそりを有する自動車

三　競走用自動車（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行の用に供するものを除く。）

四　自衛隊の使用する装甲車両

五　前各号に掲げるもののほか、特殊の用途に使用する自動車として主務省令で定めるもの

六　自動車製造業者等（法第二条第十六項に規定する自動車製造業者等をいう。）が自動車に係る試験又は研究の用途に供するために製造等（同条第十五項に規定する製造等をいう。）をした自動車（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行の用に供するもの及び前各号に掲げるものを除く。）

（取り外して再度使用する装置）

第二条　法第二条第二項の政令で定める装置は、次のとおりとする。

一　保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他のバン型の積載装置

二　コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置

三　土砂等の運搬の用に供する自動車（法第二条第一項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の荷台その他の囲いを有する積載装置

四　トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に当該自動車と一体として装備される特別な装置（人又は物を運送するために用いられるものを除く。）

（指定回収物品）

第三条　法第二条第六項の政令で定める物品は、エアバッグその他衝突の際の人の安全を確保するための装置に使用するガス発生器とする。

○使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第一条第五号の特殊の用途に使用する自動車を定める省令（平成十四年経済産業・環境省令第八号）

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第一条第五号の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　ホイール式高所作業車

二　無人搬送車

ち乗車のために設備された場所の冷房の用に供するものに限る。以下同じ。）であって、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。

9　この法律において「再資源化」とは、次に掲げる行為をいう。

一　使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にする行為

二　使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にする行為

10　この法律において「再資源化等」とは、再資源化及びフロン類の破壊（フロン類回収破壊法第三十三条第三項の規定による破壊をいう。以下同じ。）をいう。

11　この法律において「引取業」とは、自動車の所有者から使用済自動車の引取りを行う事業（自動車の所有者の委託を受けて当該所有者が指定した者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬のみを行う事業を除く。）をいい、「引取業者」とは、引取業を行うことについて第四十二条第一項の登録を受けた者をいう。

12　この法律において「フロン類回収業」とは、使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類の回収を行う事業をいい、「フロン類回収業者」とは、フロン類回収業を行うことについて第五十三条第一項の登録を受けた者をいう。

13　この法律において「解体業」とは、使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業をいい、「解体業者」とは、解体業を行うことについて第六十条第一項の許可を受けた者をいう。

14　この法律において「破砕業」とは、解体自動車の破砕及び破砕前処理（圧縮その他の主務省令で定める破砕の前処理をいう。以下同じ。）を行う事業をいい、「破砕業者」とは、破砕業を行うことについて第六十七条第一項の許可を受けた者をいう。

15　この法律において「製造等」とは、次に掲げる行為をいう。

一　自動車を製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。）の委託（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を受けて行うものを除く。）

二　自動車を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）

三　前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

16　この法律において「自動車製造業者等」とは、自動車の製造等を業として行う者をいう。

17　この法律において「関連事業者」とは、引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破砕業者をいう。

（自動車製造業者等の責務）

第三条　自動車製造業者等は、自動車の設計及びその部品又は原材料の種類を工夫することにより、自動車が長期間使用されることを促進するとともに、使用済自動車の再資源化等を容易にし、

（破砕前処理）

第二条　法第二条第十四項の主務省令で定める破砕の前処理は、次のとおりとする。

一　圧縮

二　せん断

（自動車の製造等の委託）

第三条　法第二条第十五項第一号の主務省令で定める委託は、自動車を製造し、又は輸入する行為の委託であって、当該自動車の部品、材料、設計、自己の商標の使用等に関する指示が行われているものとする。

及び使用済自動車の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。

2　自動車製造業者等は、使用済自動車の再資源化等の実施において自らが果たす役割の重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るため、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車の構造又は使用した部品若しくは原材料に関する情報を適切に提供することその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

第四条（関連事業者の責務）　関連事業者は、使用済自動車の再資源化を適正かつ円滑に実施することにより、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、使用済自動車の再資源化に関する知識及び能力の向上に努めなければならない。

2　引取業者は、自動車製造業者等と協力し、自動車の再資源化等に係る料金その他の事項について自動車の所有者に周知を図るとともに、自動車の所有者による使用済自動車の引渡しが円滑に行われるよう努めなければならない。

第五条（自動車の所有者の責務）　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用するとともに、自動車が使用済自動車となることにより、自動車を抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。

第六条（国の責務）　国は、使用済自動車の再資源化等に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　国は、自動車の所有者による使用済自動車の引渡し及び関連事業者による再資源化の適正かつ円滑な実施を促進するため、使用済自動車の再資源化等に要した費用、その再資源化により有効利用された資源の量その他の使用済自動車の再資源化等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めなければならない。

3　国は、教育活動、広報活動等を通じて、使用済自動車の再資源化等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

第七条（地方公共団体の責務）　地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、使用済自動車の再資源化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第二章　再資源化等の実施

第一節　関連事業者による再資源化の実施

（使用済自動車の引渡義務）

第八条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。

（引取業者の引取義務）

第九条　引取業者は、使用済自動車の引取りを求められたときは、当該使用済自動車について第七十三条第六項に規定する再資源化預託金等（以下この条において単に「再資源化預託金等」という。）が第九十二条第一項に規定する資金管理法人（以下この章、第四章及び第五章において単に「資金管理法人」という。）に対し預託されているかどうかを確認し、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、その引取りを求めた者から当該使用済自動車を引き取らなければならない。

一　当該使用済自動車について再資源化預託金等が資金管理法人に対し預託されていない場合

二　主務省令で定める正当な理由がある場合

2　引取業者は、前項第一号に該当する場合には、同項の規定により引取りを求めた者に対し、再資源化預託金等を資金管理法人に対し預託すべき旨を告知しなければならない。

（引取業者の引渡義務）

第十条　引取業者は、使用済自動車を引き取ったときは、速やかに、当該使用済自動車に特定エアコンディショナーが搭載されている場合はフロン類回収業者に、搭載されていない場合は解体業者に、当該使用済自動車を引き渡さなければならない。

（フロン類回収業者の引取義務）

第十一条　フロン類回収業者は、引取業者から前条の使用済自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければならない。

（フロン類回収業者の回収義務）

第十二条　フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従い、当該使用済自動車に搭載され

第二章　再資源化等の実施

第一節　関連事業者による再資源化の実施

（引取業者が使用済自動車の引取りを拒める正当な理由）

第四条　法第九条第一項第二号の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一　天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難であること。

二　当該使用済自動車に異物が混入していること。

三　当該使用済自動車の引取りにより当該引取業者が行う使用済自動車の適正な保管に支障が生じること。

四　当該使用済自動車の引取りの条件が使用済自動車に係る通常の取引の条件と著しく異なるものであること。

五　当該使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。

（フロン類回収業者が使用済自動車の引取りを拒める正当な理由）

第五条　前条の規定は、法第十一条の主務省令で定める正当な理由について準用する。

（フロン類回収業者によるフロン類の回収に関する基準）

第六条　法第十二条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　特定エアコンディショナーの冷媒回

ている特定エアコンディショナーからフロン類を回収しなければならない。

（フロン類回収業者のフロン類の引渡義務）

第十三条　フロン類回収業者は、前条の規定によりフロン類を回収したときは、自ら当該フロン類の再利用（冷媒その他製品の原材料として自ら利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。）をする場合を除き、第二十一条の規定により特定再資源化等物品を引き取るべき自動車製造業者等（当該自動車製造業者等が存しないとき、又は当該自動車製造業者等を確知することができないときは、第百五条に規定する指定再資源化機関。以下この条、第十六条第三項及び第十八条第六項において同じ。）に当該フロン類を引き渡さなければならない。この場合において、当該自動車製造業者等が第二十二条第一項の規定により引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければならない。

2　フロン類回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）は、前項の規定によりフロン類を引き渡すときは、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従い、当該フロン類を運搬しなければならない。

（フロン類回収業者の使用済自動車の引渡義務）

第十四条　フロン類回収業者は、第十二条の規定によりフロン類を回収したときは、速やかに、当該フロン類を回収した後の使用済自動車を解体業者に引き渡さなければならない。

（解体業者の引取義務）

第十五条　解体業者は、引取業者から第十条の使用済自動車の引取りを求められ、又はフロン類回収業者から前条の使用済自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければならない。

収口における圧力（絶対圧力をいう。以下同じ。）の値が、一定時間経過した後、次の表の上欄に掲げるフロン類の充てん量の区分に応じ、それぞれ同表の上欄に掲げるフロン類の充てん量の区分に応じ、それぞれの同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。

フロン類の充てん量	圧力
二キログラム未満	○・一メガパスカル
二キログラム以上	○・○九メガパスカル

二　フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

（フロン類回収業者によるフロン類の運搬に関する基準）

第七条　法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　回収したフロン類の移充てん（回収したフロン類を充てんする容器（以下「フロン類回収容器」という。）から他のフロン類回収容器へフロン類の詰め替えを行うことをいう。）をみだりに行わないこと。

二　フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

（解体業者が使用済自動車の引取りを拒める正当な理由）

第八条　第四条の規定は、法第十五条の主務省令で定める正当な理由について準用する。

（解体業者の再資源化実施義務等）

第十六条　解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることその他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければならない。

2　前項の再資源化は、解体業者による使用済自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

3　解体業者は、第一項に規定する引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から指定回収物品を回収し、第二十一条の規定により特定再資源化等物品を引き取るべき自動車製造業者等に当該指定回収物品を引き渡さなければならない。この場合において、当該自動車製造業者等が第二十二条第一項の規定により引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければならない。

4　解体業者は、第一項に規定する引き取った使用済自動車の解体を行ったときは、他の解体業者又は破砕業者に当該使用済自動車に係る解体自動車を引き渡さなければならない。ただし、解体自動車全部利用者（解体自動車を引き取り、当該解体自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する方法その他の残さを発生させないものとして主務省令で定める方法によりこれを利用する者をいう。以下同じ。）に引き渡す場合は、この限りでない。

5　解体業者は、前項ただし書の規定により解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したときは、その事実を証する書面として主務省令で定めるものをその引渡しの日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

6　解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を自ら行わないときは、速やかに、他の解体業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。

7　第一項、第二項及び前三項の規定は、解体業者が引き取った解体自動車の解体について準用する。

（解体業者による再資源化に関する基準）

第九条　法第十六条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　部品、材料その他の有用なものを回収することができると認められる使用済自動車又は解体自動車については、当該有用なものが破損し、又はその回収に支障が生じることのないように、適正に保管するよう努めること。

二　使用済自動車から鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯（以下「鉛蓄電池等」という。）を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、当該鉛蓄電池等の再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該鉛蓄電池等を引き渡すこと。

三　技術的かつ経済的に可能な範囲で、使用済自動車又は解体自動車から部品、材料その他の有用なもの（鉛蓄電池等を除く。）を回収し、当該有用なものの再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該有用なものを引き渡すこと。

四　前二号の規定により回収した部品、材料その他の有用なものについては、その再資源化を業として行うことができる者に引き渡す場合にあっては、当該引渡しを行うまでの間）、適正に保管するよう努めること。

（解体自動車の全部を利用する方法）

第十条　法第十六条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める方法は、次のとおりとする。

一　当該解体自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する方法

二　当該解体自動車の全部を製品の原材料として利用するものとして輸出する方法

（解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した事実を証する書面）

第十一条　法第十六条第五項（同条第七項及び法第十八条第八項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書面は、法第十六条第四項ただし書又は第十八条第二項ただし書の規定により解体業者又は破砕業者から解体自動車を引き渡された解体自動車全部利用者が作成した書面であって、次に掲げる事項を記載したものとする。

一　当該解体業者又は破砕業者の氏名又は名称

二　当該解体自動車全部利用者の氏名又は名称

三　当該解体自動車全部利用者が当該解体自動車を引き取った年月日

四　当該解体自動車の車台番号

（解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した事実を証する書面の保存期間）

第十二条　法第十六条第五項（同条第七項及び法第十八条第八項において準用する

（破砕業者の引取義務）

第十七条　破砕業者は、解体業者から前条第四項の解体自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該解体自動車を引き取らなければならない。

（破砕業者の再資源化実施義務等）

第十八条　破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕前処理を行うときは、破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、その破砕前処理を行わなければならない。

2　破砕業者は、前項の破砕前処理を行ったときは、自ら破砕前処理を行う場合を除き、その解体自動車の破砕を行う場合にその解体自動車の破砕前処理のみを業として行う者を除く。）に当該解体自動車を引き渡さなければならない。ただし、解体自動車全部利用者に引き渡す場合は、この限りでない。

3　破砕業者（破砕前処理のみを業として行う者を除く。）は、他の破砕業者（破砕前処理のみを業として行う者に限る。）から前項の解体自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該解体自動車を引き取らなければならない。

4　破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕を行うときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の当該解体自動車の再資源化を行わなければならない。

5　前項の再資源化は、破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

6　破砕業者は、第四項の破砕を行ったときは、第二十一条の規定により特定再資源化等物品を引き取るべき自動車製造業者等に自動車破砕残さを引き渡さなければならない。この場合において、当該自動車製造業者等が第二十二条第一項の規定により引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければならない。

7　破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕及び破砕前処理を自ら行わないときは、速やかに、他の破砕業者に当該解体自動車を引き渡さなければならない。

8　第十六条第五項の規定は、破砕業者が第二項ただし書の規定により解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したときについて準用する。

（指導及び助言）

第十九条　都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下この章から第七章までにおいて同じ。）は、その登録を受けた引取業者若しくはフロン類回収業者又はその許可を受けた解体業者若しくは破砕業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、

場合を含む。）の主務省令で定める期間は、五年とする。

（破砕業者が解体業者からの解体自動車の引取りを拒める正当な理由）

第十三条　第四条の規定は、法第十七条の主務省令で定める正当な理由について準用する。この場合において、「使用済自動車」とあるのは「解体自動車」と読み替えるものとする。

（破砕業者による破砕前処理に関する基準）

第十四条　法第十八条第一項の主務省令で定める基準は、解体自動車に異物を混入しないこととする。

（破砕業者が他の破砕業者からの解体自動車の引取りを拒める正当な理由）

第十五条　第四条の規定は、法第十八条第三項の主務省令で定める正当な理由について準用する。この場合において、「使用済自動車」とあるのは「解体自動車」と読み替えるものとする。

（破砕業者による再資源化に関する基準）

第十六条　法第十八条第五項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウムその他の金属を分別して回収すること。

二　自動車破砕残さに異物が混入しないように、解体自動車の破砕を行うこと。

特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第二十条　都道府県知事は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をしない関連事業者があるときは、当該関連事業者に対し、当該引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。

2　都道府県知事は、フロン類回収業者が第十二条の主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準を遵守していないと認めるとき、又はフロン類回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。以下この項において同じ。）が第十三条第二項の主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該フロン類回収業者に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

3　都道府県知事は、前二項に規定する勧告を受けた関連事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第二節　自動車製造業者等による再資源化等の実施

（自動車製造業者等の引取義務）

第二十一条　自動車製造業者等は、フロン類回収業者、解体業者又は破砕業者から自らが製造等をした自動車（その者が、他の自動車製造業者等について相続、合併若しくは分割（その製造等の事業を承継させるものに限る。）があった場合における相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその製造等の事業を承継した法人又は他の自動車製造業者等からその製造等の事業を譲り受けた者であるときは、被相続人、合併により消滅した法人若しくは分割をした法人又はその製造等の事業を譲り渡した自動車製造業者等が製造等をしたものを含む。以下同じ。）に係る特定再資源化等物品の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、特定再資源化等物品をある引き取る場所としてあらかじめ当該自動車製造業者等が指定した場所（以下「指定引取場所」という。）において、当該特定再資源化等物品を引き取らなければならない。

（引取基準）

第二十二条　自動車製造業者等又は第百五条に規定する指定再資源化機関（以下この節、第四章、第五章及び第六章第一節において単に「指定再資源化機関」という。）は、特定再資源化等物品の適正かつ確実な引取りを確保する観点から主務省令で定める基準に従い、特定再資源化等物品を引き取るときの当該特定再資源化等物品の性状、引取

第二節　自動車製造業者等による再資源化等の実施

（自動車製造業者等が特定再資源化等物品の引取りを拒める正当な理由）

第十七条　法第二十一条の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一　天災その他やむを得ない事由により特定再資源化等物品の引取りが困難であること。

二　当該特定再資源化等物品に異物が混入していること。

三　当該特定再資源化等物品の引取りが法第二十二条第一項に規定する引取基準に適合しないこと。

四　当該特定再資源化等物品の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。

（引取基準）

第十八条　法第二十二条第一項の主務省令で定める基準は、引取基準が特定再資源化等物品の引取りの能率的な実施及びフロン類回収業者、解体業者又は破砕業者による特定再資源化等物品の円滑な引渡しが確保されるよう勘案して合理的な範囲内で定められたものであることとする。

第十九条　法第二十二条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

りの方法その他の主務省令で定める事項について特定再資源化等物品の引取りの基準（以下「引取基準」という。）を定めることができる。

2　自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、主務省令で定めるところにより、前項に規定する引取基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

（フロン類回収料金及び指定回収料金）

第二十三条　フロン類回収業者は、第十三条第一項の規定により自動車製造業者等（同項に規定する自動車製造業者等をいう。以下この条において同じ。）にフロン類を引き渡したときは、主務省令で定めるところにより、当該自動車製造業者等に対し、当該フロン類の回収及び当該フロン類を引き渡すために行う運搬に要する費用に関し、フロン類の回収の適正かつ確実な実施を確保する観点から主務省令で定める基準に従って当該自動車製造業者等が定める額の金銭（以下「フロン類回収料金」という。）の支払を請求することができる。

2　解体業者は、第十六条第三項の規定により自動車製造業者等に指定回収物品を引き渡したときは、主務省令で定めるところにより、当該自動車製造業者等に対し、当該指定回収物品の回収及び当該指定回収物品を引き渡すために行う運搬に要する費用に関し、指定回収物品の回収の適正かつ確実な実施を確保する観点から主務省令で定める基準に従って当該自動車製造業者等が定める額の金銭（以下「指定回収料金」という。）の支払を請求することができる。

3　自動車製造業者等は、前二項の規定による請求があった場合には、その求めに応じてフロン類回収料金又は指定回収料金を支払わなければならない。

4　自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、フロン類回収料金及び指定回収料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

（引取基準等に対する勧告等）

第二十四条　主務大臣は、自動車製造業者等が第二十二条第二項の規定により公表した引取基準又は前条第四項の規定により公表したフロン類回収料金若しくは指定回収料金が、第二十二条第一項又は前条第一項若しくは第二項に規定する主務省令で定める基準に適合

一　特定再資源化等物品の性状
二　引取りの方法
三　荷姿

（引取基準の公表の方法）

第二十条　法第二十二条第二項の規定による公表は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（フロン類回収業者によるフロン類回収料金の支払の請求方法）

第二十一条　法第二十三条第一項の規定によりフロン類回収料金の支払を請求しようとするフロン類回収業者は、次に掲げる事項を記載した書面を自動車製造業者等（法第十三条第一項に規定する自動車製造業者等をいう。第二十三条において同じ。）に提出しなければならない。

一　フロン類回収業者の氏名又は名称
二　当該請求に係るフロン類を回収した事業所の名称
三　振込金融機関又は郵便局の名称及び所在地並びに預金口座又は貯金口座の口座番号
四　当該請求に係る使用済自動車の車台番号

（フロン類回収料金に関する基準）

第二十二条　法第二十三条第一項の主務省令で定める基準は、フロン類回収料金がフロン類の回収及び運搬を能率的に行った場合における適正な原価を勘案して定められたものであることとする。

（解体業者によるガス発生器に係る指定回収料金の支払の請求方法）

第二十三条　法第二十三条第二項の規定により令第三条に規定するガス発生器（以下単に「ガス発生器」という。）に係る指定回収料金の支払を請求しようとする解体業者は、次に掲げる事項を記載した書面を自動車製造業者等に提出しなければならない。

一　解体業者の氏名又は名称
二　当該請求に係るガス発生器を回収した事業所の名称
三　振込金融機関又は郵便局の名称及び所在地並びに預金口座又は貯金口座の口座番号
四　当該請求に係る使用済自動車の車台番号

（ガス発生器に係る指定回収料金に関する基準）

第二十四条　法第二十三条第二項の主務省令で定める基準は、ガス発生器に係る指定回収料金がガス発生器の回収及び運搬を能率的に行った場合における適正な原価を勘案して定められたものであることとする。

（フロン類回収料金及び指定回収料金の公表の方法）

第二十五条　第二十条の規定は、法第二十三条第四項の規定による公表について準用する。

していないと認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その公表した引取基準又はフロン類回収料金若しくは指定回収料金を変更すべき旨の勧告をすることができる。

2　主務大臣は、正当な理由がなくて前条第三項に規定するフロン類回収料金若しくは指定回収料金の支払又は同条第四項の規定による公表をしない自動車製造業者等があるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その支払又は公表をすべき旨の勧告をすることができる。

3　主務大臣は、前二項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（自動車製造業者等の再資源化実施義務等）

第二十五条　自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、特定再資源化物品を引き取ったときは、遅滞なく、当該特定再資源化物品の再資源化を行わなければならない。

2　前項の再資源化（指定再資源化機関が行うものを除く。）は、特定再資源化物品ごとに主務省令で定める再資源化を実施すべき量に関する基準に従い、行わなければならない。

（自動車製造業者等の再資源化を実施すべき量に関する基準）

第二十六条　法第二十五条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　自動車破砕残さ　次の算式により算出した割合が、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合以上であること。

算式

$$\frac{A+B}{C+D}$$

算式の符号

A　当該年度において主務大臣が定める基準に適合する施設（以下「基準適合施設」という。）に投入された自動車破砕残さの総重量から当該基準適合施設において生じた廃棄物のうち当該自動車破砕残さに係るものの総重量を減じて得た重量

B　当該年度において法第三十一条第一項の認定を受けてその全部再資源化の実施を委託した解体自動車からの発生が抑制された自動車破砕残さの総重量から当該解体自動車を引き渡された解体自動車全部利用者の施設において生じた廃棄物のうち当該解体自動車に係るものの総重量を減じて得た重量

C　当該年度において引き取った自動車破砕残さの総重量

D　当該年度において法第三十一条第一項の認定を受けてその全部再資源化の実施を委託した解体自動車からの発生が抑制された自動車破砕残さの総重量

平成十七年度から平成二十一年度までの各年度	百分の三十
平成二十二年度から平成二十六年度までの各年度	百分の五十
平成二十七年度以降の各年度	百分の七十

二　ガス発生器　当該年度において引き取ったガス発生器のうちその全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にしたものの総重量の当該ガス発生器の総重量に対する割合が百分の八十五以上であること。

（自動車製造業者等のフロン類の破壊義務等）

第二十六条　自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、フロン類を引き取ったときは、遅滞なく、当該フロン類の破壊をフロン類回収破壊法第二十六条第二号ニに規定するフロン類破壊業者（次項において単に「フロン類破壊業者」という。）に委託しなければならない。ただし、第百六条第一号に規定する特定自動車製造業者等が指定再資源化機関に委託するときは、この限りでない。

2　自動車製造業者等又は指定再資源化機関（これらの者の委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）は、フロン類をフロン類破壊業者に引き渡すときは、第十三条第二項の主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従い、当該フロン類を運搬しなければならない。

3　主務大臣は、自動車製造業者等（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。以下この条において同じ。）が第十三条第二項の主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

4　主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（帳簿の備付け等）

第二十七条　自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、帳簿（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するものを含む。以下同じ。）を備え、特定再資源化等物品の再資源化等に関し主務省令で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならない。

（帳簿の備付け）

第二十七条　自動車製造業者等は、法第二十七条第一項に規定する帳簿を毎年三月三十一日に閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。

第二十八条　法第二十七条第一項の主務省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる特定再資源化等物品の区分及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

自動車破砕残さ	
再資源化等契約を締結しない場合	
一　当該再資源化に必要な行為についての次に掲げる事項	
イ　再資源化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日	
ロ　引き取った自動車破砕残さの総重量及び当該自動車破砕残さに係る使用済自動車の台数	
ハ　法第三十一条第一項の認定を受けてその全部再資源化の実施を委託した解体自動車から発生が抑制された自動車破砕残さの総重量及び当該解体自動車の台数	
ニ　基準適合施設に投入された自動車破砕残さの総重量	
ホ　基準適合施設において生じた廃棄物のうち当該基準適合施設に投入された自動車破砕残さに係るものの総重量	
ヘ　法第三十一条第一項の認定を受けてその全部再資源化の実施を委託した解体自動車を引き渡された解体自動車全部利用者	

の施設において生じた廃棄物のうち当該解体自動車に係るものの総重量

ト　自動車破砕残さを投入した施設が基準適合施設であることを証する事項

二　当該再資源化に必要な行為の全部又は一部について他の者とその実施の契約を締結する場合には、当該契約についての次に掲げる事項

イ　契約により委託された再資源化に必要な行為

ロ　契約により委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ハ　契約を締結した年月日

ニ　再資源化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日

三　当該再資源化及び法第三十一条第一項の認定を受けて行う解体自動車の全部再資源化に必要な行為の収支状況についての次に掲げる事項

イ　資金管理法人から払渡しを受けた自動車破砕残さに係る再資源化等預託金の額の総額

ロ　当該行為に要した費用の総額

再資源化等契約を締結する場合

一　当該再資源化等契約についての次に掲げる事項

イ　再資源化等契約を締結した年月日

ロ　再資源化等契約により委託された再資源化に必要な行為を行った自動車破砕残さの総重量及び当該自動車破砕残さに係る使用済自動車の台数

ハ　再資源化等契約に係る委託料金の支払期限及びこれを支払った年月日

二　当該再資源化に必要な行為の収支状況についての次に掲げる事項

イ　資金管理法人から払渡しを受けた自動車破砕残さに係る再資源化等預託金の額の総額

ロ　当該行為に要した費用の総額

ガス発生器

再資源化等契約を締結しない場合

一　当該再資源化に必要な行為についての次に掲げる事項

イ　再資源化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日

ロ　引き取ったガス発生器の総重量及び個数並びに当該ガス発生器に係る使用済自動車の台数

ハ　引き取ったガス発生器のうちその全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にしたものの総重量

二　当該再資源化に必要な行為の全部又は一部について他の者とその実施の契約を締結する場合には、当該契約についての次に掲げる事項

イ　契約により委託された再資源化に必要な行為

		ロ　契約により委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ハ　契約を締結した年月日 ニ　再資源化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 三　当該再資源化に必要な行為の収支状況についての次に掲げる事項 イ　資金管理法人から払渡しを受けたガス発生器に係る再資源化等預託金の額の総額 ロ　当該行為に要した費用の総額
フロン類	再資源化等契約を締結する場合	一　当該再資源化等契約についての次に掲げる事項 イ　再資源化等契約を締結した年月日 ロ　再資源化等契約により委託された再資源化に必要な行為を行ったガス発生器の総重量及び個数並びに当該ガス発生器に係る使用済自動車の台数 ハ　再資源化等契約に係る委託料金の支払期限及びこれを支払った年月日 二　当該再資源化に必要な行為の収支状況についての次に掲げる事項 イ　資金管理法人から払渡しを受けたガス発生器に係る再資源化等預託金の額の総額 ロ　当該行為に要した費用の総額
	再資源化等契約を締結しない場合	一　当該破壊に必要な行為についての次に掲げる事項 イ　破壊に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 ロ　引き取ったフロン類の種類ごとの量及び当該フロン類に係る使用済自動車の台数 二　当該破壊に必要な行為の全部又は一部について他の者とその実施の契約を締結する場合には、当該契約についての次に掲げる事項 イ　契約により委託された破壊に必要な行為 ロ　契約により委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ハ　契約を締結した年月日 ニ　契約により委託された破壊に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 三　当該破壊に必要な行為の収支状況についての次に掲げる事項 イ　資金管理法人から払渡しを受けたフロン類に係る再資源化等預託金の額の総額 ロ　当該行為に要した費用の総額
		一　当該再資源化等契約についての次に掲げる事項 イ　再資源化等契約を締結した年月日 ロ　再資源化等契約により委託された破壊に必要な行為を行ったフロン類の

2　自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、特定再資源化等物品の再資源化等の状況を公表しなければならない。

（再資源化の認定）

第二十八条　自動車製造業者等は、特定再資源化物品の再資源化を行おうとするとき（他の者に委託して再資源化を行おうとするときを含む。）は、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、第百六条第一号に規定する特定自動車製造業者等が指定再資源化機関に委託して再資源化を行おうとするときは、この限りでない。

一　当該再資源化に必要な行為を実施する者が主務省令で定める基準に適合すること。

（再資源化等の状況の公表）

第二十九条　自動車製造業者等は、毎年度、次に掲げる事項を当該年度終了後三月以内に、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

一　法第二十五条第二項に規定する再資源化を実施すべき量に関する基準の遵守状況その他の当該年度における特定再資源化等物品ごとの再資源化等の状況

二　当該年度における特定再資源化等物品ごとの資金管理法人から払渡しを受けた再資源化等預託金の額並びに再資源化等及び法第三十一条第一項の認定を受けて行う解体自動車の全部再資源化に必要な行為に要した費用の総額

再資源化等契約を締結する場合	種類ごとの量及び当該フロン類に係る使用済自動車の台数 ハ　再資源化等契約に係る委託料金の支払期限及びこれを支払った年月日 二　当該破壊に必要な行為の収支状況についての次に掲げる事項 イ　資金管理法人から払渡しを受けたフロン類に係る再資源化等預託金の額の総額 ロ　当該行為に要した費用の総額

（再資源化に必要な行為を実施する者の基準）

第三十条　法第二十八条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　自動車製造業者等が再資源化に必要な行為を自ら実施する場合　自ら実施する者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑

に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二（廃棄物処理法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合において、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条及び第三十三条第一項第二号において同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ホ　当該再資源化に必要な行為の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ト　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからヘまでのいずれかに該当するもの

チ　法人でその役員又はその使用人（次に掲げるものの代表者であるものに限る。ヌ及び第三十三条第一項第四号において同じ。）のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの

(1)　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2)　(1)に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の運搬又は処分（再生を含む。）の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

リ　法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ　個人でその使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの

二　自動車製造業者等が指定再資源化機関以外の者に委託して再資源化に必要な行為を実施する場合　当該指定再資源化機関以外の者が次のいずれにも該当するものであること。

イ　受託業務を遂行するに足りる人員及び財政的基礎を有すること。

ロ　前号イ、ロ及びホからヌまでのいずれにも該当しないものであること。

ハ　法、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制

二　前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合する施設を有すること。

2　前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該認定に係る再資源化に必要な行為を実施する者

三　当該認定に係る再資源化に必要な行為の用に供する施設

3　主務大臣は、第一項の認定の申請に係る再資源化が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

に関する法律（平成四年法律第百八号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第三十一条第七項を除く。）に違反し、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

ニ　法第六十六条（法第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二（廃棄物処理法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）でないこと。

ホ　当該再資源化に必要な行為を自ら実施する者であること。

（再資源化に必要な行為を実施する者の有する施設の基準）

第三十一条　法第二十八条第一項第二号の主務省令で定める基準は、当該施設が廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設（以下単に「産業廃棄物処理施設」という。）である場合には、同項又は廃棄物処理法第十五条の二の五第一項の規定による許可を受けている施設であることとする。

（再資源化の認定）

第三十二条　法第二十八条第一項の認定を受けようとする自動車製造業者等は、当該認定を受けて再資源化を行おうとする日前二月前までに同条第二項に規定する申請書及び書類を主務大臣に提出しなければならない。ただし、主務大臣が正当な理由があると認めるときは、その提出の期限を経過した後であっても、当該申請書及び書類を提出することができる。

（再資源化の認定に係る提出書類）

第三十三条　法第二十八条第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　再資源化に必要な行為を実施する者（以下この条において「実施者」という。）が第三十条第一号又は第二号（イ及びホに係る部分を除く。）に規定する基準に適合する旨を記載した書類

二　実施者が法人である場合においては、その役員の氏名及び住所を記載した書類

三　実施者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類

四　実施者に使用人がある場合においては、その者の氏名及び住所を記載した書類

五　実施者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書類

六　指定再資源化機関以外の者に委託して再資源化を行おうとする場合においては、次に掲げる書類

イ　実施者が個人である場合においては、住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し。以下同じ。）

ロ　実施者が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

ハ　実施者が受託業務を遂行するに足りる財政的基礎を有することを証する書類

ニ　再資源化に必要な行為に関する方法、設備、工程その他の内容を記載した書類

七　再資源化に必要な行為の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合においては、当該施設に係る廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可を受けていることを証する書類並びに当該施設における使用開始予定年月日、当該施設において取り扱う特定再資源化物品及び当該施設が一年間に再資源化に必要な行為を実施することのできる特定再資源化物品の最大数量を記載した書類

八　実施者が法第二十八条第二項第三号に規定する施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

2　主務大臣は、実施者が法第六十条第一項若しくは第六十七条第一項若しくは第七十条第一項又は廃棄物処理法第十四条第一項若しくは第六項若しくは第十四条の二第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であって、当該許可の日から起算して五年を経過しないものに限る。）を受けている場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第二号から第五号まで及び第六号イからハまでに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を提出させることができる。

（変更の認定）

第二十九条　前条第一項の認定を受けた自動車製造業者等は、同条第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第三十条　主務大臣は、第二十八条第一項の認定に係る再資源化が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

（解体自動車の全部再資源化の実施の委託に係る認定）

第三十一条　自動車製造業者等は、解体業者又は破砕業者に委託して、解体自動車の全部再資源化（再資源化のうち、解体業者が第十六条第二項の主務省令で定める事業は、解体自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する事業とする。

第三十七条　法第三十一条第一項の認定を

（解体自動車の全部再資源化の実施の委託に係る認定）

第三十六条　法第三十一条第一項の主務省令で定める事業は、解体自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する事業とする。

（変更の認定）

第三十四条　第三十二条の規定は、法第二十九条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、「同条第二項」とあるのは「法第二十九条第二項」と読み替えるものとする。

第三十五条　法第二十九条第二項において準用する法第二十八条第二項の主務省令で定める書類は、第三十三条第一項各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）とする。

で定める再資源化に関する基準に従って再資源化を行った後の解体自動車を解体自動車全部利用者（当該解体自動車をその原材料として利用する事業として主務省令で定めるものを国内において行う者に限る。）がその原材料として利用することができる状態にするものをいう。以下同じ。）を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けることができる。

一　当該全部再資源化が、解体自動車を破砕して行う再資源化に比して著しく廃棄物の減量及び資源の有効な利用に資するものであること。

二　委託を受ける解体業者又は破砕業者が当該全部再資源化を適正かつ円滑に行うことができる技術的能力を有するものであること。

2　前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　全部再資源化の委託を受ける解体業者又は破砕業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　解体自動車全部利用者の氏名又は名称

四　全部再資源化の方法及びこれにより発生が抑制される自動車破砕残さの量

3　主務大臣は、第一項の認定の申請に係る全部再資源化が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨及びその内容を資金管理法人に通知するものとする。

（変更の認定）

第三十二条　前条第一項の認定を受けた自動車製造業者等は、同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2　前条第二項から第四項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第三十三条　主務大臣は、第三十一条第一項の認定に係る全部再資源化が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

2　第三十一条第四項の規定は、前項の

受けようとする自動車製造業者等は、あらかじめ、同条第二項に規定する申請書及び書類を主務大臣に提出しなければならない。ただし、主務大臣が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

（全部再資源化の実施の委託に係る認定に係る提出書類）

第三十八条　法第三十一条第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　認定を受けようとする自動車製造業者等が個人である場合においては、住民票の写し

二　認定を受けようとする自動車製造業者等が法人である場合においては、登記簿の謄本

三　全部再資源化の委託を受ける解体業者又は破砕業者が法第六十条第一項又は第六十七条第一項の許可を受けていることを証する書類

四　全部再資源化の方法、設備、工程その他の内容を記載した書類

（認定を要しない軽微な変更）

第三十九条　法第三十二条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一　全部再資源化の委託を受ける解体業者又は破砕業者が法人であるときの、法人の代表者の氏名の変更

二　法第三十一条第二項第四号に掲げる事項の変更であって、発生が抑制される自動車破砕残さの量を減少させないもの

（変更の認定）

第四十条　第三十七条の規定は、法第三十二条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、「同条第二項」とあるのは「法第三十二条第二項において準用する法第三十一条第二項」と読み替えるものとする。

第四十一条　法第三十二条第二項において準用する法第三十一条第二項の主務省令で定める書類は、第三十八条各号に掲げる書類（当該変更に係るもの）に限る。

認定の取消しについて準用する。

（再資源化等に係る料金の公表等）
第三十四条　自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、自らが製造等をした自動車に係る次の各号に掲げる再資源化等について、これを販売する時までに、当該各号に定める料金を定め、これを公表しなければならない。
一　自動車破砕残さの再資源化　当該自動車に係る自動車破砕残さについて当該自動車製造業者等が行うその再資源化に必要な行為に関する料金
二　指定回収物品の再資源化　当該自動車に係る指定回収物品について当該自動車製造業者等が行うその再資源化に必要な行為（当該指定回収物品に係る指定回収料金の支払を含む。）に関する料金
三　フロン類の破壊　当該自動車に搭載されている特定エアコンディショナーに充てんされているフロン類について当該自動車製造業者等が行うその破壊に必要な行為（当該フロン類に係るフロン類回収料金の支払を含む。）に関する料金
2　前項の規定により公表される料金は、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものでなく、かつ、当該適正な原価に著しく不足しないものでなければならない。

（再資源化等に係る料金に対する勧告等）
第三十五条　主務大臣は、自動車製造業者等が前条第一項の規定により公表した料金が特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を著しく超えていると認めるとき、又は当該適正な原価に著しく不足していると認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができる。
2　主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（表示）
第三十六条　自動車製造業者等は、自動車を販売する時までに、主務省令で定めるところにより、これに当該自動車の製造等をした者の名称その他の主務省令で定める事項を表示しなければならない。

（指導及び助言）
第三十七条　主務大臣は、自動車製造業者等に対し、第二十一条の規定による特定再資源化等物品の引取り又は第二十五条若しくは第二十六条第一項の規定による特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は再資源化等に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

（再資源化等に係る料金の公表の方法）
第四十二条　第二十条の規定による公表について準用する。
第四十二条第一項の規定は、法第三十

（表示）
第四十三条　法第三十六条の規定による表示は、自動車製造業者等の名称を視認でき、かつ、容易に消えないものとする。

（勧告及び命令）

第三十八条　主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り又は再資源化等に必要な行為をしない自動車製造業者等があるときは、当該自動車製造業者等に対し、当該引取り又は再資源化等に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。

2　主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定引取場所の配置等）

第三十九条　自動車製造業者等は、指定引取場所の設置に当たっては、地理的条件、交通事情、自らが製造等をした自動車の使用の本拠の分布の状態その他の条件を勘案して、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為の能率的な実施及びフロン類回収業者、解体業者又は破砕業者による特定再資源化等物品の当該自動車製造業者等への円滑な引渡しが確保されるよう適正に配置しなければならない。

2　自動車製造業者等は、指定引取場所を指定したときは、当該指定引取場所の位置について、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（フロン類回収業者等による申出）

第四十条　フロン類回収業者、解体業者及び破砕業者は、自動車製造業者等が指定引取場所を適正に配置していないことにより、当該自動車製造業者等が第二十一条の規定により引き取るべき特定再資源化等物品の当該自動車製造業者等への引渡しに著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その旨を申し出ることができる。

（指定引取場所に係る勧告）

第四十一条　主務大臣は、前条の規定による申出があった場合において、同条に規定する支障の発生を回避することにより特定再資源化等物品の適正な引渡しを確保するため特に必要があると認めるときは、当該申出に係る自動車製造業者等に対し、当該申出をしたフロン類回収業者、解体業者又は破砕業者による特定再資源化等物品の当該自動車製造業者等への円滑な引渡しを確保するために必要な指定引取場所を設置すべきことを勧告することができる。

（指定引取場所の公表の方法）

第四十四条　第二十条の規定による公表について準用する。

（フロン類回収業者等による申出の方法）

第四十五条　フロン類回収業者、解体業者及び破砕業者は、法第四十条の規定による申出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書を主務大臣に提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称、登録番号又は許可番号並びに当該申出に係る事業所の名称及び所在地

二　当該自動車製造業者等の氏名又は名称及び当該申出に係る指定引取場所の所在地

三　当該事態が生じるおそれがあると認める相当の理由

第三章　登録及び許可

第一節　引取業者の登録

（引取業者の登録）

第四十二条　引取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2　前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその効力を有する。

4　前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第四十三条　前条第一項の登録を受けようとする者（以下「引取業登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

三　法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下この節及び次節において同じ。）の氏名

四　未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

五　使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

六　その他主務省令で定める事項

2　前項の申請書には、引取業登録申請者が第四十五条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第四十四条　都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を引取業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該引取業登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第四十五条　都道府県知事は、引取業登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、申請書に記載された第四十三条第一項第五号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の適正

第三章　登録及び許可

第一節　引取業者の登録

（引取業者の登録の申請）

第四十六条　引取業登録申請者は、様式第一による申請書に当該引取業登録申請者が法第四十五条第一項各号に該当しないものであることを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一　引取業登録申請者が個人である場合においては、住民票の写し

二　引取業登録申請者が法人である場合においては、登記簿の謄本

三　引取業登録申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し

四　引取業登録申請者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類

（引取業者の登録の基準）

第四十七条　法第四十五条第一項の主務省令で定める基準は、申請に係る事業所ごとに、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有する

かつ確実な回収の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二　この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三　第五十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者

四　引取業者で法人であるものが第五十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの

五　第五十一条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六　引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

七　法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

2　都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該引取業登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第四十六条　引取業者は、第四十三条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号若しくは第七号に該当する場合又は同項の主務省令で定める基準に適合しなくなった場合を除き、その届出があった事項のうち第四十四条第一項第一号に掲げる事項を引取業者登録簿に登録しなければならない。

3　第四十三条第二項の規定は第一項の規定による届出について、第四十四条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

（引取業者登録簿の閲覧）

第四十七条　都道府県知事は、引取業者

こと又は使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有することとする。

※　規定せず。

（引取業者の変更の届出）

第四十八条　法第四十六条第一項の規定により変更の届出をしようとする引取業者は、様式第二による届出書に当該引取業者が法第四十五条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び次に掲げる書類（その届出に係る変更後の書類をいう。）を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一　引取業者が個人であり、かつ、法第四十三条第一項第一号に掲げる事項に変更があったとき　住民票の写し

二　引取業者が法人であり、かつ、法第四十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があったとき　登記簿の謄本

三　引取業者が未成年者であり、かつ、法第四十三条第一項第四号に掲げる事項に変更があったとき　その法定代理人の住民票の写し

四　法第四十三条第一項第五号に掲げる事項に変更があったとき　第四十六条第四号に掲げる書類

登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（廃業等の届出）

第四十八条　引取業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一　死亡した場合　その相続人

二　法人が合併により消滅した場合　その法人を代表する役員であった者

三　法人が破産により解散した場合　その破産管財人

四　法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合　その清算人

五　その登録に係る引取業を廃止した場合　引取業者であった個人又は引取業者であった法人を代表する役員

2　引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

（登録の抹消）

第四十九条　都道府県知事は、第四十二条第二項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第五十一条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該引取業者の登録を抹消しなければならない。

（標識の掲示）

第五十条　引取業者は、主務省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（登録の取消し等）

第五十一条　都道府県知事は、引取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　不正の手段により第四十二条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）を受けたとき。

二　使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が第四十五条第一項の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

三　第四十五条第一項第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号のいずれかに該当することとなったとき。

四　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2　第四十五条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

（主務省令への委任）

第五十二条　この節に定めるもののほか、引取業者の登録に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（引取業者の標識の掲示）

第四十九条　法第五十条の規定により引取業者が掲げる標識は、縦及び横それぞれ二十センチメートル以上の大きさであって、引取業者であることを示すものとする。

2　法第五十条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　引取業者の氏名又は名称

二　引取業者の登録番号

第二節　フロン類回収業者の登録

（フロン類回収業者の登録）

第五十三条　フロン類回収業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2　前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第五十四条　前条第一項の登録を受けようとする者（以下「フロン類回収業登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

三　法人である場合においては、その役員の氏名

四　未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

五　回収しようとするフロン類の種類

六　使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力

七　その他主務省令で定める事項

2　前項の申請書には、フロン類回収業登録申請者が第五十六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第五十五条　都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項をフロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項第一号から第五号までに掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該フロン類回収業登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第五十六条　都道府県知事は、フロン類回収業登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、申請書に記載された第五十四条第一項第六号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特

第二節　フロン類回収業者の登録

（フロン類回収業者の登録の申請）

第五十条　フロン類回収業登録申請者は、様式第三による申請書に当該フロン類回収業登録申請者が法第五十六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一　フロン類回収業登録申請者が個人である場合においては、住民票の写し

二　フロン類回収業登録申請者が法人である場合においては、登記簿の謄本

三　フロン類回収業登録申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し

四　フロン類回収業登録申請者がフロン類の回収の用に供する設備（以下「フロン類回収設備」という。）の所有権を有すること（フロン類回収業登録申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

五　フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

2　法第五十四条第一項第七号の主務省令で定める事項は、フロン類回収設備の数とする。

（フロン類回収業者の登録の基準）

第五十一条　法第五十六条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　使用済自動車の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用でき

定エアコンディショナーからのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二　この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三　第五十八条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者

四　フロン類回収業者で法人であるものが第五十八条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの

五　第五十八条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六　フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

七　法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

2　都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該フロン類回収業登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第五十七条　フロン類回収業者は、第五十四条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号若しくは第七号に該当する場合又は同項の主務省令で定める基準に適合しなくなった場合を除き、その届出があった事項のうち第五十五条第一項第一号に掲げる事項をフロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。

3　第五十四条第二項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

ること。

二　申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

（フロン類回収業者の軽微な変更）

第五十二条　法第五十七条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、法第五十四条第一項第六号に掲げるフロン類回収設備の能力又は同項第七号に掲げる事項の変更であって、同項第五号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。

（フロン類回収業者の変更の届出）

第五十三条　法第五十七条第一項の規定により変更の届出をしようとするフロン類回収業者は、様式第四による届出書に当該フロン類回収業者が法第五十六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び次に掲げる書類（その届出に係る変更後の書類をいう。）を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一　フロン類回収業者が個人であり、かつ、法第五十四条第一項第一号に掲げる事項に変更があったとき　住民票の写し

二　フロン類回収業者が法人であり、かつ、法第五十四条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があったとき　登記簿の謄本

三　フロン類回収業者が未成年者であり、かつ、法第五十四条第一項第四号に掲げる事項に変更があったとき　その法定代理人の住民票の写し

四　法第五十四条第一項第五号から第七号までに掲げる事項に変更（前条に定める軽微な変更を除く。）があったとき　第五十条第一項第四号及び第五号に掲げる書類

（登録の取消し等）

第五十八条　都道府県知事は、フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　不正の手段により第五十三条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）を受けたとき。

二　使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備が第五十六条第一項の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

三　第五十六条第一項第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号のいずれかに該当することとなったとき。

四　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2　第五十六条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

（準用）

第五十九条　第四十七条から第五十条まで及び第五十二条の規定は、フロン類回収業者について準用する。この場合において、第四十九条中「第四十二条第二項若しくは前条第二項」とあるのは「第五十三条第二項若しくは第五十九条において準用する第四十八条第二項」と、「第五十一条第一項」とあるのは「第五十八条第一項」と読み替えるものとする。

第三節　解体業の許可

（解体業の許可）

第六十条　解体業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2　前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（許可の更新期間）

第四条　法第六十条第二項及び第六十七条第二項の政令で定める期間は、五年とする。

（許可の申請）

第六十一条　前条第一項の許可を受けようとする者（以下「解体業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

三　法人である場合においては、その

（許可の申請者の使用人）

（準用）

第五十四条　法第五十九条において準用する法第五十条の規定によりフロン類回収業者が掲げる標識は、縦及び横それぞれ二十センチメートル以上の大きさであって、フロン類回収業者であることを示すものとする。

2　法第五十九条において準用する法第五十条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　フロン類回収業者の氏名又は名称

二　回収しようとするフロン類の種類

三　フロン類回収業者の登録番号

第三節　解体業の許可

（解体業の許可の申請）

第五十五条　解体業許可申請者は、様式第五による申請書に当該解体業許可申請者が法第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一　解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この章において同じ。）の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四　未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

五　事業の用に供する施設の概要

六　その他主務省令で定める事項

2　前項の申請書には、解体業許可申請者が次条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

第五条　法第六十一条第一項第三号、第六十二条第一項第二号チ及びヌ並びに第六十八条第一項第四号の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

二　前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

付近の見取図

二　解体業許可申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（解体業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

三　事業計画書

四　収支見積書

五　解体業許可申請者が個人である場合においては、住民票の写し及び登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）

六　解体業許可申請者が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

七　解体業許可申請者が法人である場合においては、その役員の住民票の写し及び登記事項証明書

八　解体業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本

九　解体業許可申請者に令第五条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し及び登記事項証明書

十　解体業許可申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

2　都道府県知事は、解体業許可申請者が法第六十条第一項若しくは第六十七条第一項若しくは第七十条第一項又は廃棄物処理法第十四条第一項若しくは第六項若しくは第十四条の二第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であって、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項若しくは第六十条第二項（第六十三条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「廃棄物処理規則」という。）第九条の二第三項（廃棄物処理規則第十条の九第二項において準用する場合を含む。）若しくは第十条の四第三項（廃棄物処理規則第十条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第五号及び第七号から第十号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし、解体業の許可の更新の申請の場合においては、この限りでない。

3　解体業の許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、同項第一号及び第二号に掲げる書類の添付を要しないものとする。

4　法第六十一条第一項第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　第五十七条第二号イに規定する標準作業書（第五十七条第一号において単に「標準作業書」という。）の記載事項

二　他に法第六十条第一項若しくは第六十七条第一項又は廃棄物処理法第十四条第一項若しくは第六項の規定による許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る許可番号（許可を申請している場合にあっては、申請年月日）

三　解体業を行おうとする事業所以外の

（許可の基準）

第六十二条　都道府県知事は、第六十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　その事業の用に供する施設及び解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

二　解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　第六十六条（第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第十四条の三の二（廃棄物処理法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ホ　その業務に関し不正又は不誠実

（生活環境の保全を目的とする法令）

第六条　法第六十二条第一項第二号ハの政令で定める法令は、次のとおりとする。

一　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）

二　騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）

三　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）

四　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）

五　悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）

六　振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）

七　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）

八　ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）

九　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）

場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所に関する次に掲げる事項

イ　所在地

ロ　面積

ハ　保管量の上限

四　解体業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所

五　解体業許可申請者が個人である場合において、令第五条に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所

（解体業の許可証）

第五十六条　都道府県知事は、法第六十条第一項の規定により解体業の許可をしたときは、様式第六による許可証を交付しなければならない。

（解体業の許可の基準）

第五十七条　法第六十二条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　施設に係る基準

イ　使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所（以下「解体作業場」という。）以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあっては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

ロ　解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合にあっては、当該場所がイに掲げるものほか次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することとその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

(1)　廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することとその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2)　廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

ハ　解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油（自動車の燃料に限る。以下このハにおいて同じ。）を回収する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。

(1)　廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することとその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2)　廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置（以下「ためます等」という。）及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

ニ　次に掲げる要件を満たす解体作業

な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ト　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからヘまでのいずれかに該当するもの

チ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ　法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ　個人で政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの

※　令第五条に規定。

2　都道府県知事は、第六十条第一項の許可の申請があった場合において、不許可の処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該解体業許可申請者に通知しなければならない。

※　令第五条に規定。

場を有すること。

(1)　使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く。以下この(1)において同じ。）及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

(2)　廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(3)　廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

(4)　雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。

ホ　解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

(1)　廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2)　雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。

二　解体業許可申請者の能力に係る基準

イ　次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

(1)　使用済自動車及び解体自動車の保管の方法

(2)　廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法

(3)　使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）

(4)　油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）

(5)　使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法

(6)　使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法

(7)　使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法

（変更の届出）

第六十三条　解体業者は、第六十一条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2　第六十一条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（廃業等の届出）

第六十四条　解体業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一　死亡した場合　その相続人

二　法人が合併により消滅した場合　その法人を代表する役員であった者

三　法人が破産により解散した場合　その破産管財人

四　法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合　その清算人

五　その許可に係る解体業を廃止した場合　解体業者であった個人又は解体業者であった法人を代表する役員

（8）解体業の用に供する施設の保守点検の方法

（9）火災予防上の措置

ロ　事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。

（解体業に係る変更の届出）

第五十八条　法第六十三条第一項の規定により変更の届出をしようとする解体業者は、様式第七による届出書に当該解体業者が法第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類（その届出に係る変更後の書類をいう。）を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一　解体業者が個人であり、かつ、法第六十一条第一項第一号に掲げる事項に変更があったとき　住民票の写し及び登記事項証明書

二　解体業者が法人であり、かつ、法第六十一条第一項第一号に掲げる事項に変更があったとき　定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

三　法第六十一条第一項第二号に掲げる事項に変更があったとき　当該変更に係る事業所に関する第五十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

四　解体業者が法人であり、かつ、法第六十一条第一項第三号に掲げる役員に関する事項に変更があったとき　当該変更に係る者の住民票の写し及び登記事項証明書並びに登記簿の謄本

五　解体業者が法人であり、かつ、法第六十一条第一項第三号に掲げる使用人に関する事項に変更があったとき　当該変更に係る者の住民票の写し及び登記事項証明書

六　解体業者が未成年者であり、かつ、法第六十一条第一項第四号に掲げる事項に変更があったとき　その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

七　法第六十一条第一項第五号に掲げる事項に変更があったとき　当該変更に係る施設に関する第五十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

八　解体業者が法人であり、かつ、第五十五条第四項第四号に掲げる事項に変更があったとき　当該変更に係る者の有する株式の数又は当該変更に係る者のなした出資の金額を記載した書類並びに当該変更に係る者の住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本

九　解体業者が個人であり、かつ、第五十五条第四項第五号に掲げる事項に変更があったとき　当該変更に係る者の住民票の写し及び登記事項証明書

（標識の掲示）
第六十五条　解体業者は、主務省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（許可の取消し等）
第六十六条　都道府県知事は、解体業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一　この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
二　不正の手段により第六十条第一項の許可（同条第二項の許可の更新を含む。）を受けたとき。
三　その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第六十二条第一項第一号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。
四　第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。

（解体業者の標識の掲示）
第五十九条　法第六十五条の規定により解体業者が掲げる標識は、縦及び横それぞれ二十センチメートル以上の大きさであって、解体業者であることを示すものとする。
2　法第六十五条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　解体業者の氏名又は名称
二　解体業者の許可番号

第四節　破砕業の許可

（破砕業の許可）
第六十七条　破砕業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
2　前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
3　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
4　前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

※　令第四条に規定。

（許可の申請）
第六十八条　前条第一項の許可を受けようとする者（以下「破砕業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　事業の範囲
三　事業所の名称及び所在地
四　法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
五　未成年者である場合においては、その

※　令第五条に規定。

（破砕業の許可の申請）
第六十条　破砕業許可申請者は、様式第八による申請書に当該破砕業許可申請者が法第六十九条第一項第二号に適合することを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。
一　破砕業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図（当該施設が廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可を受けている施設である場合を除く。）

その法定代理人の氏名及び住所
六　事業の用に供する施設の概要
七　その他主務省令で定める事項
2　前項の申請書には、破砕業許可申請者が次条第一項第二号に適合することを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

二　破砕業許可申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（破砕業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
三　事業計画書
四　収支見積書
五　破砕業許可申請者が個人である場合においては、住民票の写し及び登記事項証明書
六　破砕業許可申請者が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
七　破砕業許可申請者が法人である場合においては、その役員の住民票の写し及び登記事項証明書
八　破砕業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本
九　破砕業許可申請者に令第五条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し及び登記事項証明書
十　破砕業許可申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書
2　都道府県知事は、破砕業許可申請者が法第六十条第一項若しくは第六十七条第一項若しくは第七十条第一項又は廃棄物処理法第十四条第一項若しくは第十四条の二第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であって、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第五十五条第二項若しくはこの項（第六十三条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）又は廃棄物処理規則第九条の二第三項（廃棄物処理規則第十条の九第二項において準用する場合を含む。）若しくは第十条の四第三項（廃棄物処理規則第十条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第五号及び第七号から第十号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし、破砕業の許可の更新の申請の場合においては、この限りでない。
3　破砕業の許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、同項第一号及び第二号に掲げる書類の添付を要しないものとする。
4　法第六十八条第一項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　作業書の記載事項
二　他に法第六十条第一項若しくは第六十七条第一項又は廃棄物処理法第十四条第一項若しくは第六項の規定による許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る許可番号（許可を申請している場合にあっては、申請年月日）
三　破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所に関する次に掲げる事項
イ　所在地
ロ　面積
ハ　保管量の上限
四　破砕業の用に供する施設について廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可を

（許可の基準）

第六十九条　都道府県知事は、第六十七条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　その事業の用に供する施設及び破砕業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

二　破砕業許可申請者が第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

2　都道府県知事は、第六十七条第一項の許可の申請があった場合において、不許可の処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該破砕業許可申請者に通知しなければならない。

受けている場合にあっては、当該許可の年月日及び許可番号

五　破砕業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所

六　破砕業許可申請者が個人である場合において、令第五条に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所

（破砕業の許可証）

第六十一条　都道府県知事は、法第六十七条第一項の規定により破砕業の許可をしたとき、又は法第七十条第一項の規定により事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第九による許可証を交付しなければならない。

（破砕業の許可の基準）

第六十二条　法第六十九条第一項第一号（法第七十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　施設に係る基準

イ　みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いがその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

ロ　解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。

ハ　解体自動車の破砕を行う場合にあっては、次のとおりであること。

(1)　解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合にあっては、廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可を受けている施設であること。

(2)　解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。

ニ　解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有する施設であって、次に掲げる要件を満たすものを有すること。

(1)　汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することとその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2)　自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝（(3)において「排水処理施設等」という。）が設けられていること。

(3)　雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流

出が防止できる場合は、この限りでない。

(4) 自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

二 破砕業許可申請者又は次条第一項に規定する変更申請者の能力に係る基準

イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

(1) 解体自動車の保管の方法

(2) 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法

(3) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法

(4) 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）

(5) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法

(6) 解体自動車の運搬の方法

(7) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法

(8) 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法

(9) 火災予防上の措置

ロ 事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと。

（変更の許可）

第七十条　破砕業者は、その事業の範囲を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2　前条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（変更の許可の申請）

第六十三条　法第七十条第一項の規定により破砕業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする破砕業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した様式第十による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 許可の年月日及び許可番号

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更に係る破砕業の用に供する施設の概要

六 変更に係る破砕業の用に供する施設について廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可を受けている場合にあっては、当該許可の年月日及び許可番号

七 法第六十八条第一項第四号及び第五号並びに第六十条第四項第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項

2 前項の申請書には、当該変更申請者が法第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更に係る破砕業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図（当該施設が廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可を受けている施設である場合を除く。）

二 変更申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（変更申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

三 変更後の事業計画書

四 変更後の収支見積書

五 変更申請者が個人である場合においては、住民票の写し及び登記事項証明書

六 変更申請者が法人である場合におい

（変更の届出）

第七十一条　破砕業者は、第六十八条第一項第一号又は第三号から第七号までに掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2　第六十八条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

ては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

七　変更申請者が法人である場合においては、その役員の住民票の写し及び登記事項証明書

八　変更申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資をしている者の株式の数又は当該出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本

九　変更申請者に令第五条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し及び登記事項証明書

十　変更申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

3　第六十条第二項本文の規定は、破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、「破砕業許可申請者」とあるのは「変更申請者」と、「この項（第六十三条第三項」とあるのは「第六十条第二項（この項」と、「前項」とあるのは「第六十三条第二項」と読み替えるものとする。

（破砕業に係る変更の届出）

第六十四条　法第七十一条第一項の規定により変更の届出をしようとする破砕業者は、様式第十一による届出書に当該破砕業者が法第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類（その届出に係る変更後の書類をいう。）を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一　破砕業者が個人であり、かつ、法第六十八条第一項第一号に掲げる事項に変更があったとき　住民票の写し及び登記事項証明書

二　破砕業者が法人であり、かつ、法第六十八条第一項第一号に掲げる事項に変更があったとき　定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

三　法第六十八条第一項第三号に掲げる事項に変更があったとき　当該変更に係る事業所に関する第六十条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

四　破砕業者が法人であり、かつ、法第六十八条第一項第四号に掲げる役員に関する事項に変更があったとき　当該変更に係る者の住民票の写し及び登記事項証明書並びに登記簿の謄本

五　破砕業者が法人であり、かつ、法第六十八条第一項第四号に掲げる使用人に関する事項に変更があったとき　当該変更に係る者の住民票の写し及び登記事項証明書

六　破砕業者が未成年者であり、かつ、法第六十八条第一項第五号に掲げる事項に変更があったとき　その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

七　法第六十八条第一項第六号に掲げる事項に変更があったとき　当該変更に係る施設に関する第六十条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

八　破砕業者が法人であり、かつ、第六十条第四項第五号に掲げる事項に変更があったとき　当該変更に係る者の有する株式の数又は当該変更に係る者のなした出資の金額を記載した書類並びに当該変更に係る者の住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本

九　破砕業者が個人であり、かつ、第六十条第四項第六号に掲げる事項に変更があったとき　当該変更に係る者の住

（準用）

第七十二条　第六十四条から第六十六条までの規定は、破砕業者について準用する。この場合において、第六十六条第二号中「第六十条第一項の許可（同条第二項の許可の更新を含む。）」とあるのは「第六十七条第一項の許可（同条第二項の許可の更新を含む。）」と、同条第三号中「第六十二条第一項第一号」とあるのは「第六十九条第一項第一号」と読み替えるものとする。

民票の写し及び登記事項証明書

（準用）

第六十五条　法第七十二条において準用する法第六十五条の規定により破砕業者が掲げる標識は、縦及び横それぞれ二十センチメートル以上の大きさであって、破砕業者であることを示すものとする。

2　法第七十二条において準用する法第六十五条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　破砕業者の氏名又は名称

二　事業の範囲

三　破砕業者の許可番号

（再資源化預託金等の預託義務）

第七十三条　自動車（第三項に規定するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の所有者は、当該自動車が最初の自動車登録ファイルへの登録（道路運送車両法第四条の規定による自動車登録ファイルへの登録をいう。以下同じ。）を受けるとき（同法第五十八条に規定する軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）にあっては当該自動車が最初の自動車検査証の交付（同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定による自動車検査証の交付をいう。以下同じ。）を受けるとき、同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車にあっては当該自動車が最初の自動車両番号の指定（同法第九十七条の三第一項の規定による車両番号の指定をいう。以下同じ。）を受けるとき）までに、当該自動車に係る再資源化等料金（次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該自動車に係る特定再資源化等物品を第二十一条の規定により引き取るべき自動車製造業者等が第三十四条第一項の規定により公表した同表の中欄に掲げる料金（当該自動車製造業者等が存しない場合又は当該自動車製造業者等を確知することができない場合（次項各号において「製造業者不存在の場合」という。）にあっては、指定再資源化機関が第百八条第一項の規定により公表した同表の下欄に掲げる料金）をいう。第三項において同じ。）に相当する額の金銭を再資源化等預託金として資金管理法人に対し預託しなければならない。

一	指定回収物品及び特定エアコンディショナーのいずれも搭載されていない自動車	第三十四条第一項第一号に定める料金
二	指定回収物品が搭載されている自動車（第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車を除く。）	第百八条第一項第一号及び第二号に定める料金
三	特定エアコンディショナーが搭載されている自動車（次に定める料金	第三十四条第一項第一号及び第三号に定める料金
四	指定回収物品及び特定エアコンディショナーのいずれも搭載されている自動車	第三十四条第一項各号に定める料金
		第百八条第一項各号に定める料金

2　自動車の所有者は、当該自動車が前項に規定する最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付若しくは最初の車両番号の指定を受けた後に、当該自動車に次の各号に掲げる物品を搭載した場合には、当該自動車を使用済自動車として引取業者に引き渡すときまでに、それぞれ当該各号に掲げる料金に相当する額の金銭を当該自動車に係る再資源化等預託金として資金管理法人に対し追加して預

第四章　再資源化預託金等

託しなければならない。

一　指定回収物品　当該自動車に係る第三十四条第一項第二号に定める料金（製造業者不存在の場合にあっては、第百八条第一項第二号に定める料金）

二　特定エアコンディショナー　当該自動車に係る第三十四条第一項第三号に定める料金（製造業者不存在の場合にあっては、第百八条第一項第三号に定める料金）

3　自動車（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行の用に供しないことその他の理由により、自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付若しくは車両番号の指定を受けることを要しない自動車に限る。以下この項において同じ。）の所有者は、当該自動車を使用済自動車として引取業者に引き渡すときまでに、当該自動車に係る再資源化等料金に相当する額の金銭を再資源化等預託金として資金管理法人に対し預託しなければならない。

4　第一項又は前項の規定により再資源化等預託金を預託する自動車の所有者は、当該自動車に係る情報管理料金（第百十四条に規定する情報管理センター（以下この章、次章及び第六章第一節において単に「情報管理センター」という。）が、当該自動車が使用済自動車となった場合において当該使用済自動車について行う同条の情報管理業務に関し、政令で定めるところにより主務大臣の認可を受けて定める料金をいう。以下同じ。）に相当する額の金銭を情報管理預託金として資金管理法人に対し預託しなければならない。

5　情報管理センターは、前項の認可を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該情報管理料金を公表しなければならない。

6　資金管理法人は、第一項から第四項までの規定により預託をする者に対し、再資源化等預託金及び情報管理預託金（以下「再資源化預託金等」という。）の管理に関し、政令で定めるところにより主務大臣の認可を受けて定める料金を請求することができる。

7　資金管理法人は、前項の認可を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該料金を公表しなければならない。

（預託証明書の提示）

第七十四条　自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付（当該自動車についての前条第一項に規定する最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付に限る。）を受けようとする者は、国土交通大臣（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理

（情報管理料金の額の認可）

第七条　情報管理センターは、法第七十三条第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可を受けようとする情報管理料金の額及び情報管理業務の実施に要する費用の額に関し主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。情報管理料金の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

2　主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

一　情報管理料金の額が当該情報管理業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。

二　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（再資源化預託金等の管理に関する料金の額の認可）

第八条　資金管理法人は、法第七十三条第六項の規定による認可を受けようとするときは、認可を受けようとする再資源化預託金等の管理に関する料金の額及び再資源化預託金等の管理に関する業務の実施に要する費用の額に関し主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。再資源化預託金等の管理に関する料金の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

2　主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

一　再資源化預託金等の管理に関する料金の額が当該管理に関する業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。

二　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（情報管理業務の実施に要する費用の細目）

第六十六条　令第七条第一項の主務省令で定める事項は、情報管理料金の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費及び情報管理料金の額の算出方法とする。

（情報管理料金の公表の方法）

第六十七条　法第七十三条第五項の規定による公表は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（再資源化預託金等の管理に関する業務の実施に要する費用の細目）

第六十八条　令第八条第一項の主務省令で定める事項は、再資源化預託金等の管理に関する料金の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費及び再資源化預託金等の管理に関する料金の額の算出方法とする。

（再資源化預託金等の管理に関する料金の公表の方法）

第六十九条　第六十七条の規定は、法第七十三条第七項の規定による公表について準用する。

部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会（道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対して、当該自動車の所有者が資金管理法人に対し当該自動車に係る再資源化預託金等を預託したことを証する書面（以下「預託証明書」という。）を提示しなければならない。

2　国土交通大臣等は、預託証明書の提示がないときは、前項の自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付をしないものとする。

（利息）

第七十五条　資金管理法人は、主務省令で定めるところにより、再資源化預託金等に利息を付さなければならない。

（利息）

第七十条　法第七十五条の規定により再資源化預託金等に付する利息の額は、当該再資源化預託金等による認可を受けたものを除く。）について、法第七十六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第四項若しくは第六項の規定による払渡しの請求、法第七十八条第一項の規定による取戻しの請求、法第九十八条第一項の規定による承認の申請又は同条第三項の規定による認可の申請（以下この条において「請求等」という。）がされたときに、当該再資源化預託金等の額に対し当該再資源化預託金等が預託された日の属する年度から当該請求等がされた日の属する年度の前年度までの期間に応じ、複利による計算をして得た元利合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）から当該再資源化預託金等の額を減じて得た額とし、その利率は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一　法附則第一条第二号の政令で定める日（平成十七年一月一日）が属する年度　当該年度における再資源化預託金等を運用して得た利息その他の運用利益金の総額に次に掲げる額を加えて得た額（以下この条において「運用利益金総額等」という。）を当該年度末における再資源化預託金等（法第九十八条第一項の規定による承認又は同条第三項の規定による認可を受けた特定再資源化預託金等を除く。）の総額で除して得た率（当該率に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

二　法附則第一条第二号の政令で定める日（平成十七年一月一日）が属する年度の翌年度以降の年度　当該年度において再資源化預託金等を運用して得た利息その他の運用利益金の総額に次に掲げる額を加えて得た額（以下この条において「運用利益金総額等」という。）を当該年度末における再資源化預託金等（法第九十八条第一項の規定による承認又は同条第三項の規定による認可を受けた特定再資源化預託金等を除く。）の総額で除して得た率（当該率に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

イ　当該年度の前年度における運用利益金総額等から当該年度の前年度末における再資源化預託金等総額等に当該年度の前年度の利率を乗じて得た額を減じて得た額

ロ　当該年度に法第七十六条第一項、第四項若しくは第六項の規定による

（再資源化預託金等の払渡し）

第七十六条　自動車製造業者等は、第二十一条の規定によりフロン類回収業者、解体業者又は破砕業者から特定再資源化等物品を引き取ったときは、主務省令で定めるところにより、第七十三条第一項から第三項までの規定により預託された再資源化等預託金であって当該特定再資源化等物品に係るものについて、資金管理法人に対し、その払渡しを請求することができる。この場合において、当該請求を行う自動車製造業者等は、資金管理法人に対して、情報管理センターが第八十五条第一項の規定による請求を受けて交付する同項に規定する書類等であって自らが当該特定再資源化等物品を確実に引き取ったことを証する事項が記載され、又は記録されたものを提出しなければならない。

2　前項の資金管理法人に対する書類等の提出は、主務省令で定めるところにより、情報管理センターに委託して当該書類等に記載され、又は記録されるべき事項を情報管理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて資金管理法人の使用に係る電子計算機に送信することによって行うことができる。

3　前二項の規定は、指定再資源化機関が第百六条第二号に規定する業務に関して特定再資源化等物品を引き取った場合について準用する。

4　第三十一条第一項の認定を受けた自動車製造業者等は、同項の規定により解体自動車の全部再資源化の実施を委託した解体業者又は破砕業者（以下この条において「委託解体業者等」という。）が解体自動車全部利用者に当該

払渡し若しくは法第七十八条第一項の規定による取戻しがされ、又は法第九十八条第一項の規定による承認若しくは同条第三項の規定による認可を受けた再資源化預託金等（既に同項の規定による認可を受けたものを除く。以下この条において「払渡し等」という。）がされた再資源化預託金等（その利息の額を除く。）の額（当該再資源化預託金等が預託された日の属する年度から当該再資源化預託金等について請求等がされた日の属する年度の前年度までの期間に応じ、複利による計算をして得た元利合計額の総額から当該年度に払渡し等がされた再資源化預託金等の額の総額を減じて得た額

ハ　当該年度の前年度以前に請求等がされ、当該年度に払渡し等がされた再資源化預託金等の額（その利息の額を除く。）に対し、当該再資源化預託金等が預託された日の属する年度から当該年度の前年度までの期間に応じ、複利の計算をして得た元利合計額の総額から当該年度の前年度以前に請求等がされ、当該年度に払渡し等がされた再資源化預託金等の額の総額を減じて得た額

（自動車製造業者等が特定再資源化等物品を引き取ったときの再資源化等預託金の払渡しの請求）

第七十一条　自動車製造業者等は、法第七十六条第一項の規定により再資源化等預託金の払渡しを請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を資金管理法人に提出しなければならない。

一　自動車製造業者等の氏名又は名称及び住所

二　振込金融機関又は郵便局の名称及び所在地並びに預金口座又は貯金口座の口座番号

三　払渡しを請求しようとする再資源化等預託金に係る特定再資源化等物品及び使用済自動車の車台番号

2　自動車製造業者等は、資金管理法人が定めるところにより、前項の規定による請求書の提出に代えて、当該請求書に記載すべき事項を電子情報処理組織（当該自動車製造業者等の使用に係る電子計算機と資金管理法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により請求することができる。

（情報管理センターに委託して行う資金管理法人の使用に係る電子計算機への送信）

第七十二条　自動車製造業者等は、法第七十六条第二項の規定により情報管理センターに委託して資金管理法人の使用に係る電子計算機に送信しようとするときは、あらかじめ、その旨を資金管理法人に通知しなければならない。

（準用）

第七十三条　前二条の規定は、法第七十六条第三項の規定により指定再資源化機関が行う再資源化等預託金の払渡しの請求について準用する。

（委託解体業者等が解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したときの再資源化等預託金の払渡しの請求等）

第七十四条　法第七十一条第七十一条及び第七十二条の規定により自動車製造業者等が行う再資源化等預

解体自動車を引き渡したときは、主務省令で定めるところにより、第七十三条第一項から第三項までの規定により預託された再資源化等預託金のうち当該解体自動車に係る第三十四条第一項第一号に定める料金に相当するものについて、資金管理法人に対し、その払渡しを請求することができる。この場合において、当該請求を行う自動車製造業者等は、資金管理法人に対して、情報管理センターが第八十五条第三項の規定による請求を受けて交付する同条第一項に規定する書類等であって委託解体業者等が解体自動車全部利用者に当該解体自動車を確実に引き渡したことを証する事項が記載され、又は記録されたものを提出しなければならない。

5　第二項の規定は、前項の規定による書類等の提出について準用する。

6　情報管理センターは、第八十一条第一項の規定による報告がされたときは、主務省令で定めるところにより、第七十三条第四項の規定により預託された情報管理預託金で当該報告がされた使用済自動車に係るものについて、資金管理法人に対し、その払渡しを請求することができる。

（承継等）

第七十七条　自動車の所有者について相続その他の一般承継があったときは、当該所有者が預託した再資源化預託金等は、当該所有者の相続人その他の一般承継人が預託したものとみなす。

2　自動車の所有権の譲渡があったときは、当該所有権を有する者が預託した再資源化預託金等は、当該所有権の譲受人が預託したものとみなす。

（再資源化預託金等の取戻し）

第七十八条　再資源化預託金等が預託されている自動車の所有者は、当該自動車を輸出した場合その他当該再資源化預託金等を預託しておく必要がないものとして政令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該再資源化預託金等を取り戻すことができる。

2　前項の規定による取戻しの権利は、当該自動車を輸出した日から二年を経過したとき（同項の政令で定める場合にあっては、政令で定めるとき）は、時効によって消滅する。

※　規定せず。

※　規定せず。

託金の払渡しの請求について準用する。この場合において、第七十一条第一項第三号中「再資源化等預託金に係る特定再資源化等物品及び使用済自動車の車台番号」とあるのは「再資源化等預託金に係る使用済自動車の車台番号」と読み替えるものとする。

（情報管理預託金の払渡しの請求）

第七十五条　第七十一条の規定は、法第七十六条第六項の規定により情報管理センターが行う情報管理預託金の払渡しの請求について準用する。この場合において、第七十一条第一項第三号中「再資源化等預託金に係る特定再資源化等物品及び使用済自動車の車台番号」とあるのは「情報管理預託金に係る使用済自動車の車台番号」と読み替えるものとする。

（再資源化預託金等の取戻し）

第七十六条　再資源化預託金等が預託されている自動車の所有者は、法第七十八条第一項の規定により当該再資源化預託金等の取戻しをしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を資金管理法人に提出しなければならない。

一　自動車の所有者の氏名又は名称及び住所

二　振込金融機関又は郵便局の名称及び所在地並びに預金口座又は貯金口座の口座番号

三　取戻しをしようとする再資源化預託金等に係る自動車の車台番号

四　取戻しをしようとする再資源化預託金等の額（その利息の額を除く。）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該自動車の輸出に係る保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）の所在地を所轄する税関長から交付を受ける輸出の許可（同法第六十七条に規定する輸出の許可をいう。）があったことを証する書類（当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。）

二　当該自動車の船積があった旨が記載された船荷証券（当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。）の写し

三　当該自動車が道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第五項に規定する運行の用に供しないこ

	3　第一項の規定により再資源化預託金等を取り戻そうとする者は、政令で定めるところにより資金管理法人が主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を資金管理法人に納めなければならない。	
	（再資源化預託金等の取戻しに係る手数料の額の認可） 第九条　資金管理法人は、法第七十八条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可を受けようとする手数料の額及び同条第一項の規定により取り戻すことができる再資源化預託金等の払戻しに関する業務（次項第一号において「払戻業務」という。）の実施に要する費用の額に関し主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。 2　主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。 一　手数料の額が当該払戻業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。 二　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。	（主務省令への委任） 第七十九条　この章に定めるもののほか、再資源化預託金等の預託、払渡し及び取戻しに関し必要な事項は、主務省令で定める。
とその他の理由により自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付を受けることを要しない自動車でない場合においては、同法第十五条の二第二項に規定する輸出抹消仮登録証明書の写し又は同法第十六条第六項若しくは第六十九条の二第四項に規定する輸出予定届出証明書の写し	（再資源化預託金等の取戻しに係る業務の実施に要する費用の細目） 第七十七条　令第九条第一項の主務省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費及び認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。	

第五章　移動報告

（書面の交付）

第八十条　引取業者は、使用済自動車を引き取るときは、主務省令で定めるところにより、当該使用済自動車の引取りを求めた者に対し、自己の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号（これに類するものとして主務省令で定めるものを含む。以下同じ。）その他の主務省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

2　引取業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該使用済自動車の引取りを求めた者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該引取業者は、当該書面を交付したものとみなす。

（情報通信の技術を利用する方法に係る承諾等）

第十条　引取業者は、法第八十条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該使用済自動車の引取りを求めた者に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た引取業者は、当該使用済自動車の引取りを求めた者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該使用済自動車の引取りを求めた者に対し、法第八十条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該使用済自動車の引取りを求めた者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（移動報告）

第八十一条　引取業者は、使用済自動車を引き取ったときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期

第五章　移動報告

（車台番号に類するもの）

第七十八条　法第八十条第一項の主務省令で定めるものは、車台番号が存しない使用済自動車について資金管理法人の指定する識別番号とする。

（書面の記載事項）

第七十九条　法第八十条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該引取業者の氏名又は名称及び登録番号並びに当該使用済自動車を引き取る事業所の名称、所在地及び電話番号

二　当該使用済自動車の車台番号

三　当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称

四　当該使用済自動車を引き取った年月日

五　当該使用済自動車に係る再資源化預託金等の額

（書面の交付）

第八十条　法第八十条第一項の規定による書面の交付は、次により行うものとする。

一　使用済自動車一台ごとに交付すること。

二　当該使用済自動車の引取り後遅滞なく交付すること。

三　書面に記載された事項が前条各号に掲げる事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

（情報通信の技術を利用する方法）

第八十一条　法第八十条第二項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織（引取業者の使用に係る電子計算機と使用済自動車の引取りを求めた者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　引取業者の使用に係る電子計算機と使用済自動車の引取りを求めた者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該使用済自動車の引取りを求めた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　引取業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて使用済自動車の引取りを求めた者の閲覧に供し、当該使用済自動車の引取りを求めた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、使用済自動車の引取りを求めた者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

第八十二条　令第十条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次のとおりとする。

一　前条第一項各号に掲げる方法のうち引取業者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

（引取業者の引取実施報告の報告事項）

第八十三条　法第八十一条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該使用済自動車に係る移動報告の

間内に、当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

2　引取業者は、フロン類回収業者又は解体業者に使用済自動車を引き渡したとき（当該フロン類回収業者又は解体業者に当該使用済自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該使用済自動車の運搬を受託した者に当該使用済自動車を引き渡したとき）は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

3　フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

4　フロン類回収業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関にフロン類を引き渡したとき（当該自動車製造業者等又は指定再資源化機関に当該フロン類を引き渡すために行う運搬を他人

番号（以下「移動報告番号」という。）
二　当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称
三　当該引取業者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車を引き取った事業所の名称及び所在地
四　当該使用済自動車の車台番号
五　当該使用済自動車の道路運送車両法の規定による自動車登録番号若しくは車両番号又は預託証明書の番号が明らかである場合にあっては、そのいずれかの番号
六　当該使用済自動車に特定エアコンディショナーが搭載されている場合にあっては、当該特定エアコンディショナーに充てんされているフロン類の種類

2　法第八十一条第一項の規定による引取業者の情報管理センターへの報告は、報告しようとする事項が前項各号に掲げる事項と相違がないことを確認の上、行うものとする。

3　法第八十一条第一項の主務省令で定める期間は、当該使用済自動車を引き取った日から三日とする。

（引取業者の引渡実施報告の報告事項）
第八十四条　法第八十二条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　当該移動報告番号
二　当該引取業者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車を引き渡した事業所の名称及び所在地
三　当該使用済自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地
四　当該使用済自動車の車台番号
五　フロン類回収業者又は解体業者に当該使用済自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該使用済自動車の運搬を受託した者の氏名又は名称及び一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物収集運搬業者の許可番号

2　法第八十一条第二項の規定による引取業者の情報管理センターへの報告は、報告しようとする事項が前項各号に掲げる事項と相違がないことを確認の上、行うものとする。

3　法第八十一条第二項の主務省令で定める期間は、当該使用済自動車を引き渡した日（当該使用済自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該使用済自動車の運搬を受託した者に当該使用済自動車を引き渡した日）から三日とする。

（フロン類回収業者の引取実施報告の報告事項）
第八十五条　法第八十一条第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　当該移動報告番号
二　当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車の引取りを求めた事業所の名称及び所在地
三　当該フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車を引き取った事業所の名称及び所在地
四　当該使用済自動車の車台番号

2　第八十三条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第三項の規定によるフロン類回収業者の情報管理センターへの報告について準用する。

（フロン類回収業者のフロン類に係る引渡実施報告事項）
第八十六条　法第八十一条第四項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　当該移動報告番号

に委託する場合にあっては、当該フロン類の運搬を受託した者に当該フロン類を引き渡したとき）は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該フロン類の引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

5　フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該期間内に回収して再利用をしたフロン類の量、当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

6　フロン類回収業者は、解体業者に使用済自動車を引き渡したとき（当該解体業者に当該使用済自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該使用済自動車の運搬を受託した者に当該使用済自動車を引き渡したとき）は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

7　解体業者は、使用済自動車又は解体自動車を引き取ったときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車又は解体自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該使用済自動車又は解体自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

二　当該フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに当該フロン類を引き渡した事業所の名称及び所在地

三　当該フロン類の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該フロン類の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地

四　当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号

五　当該フロン類の引渡しに使用するフロン類回収容器又はフロン類回収容器運搬用パレット（フロン類回収容器を収納して運搬するための器具をいう。）ごとに付された番号及び当該フロン類回収容器又はフロン類回収容器運搬用パレットにより運搬されるフロン類の種類

2　第八十四条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第四項の規定によるフロン類回収業者の情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十四条第三項中「使用済自動車」とあるのは「フロン類」と読み替えるものとする。

（フロン類回収業者の期間ごとの報告）

第八十七条　フロン類回収業者は、事業所ごとに、次に掲げる事項を毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間（法附則第一条第二号の政令で定める日（平成十七年一月一日）の属する年度にあっては、平成十七年一月一日から平成十七年三月三十一日までの期間）について集計し、当該期間終了後一月以内に情報管理センターに報告しなければならない。

一　当該期間内に自動車製造業者等又は指定再資源化機関に引き渡したフロン類の種類ごとの量

二　当該期間内に再利用をしたフロン類の種類ごとの量及び当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号

三　当該期間終了の日において保管していたフロン類の種類ごとの量

（フロン類回収業者の使用済自動車に係る引渡実施報告の報告事項）

第八十八条　法第八十一条第六項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該移動報告番号

二　当該フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車を引き渡した事業所の名称及び所在地

三　当該使用済自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地

四　当該使用済自動車の車台番号

五　解体業者に当該使用済自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該使用済自動車の運搬を受託した者の氏名又は名称及び一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物収集運搬業者の許可番号

2　第八十四条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第六項の規定によるフロン類回収業者の情報管理センターへの報告について準用する。

（解体業者の引取実施報告の報告事項）

第八十九条　法第八十一条第七項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該移動報告番号

二　当該使用済自動車又は解体自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車又は解体自動車の引取りを求めた事業所の名称及び所在地

三　当該解体業者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車又は解体自動車を引き取った事業所の名称及び所

8　解体業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関に指定回収物品を引き渡したとき（当該自動車製造業者等又は指定再資源化機関に当該指定回収物品を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該指定回収物品の運搬を受託した者に当該指定回収物品を引き渡したとき）は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該指定回収物品の引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該指定回収物品に係る使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

9　解体業者又は解体自動車全部利用者に使用済自動車又は解体自動車を引き渡したとき（当該他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者に当該使用済自動車又は解体自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該使用済自動車又は解体自動車の運搬を受託した者に当該使用済自動車又は解体自動車を引き渡したとき）は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車又は解体自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称（当該解体自動車が第三十一条第一項の規定により自動車製造業者等が主務大臣の認定を受けて行う全部再資源化の委託に係るものである場合にあっては、その旨並びに当該自動車製造業者等及び当該解体自動車の引渡しを受ける解体自動車全部利用者の氏名又は名称）、当該使用済自動車又は解体自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

四　当該使用済自動車又は解体自動車の車台番号
五　当該使用済自動車の解体を自ら行わないときは、その旨

2　第八十三条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第七項の規定による解体業者の情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十三条第三項中「使用済自動車」とあるのは「使用済自動車又は解体自動車」と読み替えるものとする。

（解体業者のガス発生器に係る引渡実施報告の報告事項）
第九十条　法第八十一条第八項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　当該移動報告番号
二　当該解体業者の氏名又は名称及び住所並びに当該ガス発生器を引き渡した事業所の名称及び所在地
三　当該ガス発生器の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該ガス発生器の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地
四　当該ガス発生器に係る使用済自動車の車台番号
五　自動車製造業者等又は指定再資源化機関に当該ガス発生器を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該ガス発生器の運搬を受託した者の氏名又は名称及び一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物収集運搬業者の許可番号
六　当該ガス発生器の引渡しに使用するガス発生器運搬用パレット（ガス発生器を収納して運搬するための器具をいう。）ごとに付された番号

2　第八十四条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第八項の規定による解体業者の情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十四条第三項中「使用済自動車」とあるのは「ガス発生器」と読み替えるものとする。

（解体業者の使用済自動車又は解体自動車に係る引渡実施報告の報告事項）
第九十一条　法第八十一条第九項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　当該移動報告番号
二　当該解体業者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車又は解体自動車を引き渡した事業所の名称及び所在地
三　当該使用済自動車又は解体自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車又は解体自動車の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地（当該解体自動車が法第三十一条第一項の規定により自動車製造業者等が主務大臣の認定を受けて行う全部再資源化の委託に係るものである場合にあっては、その旨、当該自動車製造業者等の氏名又は名称並びに当該解体自動車の引渡しを受ける解体自動車全部利用者の氏名又は名称及び住所並びに当該解体自動車の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地）
四　当該使用済自動車又は解体自動車の車台番号
五　他の解体業者又は破砕業者に当該使用済自動車又は解体自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該使用済自動車又は解体自動車の運搬を受託した者の氏名又は名称及び一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物収集運搬業者の許可番号
六　解体自動車全部利用者に当該解体自動車を引き渡す場合にあっては、当該解体自動車全部利用者による当該解体

10　破砕業者は、解体自動車を引き取ったときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該解体自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該解体自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

11　破砕業者は、他の破砕業者又は解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したとき（当該他の破砕業者又は解体自動車全部利用者に当該解体自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該解体自動車の運搬を受託した者に当該解体自動車を引き渡したとき）は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該解体自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称（当該解体自動車が第三十一条第一項の規定により自動車製造業者等が主務大臣の認定を受けて行う全部再資源化の委託に係るものである場合にあっては、その旨）並びに当該自動車製造業者等及び当該解体自動車の引渡しを受ける解体自動車全部利用者の氏名又は名称）、当該解体自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

12　破砕業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関に自動車破砕残さを引き渡したとき（当該自動車製造業者等又は指定再資源化機関に当該自動車破砕残さを引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該自動車破砕残さの運搬を受託した者に当該自動車破砕残さを引き渡したとき）は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該自動車破砕残さの引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該自動車破砕残さに係る

2　自動車の利用方法

第八十四条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第九項の規定による解体業者の情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十四条第三項中「使用済自動車又は解体自動車」とあるのは「使用済自動車」と読み替えるものとする。

（破砕業者の引取実施報告の報告事項）

第九十二条　法第八十一条第十項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該移動報告番号

二　当該解体自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称及び住所並びに当該解体自動車の引取りを求めた事業所の名称及び所在地

三　当該破砕業者の氏名又は名称及び住所並びに当該解体自動車を引き取った事業所の名称及び所在地

四　当該解体自動車の車台番号

2　第八十三条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第十項の規定による破砕業者の情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十三条第三項中「使用済自動車」とあるのは「解体自動車」と読み替えるものとする。

（破砕業者の解体自動車に係る引渡実施報告の報告事項）

第九十三条　法第八十一条第十一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該移動報告番号

二　当該破砕業者の氏名又は名称及び住所並びに当該解体自動車を引き渡した事業所の名称及び所在地

三　当該解体自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該解体自動車の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地（当該解体自動車が法第三十一条第一項の規定により自動車製造業者等が主務大臣の認定を受けて行う全部再資源化の委託に係るものである場合にあっては、その旨）、当該自動車製造業者等の氏名又は名称並びに当該解体自動車の引渡しを受ける解体自動車全部利用者の氏名又は名称及び住所並びに当該解体自動車の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地）

四　当該解体自動車の車台番号

五　他の破砕業者に当該解体自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該解体自動車の運搬を受託した者の氏名又は名称及び一般廃棄物収集運搬業者の許可番号

六　解体自動車全部利用者に当該解体自動車を引き渡す場合にあっては、当該解体自動車全部利用者による当該解体自動車の利用方法

2　第八十四条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第十一項の規定による破砕業者の情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十四条第三項中「使用済自動車」とあるのは「解体自動車」と読み替えるものとする。

（破砕業者の自動車破砕残さに係る引渡実施報告の報告事項）

第九十四条　法第八十一条第十二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該移動報告番号

二　当該破砕業者の氏名又は名称及び住所並びに当該自動車破砕残さを引き渡した事業所の名称及び所在地

三　当該自動車破砕残さの引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該自動車破砕残さの引渡しを受ける事業所の名称及び所在地

使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

13　自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、特定再資源化等物品を引き取ったときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該特定再資源化等物品の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該特定再資源化等物品に係る使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

（移動報告の方法）

第八十二条　関連事業者、自動車製造業者等又は指定再資源化機関（以下この章において「関連事業者等」と総称する。）は、前条各項の規定による報告（以下「移動報告」と総称する。）については、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（情報管理センターの使用に係る電子計算機と関連事業者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わなければならない。

2　前項の規定により行われた移動報告は、情報管理センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイル（第八十九条第三項を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録するものとし、ファイルへの記録がされた時に情報管理センターに到達したものとみなす。

3　関連事業者等は、情報管理センターに対し、政令で定めるところにより情報管理センターが主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めて、その移動報告に係る書面に記載された事項をファイルに記録すべきことを求めるときは、第一項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該移動報告を書面の提出により行うことができる。

（書面の提出による移動報告のファイルへの記録に係る手数料の額の認可）

第十一条　情報管理センターは、法第八十二条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可を受けようとする手数料の額及び移動報告に係る書面に記載された事項をファイルに記録する業務（次項第一号において「ファイル記録業務」という。）の実施に要する費用の額に関し主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない

四　当該自動車破砕残さに係る使用済自動車の車台番号

五　当該自動車破砕残さの重量

六　自動車製造業者等又は指定再資源化機関に当該自動車破砕残さを引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該自動車破砕残さの運搬を受託した者の氏名又は名称及び一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物収集運搬業者の許可番号

七　当該自動車破砕残さの引渡しに使用する運搬車の道路運送車両法の規定による自動車登録番号その他の当該運搬車を識別できる表示

2　第八十四条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第十二項の規定による破砕業者の情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十四条第三項中「使用済自動車」とあるのは「自動車破砕残さ」と読み替えるものとする。

（自動車製造業者等又は指定再資源化機関の引取実施報告の報告事項）

第九十五条　法第八十一条第十三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該特定再資源化等物品の引取りを求めた者の氏名又は名称及び住所並びに当該特定再資源化等物品の引取りを求めた事業所の名称及び所在地

二　当該特定再資源化等物品の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該特定再資源化等物品の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地

三　当該特定再資源化等物品の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該特定再資源化等物品の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地

四　当該特定再資源化等物品に係る使用済自動車の車台番号

2　第八十三条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第十三項の規定による自動車製造業者等又は指定再資源化機関の情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十三条第三項中「使用済自動車」とあるのは「特定再資源化等物品」と読み替えるものとする。

（電子情報処理組織を使用して行う移動報告）

第九十六条　関連事業者等は、移動報告については、当該関連事業者等の使用に係る電子計算機であって情報管理センターが定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。

（書面の提出による移動報告）

第九十七条　関連事業者等は、法第八十二条第三項の規定により移動報告に係る書面に記載された事項をファイルに記録すべきことを求めるときは、情報管理センターが定めるところにより、法第八十一条各項の主務省令で定める事項を記載した書面を情報管理センターに提出しなければならない。

（移動報告に係る書面に記載された事項をファイルに記録する業務の実施に要す

4　情報管理センターは、前項の規定により移動報告が書面の提出により行われたときは、当該書面に記載された事項を、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

5　書面の提出により行われた移動報告について前項の規定によりファイルに記録された事項は、当該書面に記載された事項と同一であると推定する。

6　情報管理センターは、前項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、直ちに当該ファイルに記録された事項を訂正しなければならない。

7　関連事業者等は、当該関連事業者等が行った移動報告に係る第五項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、情報管理センターに対し、その旨を申し出ることができる。

。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

2　主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

一　手数料の額が当該ファイル記録業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。

二　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

る費用の細目）

第九十八条　令第十一条第一項の主務省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費及び認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。

（ファイルへの記録方法）

第九十九条　法第八十二条第四項及び第八十三条第二項の規定によるファイルへの記録の方法は、電子計算機の操作によるものとし、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録の方法については、情報管理センターが定める。

（移動報告の方法の特例）

第八十三条　関連事業者等は、電気通信回線の故障の場合その他の電子情報処理組織を使用して移動報告を行うことができない場合として主務省令で定める場合には、電子情報処理組織の使用に代えて、主務省令で定めるところにより、磁気ディスクの提出により移動報告を行うことができる。

2　情報管理センターは、前項の規定により移動報告が磁気ディスクの提出により行われたときは、当該磁気ディスクに記録された事項を、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

（移動報告の方法の特例）

第百条　法第八十三条第一項の主務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により電子情報処理組織を使用して移動報告を行うことが著しく困難な場合において情報管理センターが認めたときとする。

（磁気ディスクの提出による移動報告）

第百一条　関連事業者等は、法第八十三条第一項の規定により電子情報処理組織の使用に代えて磁気ディスクの提出により移動報告を行うときは、情報管理センターが定めるところにより、法第八十一条各項の主務省令で定める事項を記録した磁気ディスクを情報管理センターに提出しなければならない。

※　規則第九十九条に規定。

（ファイルの記録の保存）

第八十四条　情報管理センターは、移動報告により報告された情報に係るファイルの記録を、当該移動報告を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

（情報管理センターによるファイルの記録の保存期間）

第百二条　法第八十四条の主務省令で定める期間は、五年とする。

（ファイルの閲覧の請求等）

第八十五条　関連事業者等は、主務省令で定めるところにより、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項であってその者が引き取った使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化等物品（以下この章において「使用済自動車等」と総称する。）に係るものについて、電子情報処理組織を使用して行う閲覧（以下「ファイルの閲覧」という。）又は当該事項を記載した書類若しくは当該事項を記録した磁気ディスク（以下「書類等」という。）の交付を請求することができる。

2　関連事業者等（引取業者を除く。）は、

（関連事業者等によるファイルの閲覧の請求等）

第百三条　関連事業者等は、法第八十五条第一項から第三項までの規定によりファイルの閲覧又は書類等の交付を請求しようとするときは、情報管理センターが定めるところにより、次に掲げる事項を記載した請求書を情報管理センターに提出しなければならない。

一　関連事業者等の氏名又は名称及び住所

二　請求事項

2　関連事業者等は、前項の規定による請求書の提出に代えて、情報管理センターが定めるところにより、当該請求書に記

使用済自動車等の引取りを求められたときは、主務省令で定めるところにより、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項であって当該引取りを求められた使用済自動車等に係るものについて、ファイルの閲覧又は書類等の交付を請求することができる。

3　第三十一条第一項の認定を受けた自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項であって当該自動車製造業者等が当該認定を受けてその全部再資源化の実施を委託した解体自動車に係るものについて、ファイルの閲覧又は書類等の交付を請求することができる。

4　前三項の規定により書類等の交付を請求する者は、政令で定めるところにより情報管理センターが主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を情報管理センターに納めなければならない。

（情報管理センターが行う書類等の交付に係る手数料の額の認可）

第十二条　情報管理センターは、法第八十五条第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可を受けようとする手数料の額及び同条第一項から第三項までの規定による書類等の交付の業務（次項第一号において「書類等交付業務」という。）の実施に要する費用の額に関し主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

2　主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

一　手数料の額が当該書類等交付業務の実施に要する費用の額を超えないこと。

二　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することができる。

（書類等の交付の業務の実施に要する費用の細目）

第百四条　令第十二条第一項の主務省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費及び認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。

第八十六条　資金管理法人は、主務省令で定めるところにより、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項について、ファイルの閲覧又は書類等の交付を請求することができる。

（資金管理法人によるファイルの閲覧の請求等）

第百五条　資金管理法人は、法第八十六条の規定によりファイルの閲覧又は書類等の交付を請求しようとするときは、情報管理センターが定めるところにより、請求事項を記載した請求書を情報管理センターに提出しなければならない。

2　資金管理法人は、前項の規定による請求書の提出に代えて、情報管理センターが定めるところにより、請求事項を電子情報処理組織（資金管理法人の使用に係る電子計算機と情報管理センターの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用する方法により提供することができる。

第八十七条　使用済自動車を引取業者に引き渡した者は、ファイルに記録されている事項であって当該使用済自動車に係るものについて、当該引取業者に対し、情報管理センターに照会すべきことを申し出ることができる。この場合において、当該引取業者は、正当な理由がある場合を除き、第八十五条第一項の規定により情報管理センターに対しファイルの閲覧又は書類等の交付を請求し、その者に回答しなければならない。

（照会の申出）

第八十八条　情報管理センターは、第八十一条第一項、第三項、第七項又は第十項の規定による報告（以下この条に

（都道府県知事への報告等）

第百六条　法第八十八条第一項の主務省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄

おいて「引取実施報告」という。）を受けた後主務省令で定める期間内に、当該引取実施報告を行った者が行うべき同条第二項、第六項、第八項、第九項、第十一項又は第十二項の規定による報告（以下この条において「引取後引渡実施報告」という。）を受けないときは、遅滞なく、その旨を当該引取実施報告を行った者に通知しなければならない。

2　情報管理センターは、第八十一条第二項、第四項、第六項、第八項、第九項、第十一項又は第十二項の規定による報告（同条第九項又は第十一項の規定による報告にあっては、解体自動車全部利用者への引渡しに係るものを除く。以下この条において「引渡実施報告」という。）を受けた後主務省令で定める期間内に、当該引渡実施報告により報告された使用済自動車等の引渡しを受ける者（以下この条において単に「引渡しを受ける者」という。）が行うべき同条第三項、第七項、第十項又は第十三項の規定による報告（以下この条において「引渡後引取実施報告」という。）を受けないときは、遅滞なく、その旨を当該引渡実施報告を行った者に通知しなければならない。

3　前項の通知を受けた者は、引渡しを受ける者又は当該通知を受けた者の委託を受けて使用済自動車等の運搬を行う者に対し問合せを行うことその他の方法により、速やかに、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しの状況を確認しなければならない。

4　情報管理センターは、第一項の通知を行った後主務省令で定める期間を経過してもなお同項の引取実施報告を行った者が行うべき引取後引渡実施報告を受けないときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨及び当該引取実施報告を行った者の氏名又は

に掲げる期間とする。

一	法第八十一条第一項の規定による報告を行った者が行うべき同条第二項の規定による報告を情報管理センターが受けないとき	法第八十一条第一項の規定による報告を情報管理センターが受けた日から三十日
二	法第八十一条第三項の規定による報告を行った者が行うべき同条第六項の規定による報告を情報管理センターが受けないとき	法第八十一条第三項の規定による報告を情報管理センターが受けた日から二十日
三	法第八十一条第七項の規定による報告を行った者が行うべき同条第八項又は第九項の規定による報告を情報管理センターが受けないとき	法第八十一条第七項の規定による報告を情報管理センターが受けた日から百二十日
四	法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第十一項又は第十二項の規定による報告を情報管理センターが受けないとき	法第八十一条第十項の規定による報告を情報管理センターが受けた日から三十日

2　法第八十八条第二項の表の主務省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

一	法第八十一条第二項、第六項、第九項又は第十一項の規定により報告を情報管理センターが受けないとき	法第八十一条第二項、第六項、第九項又は第十一項の規定による報告を情報管理センターが受けた日から五日
二	法第八十一条第四項又は第八項の規定により報告されたフロン類又はガス発生器の引渡しを受ける者が行うべき同条第十三項の規定による報告を情報管理センターが受けないとき	法第八十一条第四項又は第八項の規定による報告を情報管理センターが受けた日から十五日
三	法第八十一条第十二項の規定により報告された自動車破砕残さの引渡しを受ける者が行うべき同条第十三項の規定による報告を情報管理センターが受けないとき	法第八十一条第十二項の規定による報告を情報管理センターが受けた日から五日

（都道府県知事への引取後引渡実施報告に係る報告）

第百七条　情報管理センターは、法第八十八条第四項の規定による報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を当該使用済自動車等を引き取った事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　当該使用済自動車等の引取り又は引

名称、当該使用済自動車等の車台番号（特定再資源化等物品にあっては、当該特定再資源化等物品に係る使用済自動車の車台番号。次項において同じ。）その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

5　情報管理センターは、第二項の通知を行った後主務省令で定める期間を経過してもなお同項の引渡しを受ける者が行うべき引渡後引取実施報告を受けないときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨及び当該通知に係る引渡実施報告を行った者の氏名又は名称、当該使用済自動車等の車台番号その他の主務省令で定める事項を道府県知事に報告しなければならない。

6　情報管理センターは、フロン類回収業者から第八十一条第五項の規定による報告を受けないとき、又は当該報告に同項に規定する事項の記録若しくは記載がないときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類回収業者の氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

渡しが適正に行われていないおそれがある旨

二　当該引取実施報告を行った者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車等を引き取った事業所の名称及び所在地

三　当該使用済自動車等の車台番号

四　情報管理センターが当該引取実施報告を受けた年月日

五　情報管理センターが当該引取後引渡実施報告について確認通知を行った年月日

2　情報管理センターは、情報管理センターが定めるところにより、前項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（情報管理センターの使用に係る電子計算機と当該都道府県知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供することができる。

（引取後引渡実施報告に係る都道府県知事への報告までの期間）

第百八条　法第八十八条第四項の主務省令で定める期間は、十日とする。

（都道府県知事への引渡後引取実施報告に係る報告）

第百九条　情報管理センターは、法第八十八条第五項の規定による報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を当該使用済自動車等を当該使用済自動車等の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　当該使用済自動車等の引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨

二　当該引渡実施報告を行った者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車等を引き渡した事業所の名称及び所在地

三　当該使用済自動車等の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車等の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地

四　当該使用済自動車等の車台番号

五　情報管理センターが当該引渡実施報告を受けた年月日

六　情報管理センターが当該引渡後引取実施報告について確認通知を行った年月日

2　第百七条第二項の規定は、前項の報告について準用する。

（引渡後引取実施報告に係る都道府県知事への報告までの期間）

第百十条　法第八十八条第五項の主務省令で定める期間は、三日とする。

（都道府県知事へのフロン類回収業者の期間ごとの報告に係る報告）

第百十一条　情報管理センターは、法第八十八条第六項の規定による報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を法第八十一条第五項の規定による報告を受けない場合又は当該報告に同項に規定する事項の記録若しくは記載がない場合における当該報告に係るフロン類回収業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　当該フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに当該事業所の名称及び所在地

二　当該報告に法第八十一条第五項に規定する事項の記録又は記載がない場合には、当該事項

2　第百七条第二項の規定は、前項の報告について準用する。

（電子情報処理組織による通知）

第八十九条　情報管理センターは、前条第一項又は第二項の規定による通知（以下「確認通知」という。）については、主務省令で定めるところにより、当該確認通知を受ける関連事業者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2　関連事業者は、電子情報処理組織を使用して移動報告を行った場合には、正当な理由がなければ、当該移動報告に係る確認通知について前項の承諾を拒むことができない。

3　第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた確認通知は、関連事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該関連事業者に到達したものとみなす。

（情報通信の技術を利用する方法に係る承諾等）

第百十二条　情報管理センターは、法第八十九条第一項の規定により確認通知を行おうとするときは、あらかじめ、当該確認通知を受ける関連事業者に対し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た情報管理センターは、当該確認通知を受ける関連事業者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法により電子情報処理組織を使用する方法によるる通知を受けない旨の申出があったときは、当該確認通知を受ける関連事業者に対し、当該確認通知を電子情報処理組織を使用する方法によってしてはならない。ただし、当該確認通知を受ける関連事業者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（勧告及び命令）

第九十条　都道府県知事は、関連事業者が第八十条第一項、第八十一条第一項から第十二項まで又は第八十七条の規定を遵守していないと認めるときは、当該関連事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2　主務大臣は、自動車製造業者等が第八十一条第十三項の規定を遵守していないと認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

3　都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた関連事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4　主務大臣は、第二項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（主務省令への委任）

第九十一条　この章に定めるもののほか、移動報告及び移動報告に係る情報の提供に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第六章　指定法人

第一節　資金管理法人

（指定等）

第九十二条　主務大臣は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であって、次条に規定する業務（以下「資金管理業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、資金管理法人として指定することができる。

2　主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　資金管理法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4　主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第九十三条　資金管理法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　再資源化預託金等の管理を行うこと。

二　再資源化預託金等の預託に関する証明を行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（資金管理業務規程）

第九十四条　資金管理法人は、資金管理業務を行うときは、その開始前に、資金管理業務の実施方法その他の主務省令で定める事項について資金管理業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　資金管理業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三　自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3　主務大臣は、第一項の認可をした資金管理業務規程が資金管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その資金管理業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4　資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その資金管理業務規程を公表しなければならない。

（事業計画等）

第九十五条　資金管理法人は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、資金管理業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　資金管理法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

第六章　指定法人

第一節　資金管理法人

（資金管理業務規程）

第百十三条　法第九十四条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　再資源化預託金等の管理の方法

二　再資源化預託金等の預託に関する証明の方法

三　その他資金管理業務に関し必要な事項

（事業計画等）

第百十四条　資金管理法人は、法第九十五条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、指定を受けた日の属する事業年度を除き、毎事業年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を主務大臣に提出して申請しなければならない。

2　資金管理法人は、法第九十五条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した書類を主務大臣に

3　資金管理法人は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、資金管理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（業務の休廃止）

第九十六条　資金管理法人は、主務大臣の許可を受けなければ、資金管理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（再資源化預託金等の運用）

第九十七条　資金管理法人は、次の方法によるほか、再資源化預託金等を運用してはならない。

一　国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

二　銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三　信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

2　資金管理法人は、主務省令で定めるところにより、再資源化預託金等に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

（特定再資源化預託金等の取扱い）

第九十八条　資金管理法人は、その管理する再資源化預託金等（その利息を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「特定再資源化預託金等」という。）があるときは、政令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金等をその資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関に対し第百六条第二号から第五号までの業務に要する費用に充てることを条件として、若しくは情報管理センターに対し第百十四条に規定する情報管理業務に要する費用に充てることを条件として出えんすることができる。

一　再資源化預託金等が預託されている自動車の所有者に係る第七十八条第一項の取戻しの権利が同条第二項の規定により消滅した場合における当該再資源化預託金等

二　解体自動車が解体自動車全部利用者に引き渡された場合（当該解体自動車が第三十一条第一項の規定により自動車製造業者等が主務大臣の認定を受けて行う全部再資源化の委託に係るものである場合を除く。）における当該解体自動車に係る再資源化等預託金（第三十四条第一項第一号に定める料金又は第百八条第一項第一号に定める料金に相当するものに限る。）

三　フロン類回収業者がフロン類の再利用をした場合における当該フロン類の破壊に係る再資源化等預託金

四　再資源化預託金等が預託されている自動車が最後に自動車検査証の交付又は自動車検査証の返付（道路運送車両法第六十二条第二項（同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による自動車検査証の返付をいう。以下同じ。）を受けた日から起算して二十年を経過する日（以下この号において「期限日」という。）までの間に当該自動車に係る特定再資源化等物品に係る再資源化等預託金又は情報

（特定再資源化預託金等の出えん等の承認の申請）

第十三条　資金管理法人は、法第九十八条第一項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる特定再資源化預託金等ごとの合計額並びに第一号に掲げる特定再資源化預託金等にあってはその費用に充てることが必要である理由、第二号又は第三号に掲げる特定再資源化預託金等にあっては指定再資源化機関又は情報管理センターにおける当該特定再資源化預託金等の使途及びその出えんが必要である理由を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　資金管理業務の実施に要する費用に充てようとする特定再資源化預託金等

二　指定再資源化機関に対し出えんしようとする特定再資源化預託金等

三　情報管理センターに対し出えんしようとする特定再資源化預託金等

2　前項の申請書には、資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関若しくは情報管理センターに対し出えんしようとする特定再資源化預託金等ごとにその額及び当該特定再資源化預託金等に係る自動車の車台番号並びに当該特定再資源化預託金等が法第九十八条第一項各号のいずれに該当するかを記載した書面を添付しなければならない。

提出して申請しなければならない。

第百十五条　資金管理法人は、法第九十五条第三項に規定する事業報告書及び収支決算書を毎事業年度終了後三月以内に貸借対照表を添付して主務大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第百十六条　資金管理法人は、法第九十八条第一項の規定による承認又は同条第三項の規定による認可を受けた特定再資源化預託金等に係る経理と、それ以外の再資源化預託金等に係る経理と、その他の経理とを区分し、それぞれについて貸借対照表勘定を設けて経理するものとする。

（継続して使用する旨の通知）

第百十七条　法第九十八条第一項第四号の規定による通知をしようとする自動車の所有者は、当該自動車に係る期限日の一月前までに、次に掲げる事項を資金管理法人に通知しなければならない。

一　自動車の所有者の氏名又は名称及び住所

二　当該自動車の車台番号

三　当該自動車の用途

管理預託金について第七十六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第四項及び第六項の規定による払渡しの請求がない場合における当該再資源化預託金等（前三号に掲げるもの及び当該自動車の所有者が主務省令で定めるところにより期限日以後においても当該自動車を継続して使用する旨を資金管理法人に通知した場合における当該再資源化預託金等を除く。）

五　前各号に掲げるもののほか第七十六条第一項、第四項及び第六項の規定による払渡しの必要がないものとして主務大臣が認める場合における当該再資源化預託金等

2　資金管理法人は、前項の規定により特定再資源化預託金等をその資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関若しくは情報管理センターに対し出えんした後において、なお主務省令で定める額を超える額の特定再資源化預託金等があるときは、資金管理法人が定める期間（次項において「特定期間」という。）に限り、自動車の所有者が第七十三条第一項又は第三項の規定により預託すべき再資源化等預託金の一部を負担することができる。

3　前項の場合において、資金管理法人は、あらかじめ、政令で定めるところにより、特定期間、その負担する金銭（第五項において「負担金」という。）の額その他主務省令で定める事項を定めた計画を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

4　資金管理法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その計画を公表しなければならない。

5　第二項の規定により資金管理法人が自動車の所有者が預託すべき再資源化等預託金の一部を負担した場合における当該自動車についての第七十八条第一項の規定の適用については、同項中「当該再資源化預託金等を取り戻す」とあるのは、「当該再資源化預託金等の額から負担金の額及びその利息の額を控除した額の金銭を取り戻す」とする。

（再資源化預託金等の一部負担の計画の認可の申請）

第十四条　資金管理法人は、法第九十八条第三項の規定による認可を受けようとするときは、申請書に同項の計画を記載した書面及び次に掲げる書面を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一　特定再資源化預託金等を資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関若しくは情報管理センターに対し出えんした後において、なお法第九十八条第二項の主務省令で定める額を超える額の特定再資源化預託金等があることを証する書面

二　法第九十八条第二項の規定により再資源化等預託金の一部を負担するために必要な原資となるべき特定再資源化預託金等について前条第二項に規定する事項を記載した書面

（再資源化等預託金の一部負担に係る計画の規定事項）

第百十八条　法第九十八条第三項の主務省令で定める事項は、資金管理法人が特定期間に負担することができる負担金の総額とする。

※　現時点では規定せず。

（資金管理業務諮問委員会）

第九十九条　資金管理法人には、資金管理業務諮問委員会を置かなければならない。

2　資金管理業務諮問委員会は、資金管理法人の代表者の諮問に応じ、再資源化預託金等の運用、特定再資源化預託金等の取扱いその他資金管理業務の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を資金管理法人の代表者に述べることができる。

3　資金管理業務諮問委員会の委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者及び一般消費者の意見を代表する者のうちから、主務大臣の認可を受けて、資金管理法人の代表者が任命する。

（帳簿の備付け）

第百条　資金管理法人は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、資金管理業務に関し主務省令で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならない。

（帳簿の備付け）

第百十九条　資金管理法人は、法第百条に規定する帳簿を毎年三月三十一日に閉鎖し、閉鎖後十年間保存しなければならない。

第百二十条　法第百条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第七十三条第一項から第三項までの規定により預託された再資源化等預託金の額の総額

	（解任命令） 第百一条　主務大臣は、資金管理法人の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき、第九十四条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程に違反する行為をしたとき、又は資金管理業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、資金管理法人に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。	（報告及び立入検査） 第百二条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、資金管理法人に対し、資金管理業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、資金管理法人の事務所に立ち入り、資金管理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	（監督命令） 第百三条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、資金管理法人に対し、資金管理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。	（指定の取消し等） 第百四条　主務大臣は、資金管理法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第九十二条第一項の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）を取り消すことができる。 一　資金管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。 二　指定に関し不正の行為があったとき。 三　この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第九十四条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程によらないで資金管理業務を行ったとき。 2　主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。 3　第一項の規定による指定の取消しが行われた場合において、再資源化預託金等がなお存するときは、当該指定の取消しに係る法人は、主務大臣が指定する資金管理法人に当該再資源化預託金等を速やかに引き渡さなければならない。 4　前項に定めるもののほか、主務大臣が、
二　法第七十三条第四項の規定により預託された情報管理預託金の額の総額 三　法第七十六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定による請求に基づき自動車製造業者等又は指定再資源化機関に払い渡した再資源化等預託金の額の総額 四　法第七十六条第六項の規定による請求に基づき情報管理センターに払い渡した情報管理預託金の額の総額 五　法第七十八条第一項の規定により自動車の所有者に払い渡した再資源化預託金等の額の総額 六　再資源化預託金等を運用して得た利息その他の運用利益金の総額		（身分を示す証明書） 第百二十一条　法第百二条第二項に規定する証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。		（資金管理業務の引継ぎ） 第百二十二条　法第百四条第一項の規定による指定の取消しに係る法人は、次に掲げる事項を行わなければならない。 一　主務大臣が指定する資金管理法人に資金管理業務を引き継ぐこと。 二　主務大臣が指定する資金管理法人に資金管理業務に関する帳簿、書類及び資料を引き継ぐこと。 三　その他主務大臣が必要と認める事項

第一項の規定により指定を取り消した場合における資金管理業務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

第二節　指定再資源化機関

（指定）

第百五条　主務大臣は、民法第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であって、次条に規定する業務（以下「再資源化等業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、指定再資源化機関として指定することができる。

（業務）

第百六条　指定再資源化機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　自動車製造業者等であってその製造等に係る自動車の台数が主務省令で定める台数に満たないもの（以下「特定自動車製造業者等」という。）の委託を受けて、当該特定自動車製造業者等が再資源化等を行うべき特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施すること。

二　第二十一条の規定により引き取るべき自動車製造業者等が存せず、又は当該自動車製造業者等を確知することができない特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施すること。

三　市町村の長の申出を受けて、離島の地域として政令で定める地域のうち主務大臣が引取業者への使用済自動車の引渡しに支障が生じている地域として主務省令で定める条件に該当する旨を公示した地域をその区域とする市町村が、引取業者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬その他の当該支障を除去するための措置を講ずる場合において、当該市町村に対し、当該措置に要する費用に充てるための資金の出えんその他の協力を行うこと。

四　使用済自動車、解体自動車若しくは特定再資源化等物品又はこれらの処理に伴って生じた廃棄物が不適正に処分された場合において、廃棄物処理法第十九条の七第一項又は第十九条の八第一項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力を行うこと。

五　前号に規定する場合において、廃棄物処理法第十九条の七第一項又は第十九条の八第一項の規定により地方公共団体の長が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施すること。

六　前号に掲げるもののほか、地方公共団体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施すること。

七　使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡し並びに再資源化等の実施に関し、必要な調査並びに知識の普及及び啓発を行うこと。

八　使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡し並びに再資源化等の実施に関し、自動車製造業者、関連事業者、自動車製造業者等その他の者の照会に応じ、これを処理すること。

（離島の地域）

第十五条　法第百六条第三号の離島の地域として政令で定める地域は、次に掲げる島の地域とする。

一　その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島

二　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域内に存する島

三　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島

四　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

第二節　指定再資源化機関

（特定自動車製造業者等の要件）

第百二十三条　法第百六条第一号の主務省令で定める台数は、一万台とする。

2　自動車製造業者等が特定自動車製造業者等に該当するかどうかの判断は、委託の直前五年間の各年度のうち製造等をした自動車の台数（国内向け出荷に係るものに限る。）の最も少ない年度における台数と前項の台数を比較して行う。

（引渡しに支障が生じている地域の条件）

第百二十四条　法第百六条第三号の主務省令で定める条件は、地理的条件、交通事情その他の条件により、引取業者への使用済自動車の引渡しが、他の地域に比して著しく困難となっていることとする。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（解体業の許可等の特例）

第百七条　指定再資源化機関又はその委託を受けた者は、前条第五号又は第六号に掲げる業務を行うときは、第六十条第一項又は第六十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該業務に必要な行為を業として行うことができる。

2　指定再資源化機関は、前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

3　解体業者、破砕業者又は自動車製造業者等が前項の委託を受けて第一項に規定する行為を行う場合には、当該解体業者、破砕業者又は自動車製造業者等については、第二章及び第五章の規定は、適用しない。

（法第百七条第二項の政令で定める基準）

第十六条　法第百七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　指定再資源化機関の委託を受けて法第百六条第五号又は第六号に掲げる業務を行う者（以下この条において「受託者」という。）が当該業務に必要な行為を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること。

二　受託者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　法第六十六条（法第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二（廃棄物処理法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過し

	（再資源化等に係る料金の公表） 第百八条　指定再資源化機関は、主務省令で定めるところにより、第百六条第二号に掲げる業務の対象となる自動車に係る次の各号に掲げる再資源化等について、あらかじめ、当該各号に定める料金を定め、これを公表しなければならない。 一　自動車破砕残さの再資源化　当該自動車に係る自動車破砕残さについて指定再資源化機関が行うその再資源化に必要な行為に関する料金 二　指定回収物品の再資源化　当該自動車に係る指定回収物品について指定再資源化機関が行うその再資源化に必要な行為（当該指定回収物品に係る指定回収料金の支払を含む。）に関する料金 三　フロン類の破壊　当該自動車に搭載されている特定エアコンディショナーに充てんされているフロン類について指定再資源化機関が行うその破壊に必要な行為（当該フロン類に係るフロン類回収料金の支払を含む。）に関する料金 2　指定再資源化機関は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、第百六条第六号に掲げる業務に関する料金を定め、これを公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。	
		ないものを含む。） ホ　法第百六条第五号又は第六号に掲げる業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 ヘ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。） ト　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからヘまでのいずれかに該当するもの チ　法人でその役員又はその使用人（次に掲げるものの代表者であるものに限る。ヌにおいて同じ。）のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの (1)　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所） (2)　(1)に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの リ　法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの ヌ　個人でその使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの 三　受託者が自ら法第百六条第五号又は第六号に掲げる業務を実施する者であること。
（再資源化等業務規程） 第百九条　指定再資源化機関は、再資源化等業務を行うときは、その開始前に、再資源化等業務の実施方法、第百六条第一号の委託に係る料金（以下「委託料金」という。）の額の算出方法、前条第一項各号に定める料金、フロン類回収料金及び指定回収料金並びに第百六条第六号に掲げる業務に関する料金その他の主務省		（再資源化等に係る料金の公表の方法） 第百二十五条　法第百八条の規定による公表は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
（再資源化等業務規程） 第百二十六条　法第百九条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　再資源化等業務の実施方法 二　委託料金の額の算出方法 三　法第百八条第一項各号に定める料金 四　フロン類回収料金及び指定回収料金 五　法第百六条第六号に掲げる業務に関する料金		

令で定める事項について再資源化等業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　再資源化等業務の実施方法、委託料金の額の算出方法、前条第一項各号に定める料金、フロン類回収料金及び指定回収料金並びに第百六条第六号に掲げる業務に関する料金が適正かつ明確に定められていること。

二　指定再資源化機関及び指定再資源化機関との間に第百六条第一号の委託に係る契約（以下「再資源化等契約」という。）又は特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為の実施の契約を締結する者の責任並びに委託料金の収受に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

三　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四　自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3　主務大臣は、第一項の認可をした再資源化等業務規程が再資源化等業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その再資源化等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第百十条　指定再資源化機関は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、再資源化等業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　指定再資源化機関は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、再資源化等業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第百十一条　指定再資源化機関は、第百六条第二号から第五号までに掲げる業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

（再資源化等契約の締結及び解除）

第百十二条　指定再資源化機関は、再資源化等契約の申込者が再資源化等契約を締結していたことがある特定自動車製造業者等である場合において、その者につき、支払期限を超えてまだ支払われていない委託料金があるとき、その他主務省令で定める正当な理由があるときを除いては、再資源化等契約の締結を拒絶してはならない。

2　指定再資源化機関は、再資源化等契約を締結した特定自動車製造業者等の当該再資源化等契約に係るすべての特定再資源化等物品の再資源化等を行ったとき、その他主務省令で定める正当な理由があるときを除いては、再資源化等契約を解除してはならない。

六　指定再資源化機関及び指定再資源化機関との間に再資源化等契約又は解体自動車若しくは特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為の実施の契約（以下「再資源化等実施契約」という。）を締結する者の責任並びに委託料金の収受に関する事項

七　その他再資源化等業務に関し必要な事項

（事業計画等）

第百二十七条　第百十四条の規定は、法第百十条第一項の規定による認可について準用する。

2　第百十五条の規定は、法第百十条第二項の規定による提出について準用する。

（再資源化等契約の締結及び解除）

第百二十八条　法第百十二条第一項の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一　再資源化等契約の申込者が次条第三号及び第四号に規定する理由により再資源化等契約を解除され、その解除の日から起算して一年を経過しない者であること。

二　再資源化等契約の申込者がその申込みに関し偽りその他不正の行為を行ったこと。

第百二十九条　法第百十二条第二項の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一　特定自動車製造業者等が自動車の製造等を業として行わなくなったこと。

二　特定自動車製造業者等の製造等に係る自動車の台数が法第百六条第一号に規定する台数以上となったこと。

三　再資源化等契約を締結した特定自動

（準用）

第百十三条　第九十二条第二項から第四項まで、第九十六条、第百条から第百三条まで並びに第百四条第一項及び第二項の規定は、指定再資源化機関について準用する。この場合において、第九十六条、第百条、第百二条第一項、第百三条及び第百四条第一項第一号中「資金管理業務」とあるのは「再資源化等業務」と、第百一条中「第九十四条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程に違反する行為をしたとき、又は資金管理業務」とあるのは「第百九条第一項の認可を受けた同項に規定する再資源化等業務規程に違反する行為をしたとき、又は再資源化等業務」と、第百四条第一項第三号中「第九十四条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程によらないで資金管理業務」とあるのは「第百九条第一項の認可を受けた同項に規定する再資源化等業務規程によらないで再資源化等業務」と読み替えるものとする。

車製造業者等（次号において「契約者」という。）が支払期限後二月以内に委託料金を支払わなかったこと。

四　契約者が再資源化等業務規程に定める契約者の責任に関する事項に違反したこと。

（準用）

第百三十条　第百十九条の規定は、法第百十三条において読み替えて準用する法第百条の規定による指定再資源化機関の帳簿の備付けについて準用する。

第百三十一条　法第百十三条において読み替えて準用する法第百条の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　法第百六条第一号に掲げる業務を行う場合　次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項

自動車破砕残さ	一　再資源化等契約についての次に掲げる事項 イ　契約者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ロ　再資源化等契約を締結した年月日 ハ　再資源化等契約に係る委託料金の額 ニ　再資源化等契約に係る委託料金の支払期限及びこれを収受した年月日 二　再資源化等契約により委託を受けて再資源化に必要な行為を行う場合には、当該再資源化に必要な行為についての次に掲げる事項 イ　再資源化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 ロ　再資源化に必要な行為を行った自動車破砕残さの総重量及び当該自動車破砕残さに係る使用済自動車の台数 三　前号の再資源化に必要な行為の全部又は一部について再資源化等実施契約を締結する場合には、当該再資源化等実施契約についての次に掲げる事項 イ　再資源化等実施契約により委託された再資源化に必要な行為 ロ　再資源化等実施契約により委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ハ　再資源化等実施契約（自動車破砕残さの運搬のみに係るものを除く。）により委託を受けた者の有する当該再資源化等実施契約に係る施設 ニ　再資源化等実施契約を締結した年月日 ホ　再資源化等実施契約により委託された再資源化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 ヘ　再資源化等実施契約に係る委託に係る料金の支払期限及びこれを支払った年月日	一　再資源化等契約についての次に掲げる事項 イ　契約者の氏名又は名称及

び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ロ　再資源化等契約を締結した年月日
ハ　再資源化等契約に係る委託料金の額
ニ　再資源化等契約に係る委託料金の支払期限及びこれを収受した年月日
二　再資源化等契約により委託を受けて再資源化に必要な行為を行う場合には、当該再資源化に必要な行為については次に掲げる事項
イ　再資源化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日
ロ　再資源化に必要な行為を行ったガス発生器の総重量及び個数並びに当該ガス発生器に係る使用済自動車の台数
三　前号の再資源化に必要な行為の全部又は一部について再資源化等実施契約を締結する場合には、当該再資源化等実施契約についての次に掲げる事項
イ　再資源化等実施契約により委託された再資源化に必要な行為
ロ　再資源化等実施契約により委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ハ　再資源化等実施契約（ガス発生器の運搬のみに係るものを除く。）により委託を受けた者の有する当該再資源化等実施契約に係る施設
ニ　再資源化等実施契約を締結した年月日
ホ　再資源化等実施契約により委託された再資源化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日
ヘ　再資源化等実施契約に係る委託に係る料金の支払期限及びこれを支払った年月日

三　フロン類

一　再資源化等契約についての次に掲げる事項
イ　契約者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ロ　再資源化等契約を締結した年月日
ハ　再資源化等契約に係る委託料金の額
ニ　再資源化等契約に係る委託料金の支払期限及びこれを収受した年月日
二　再資源化等契約により委託を受けて破壊に必要な行為を行う場合には、当該破壊に必要な行為についての次に掲げる事項
イ　破壊に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日
ロ　破壊に必要な行為を行ったフロン類の種類ごとの量及び当該フロン類に係る使用済自動車の台数
三　前号の破壊に必要な行為の全部又は一部について再資源化等実施契約を締結する場合には、当該再資源化等実施契約についての次に掲げる事項

	イ　再資源化等実施契約により委託された破壊に必要な行為 ロ　再資源化等実施契約により委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ハ　再資源化等実施契約（フロン類の運搬のみに係るものを除く。）により委託を受けた者の有する当該再資源化等実施契約に係る施設 ニ　再資源化等実施契約を締結した年月日 ホ　再資源化等実施契約により委託された破壊に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 ヘ　再資源化等実施契約に係る委託に係る料金の支払期限及びこれを支払った年月日
二　法第百六条第二号に掲げる業務を行う場合　次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項	
一　自動車破砕残さ	一　再資源化に必要な行為を行う場合には、当該再資源化に必要な行為についての前号の表第一号下欄第二号イ及びロに掲げる事項 二　前号の表第一号下欄第三号に掲げる事項 三　再資源化についての次に掲げる支状況に掲げる事項 イ　資金管理法人から払渡しを受けた自動車破砕残さに係る再資源化等預託金の額の総額 ロ　当該行為に要した費用の総額
二　ガス発生器	一　再資源化に必要な行為を行う場合には、当該再資源化に必要な行為についての前号の表第二号下欄第二号イ及びロに掲げる事項 二　前号の表第二号下欄第三号に掲げる事項 三　再資源化に必要な行為の収支状況についての次に掲げる事項 イ　資金管理法人から払渡しを受けたガス発生器に係る再資源化等預託金の額の総額 ロ　当該行為に要した費用の総額
三　フロン類	一　破壊に必要な行為を行う場合には、当該破壊に必要な行為についての前号の表第三号下欄第二号イ及びロに掲げる事項 二　前号の表第三号下欄第三号に掲げる事項 三　破壊に必要な行為の収支状況についての次に掲げる事項 イ　資金管理法人から払渡しを受けたフロン類に係る再資源化等預託金の額の総額 ロ　当該行為に要した費用の総額

三　法第百六条第三号に掲げる業務を行う場合　市町村ごとの出えん額及び出えんした年月日

四　法第百六条第四号に掲げる業務を行う場合　地方公共団体ごとの出えん額及び出えんした年月日

五　法第百六条第五号に掲げる業務を行う場合　次の表の上欄に掲げる区分に

応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項

自動車解体	一	再資源化等に必要な行為を行う場合には、当該再資源化等に必要な行為についての次に掲げる事項 イ 再資源化等に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 ロ 再資源化等に必要な行為を行った解体自動車の台数 二 前号の再資源化等に必要な行為の全部又は一部について再資源化等実施契約を締結する場合には、当該再資源化等実施契約についての次に掲げる事項 イ 再資源化等実施契約により委託された再資源化等に必要な行為 ロ 再資源化等実施契約により委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ハ 再資源化等実施契約（解体自動車の運搬のみに係るものを除く。）により委託を受けた者の有する当該再資源化等実施契約に係る施設 ニ 再資源化等実施契約を締結した年月日 ホ 再資源化等実施契約により委託された再資源化等に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 ヘ 再資源化等実施契約に係る委託に係る料金の支払期限及びこれを支払った年月日
自動車破砕残さ	一	再資源化に必要な行為を行う場合には、当該再資源化に必要な行為についての次に掲げる事項 イ 再資源化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 ロ 再資源化に必要な行為を行った自動車破砕残さの総重量 二 第一号の表第一号下欄第三号に掲げる事項
ガス発生器	一	再資源化に必要な行為を行う場合には、当該再資源化に必要な行為についての次に掲げる事項 イ 再資源化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 ロ 再資源化に必要な行為を行ったガス発生器の個数 二 第一号の表第二号下欄第三号に掲げる事項
フロン類	一	破壊に必要な行為を行う場合には、当該破壊に必要な行為についての次に掲げる事項 イ 破壊に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 ロ 破壊に必要な行為を行ったフロン類の種類ごとの量 二 第一号の表第三号下欄第三号に掲げる事項

六 法第百六条第六号に掲げる業務を行う場合 前号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項

第百三十二条 法第百十三条において準用する法第百二条第二項に規定する証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。

第三節　情報管理センター

（指定）

第百十四条　主務大臣は、民法第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であって、次条に規定する業務（以下「情報管理業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、情報管理センターとして指定することができる。

（業務）

第百十五条　情報管理センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一　第八十一条各項の規定による報告、第八十五条及び第八十六条の規定による閲覧並びに第八十八条第一項及び第二項の規定による通知に係る事務（次号において「報告管理事務」という。）を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。

二　報告管理事務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、ファイルその他の資料を作成し、及び保管すること。

三　第七十六条第二項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。第百十七条第一項及び第二項第一号において同じ。）の規定による電気通信回線を通じた送信、第八十四条の規定による保存、第八十五条及び第八十六条の規定による交付、第八十八条第一項及び第二項の規定による通知並びに同条第四項から第六項までの規定による報告を行うこと。

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（報告）

第百十六条　情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

2　主務大臣は、前項の報告を受けたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

（情報管理業務規程）

第百十七条　情報管理センターは、情報管理業務を行うときは、その開始前に、情報管理業務の実施方法、第七十六条第二項の委託に係る料金その他の主務省令で定める事項について情報管理業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　情報管理業務の実施方法及び第七十六条第二項の委託に係る料金が適正かつ明確に定められていること。

二　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三　自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不当に害する

第三節　情報管理センター

（報告）

第百三十三条　法第百十六条第一項の規定による報告は、法附則第一条第二号の政令で定める日（平成十七年一月一日）の属する事業年度以降の毎事業年度終了後三月以内にしなければならない。

（情報管理業務規程）

第百三十四条　法第百十七条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　情報管理業務の実施方法

二　法第七十六条第二項の委託に係る料金

三　その他情報管理業務に関し必要な事項

3　おそれがあるものでないこと。

主務大臣は、第一項の認可をした情報管理業務規程が情報管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その情報管理業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（秘密保持義務）

第百十八条　情報管理センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、情報管理業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（指定の取消し等）

第百十九条　主務大臣は、情報管理センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第百十四条の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）を取り消すことができる。

一　情報管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二　指定に関し不正の行為があったとき。

三　この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第百十七条第一項の認可を受けた同項に規定する情報管理業務規程によらないで情報管理業務を行ったとき。

2　主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3　第一項の規定による指定の取消しが行われた場合において、当該指定の取消しに係る法人は、主務省令で定めるところにより、主務大臣が指定する情報管理センターに第八十四条の規定により保存しているファイルの記録を速やかに引き継がなければならない。

4　前項に定めるもののほか、主務大臣が、第一項の規定により指定を取り消した場合における情報管理業務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

（情報管理業務の引継ぎ）

第百三十五条　法第百十九条第一項の規定による指定の取消しに係る法人は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　主務大臣が指定する情報管理センターに情報管理業務を引き継ぐこと。

二　主務大臣が指定する情報管理センターに法第八十四条の規定により保存しているファイルの記録を情報管理業務に関する帳簿、書類及び資料とともに引き継ぐこと。

三　その他主務大臣が必要と認める事項

（準用）

第百二十条　第九十二条第二項から第四項まで、第九十六条、第百条から第百三条まで、第百十条及び第百十一条の規定は、情報管理センターについて準用する。この場合において、第九十六条、第百条、第百二条第一項及び第百三条中「資金管理業務」とあり、第百十条中「再資源化等業務」とあり、並びに第百十一条中「第百六条第二号から第五号までに掲げる業務」とあるのは「情報管理業務」と、第百一条中「第九十四条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程に違反する行為をしたとき、又は資金管理業務」とあるのは「第百十七条第一項の認可を受けた同項に規定する情報管理業務規程に違反する行為をしたとき、又は情報管理業務」と読み替えるものとする。

（準用）

第百三十六条　第百十九条の規定は、法第百二十条において読み替えて準用する法第百条の規定による情報管理センターの帳簿の備付けについて準用する。

第百三十七条　法第百二十条において読み替えて準用する法第百条の主務省令で定める事項は、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況とする。

第百三十八条　法第百二十条において準用する法第百二条第二項に規定する証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。

第百三十九条　第百十四条の規定は、法第百二十条において読み替えて準用する法第百十条第一項の規定による認可について準用する。

2　第百十五条の規定は、法第百二十条において読み替えて準用する法第百十条第二項の規定による提出について準用する。

第七章　雑則

（廃棄物処理法との関係）

第百二十一条　使用済自動車、解体自動車（第十六条第四項ただし書又は第十八条第二項ただし書の規定により解体自動車全部利用者に引き渡されたものを除く。）及び特定再資源化物品については、これらを廃棄物（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）とみなして、この法律に別段の定めがある場合を除き、廃棄物処理法の規定を適用する。

（関連事業者等に係る廃棄物処理法の特例）

第百二十二条　引取業者又はフロン類回収業者は、廃棄物処理法第七条第一項又は第十四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、使用済自動車の収集又は運搬（第九条第一項若しくは第十一条の規定による引取り又は第十条若しくは第十四条の規定による引渡しに係るものに限る。）を業として行うことができる。ただし、第五十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりその事業の停止を命ぜられた場合は、この限りでない。

2　解体業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の収集若しくは運搬又は処分（再生を含む。以下同じ。）に該当するものに限る。）を業として実施することができる。ただし、第六十六条の規定によりその事業の停止を命ぜられた場合は、この限りでない。

3　破砕業者は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、第六十七条第一項の許可を受けた事業の範囲内において、解体自動車の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。）を業として実施することができる。ただし、第七十二条において読み替えて準用する第六十六条の規定によりその事業の停止を命ぜられた場合は、この限りでない。

4　第二十八条第一項の認定を受けた自動車製造業者等又はその委託を受けて特定再資源化物品の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。）を業として実施する者（第二十八条第二項第二号に規定する者であるものに限る。）は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。

5　指定再資源化機関又はその委託を受けて解体自動車若しくは特定再資源化物品の再資源化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。）を業として実施する者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施

することができる。

6　指定再資源化機関は、前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

7　引取業者及びフロン類回収業者は、廃棄物処理法第七条第十三項及び第七条の五又は第十四条第十二項及び第十四条の三の三の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）とみなす。

8　解体業者及び第五項に規定する者は、廃棄物処理法第七条第十三項及び第七条の五又は第十四条第十二項及び第十三項並びに第十四条の三の三の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物処分業者（廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）とみなす。

9　破砕業者及び第四項に規定する者は、廃棄物処理法第十四条第十二項及び第十三項並びに第十四条の三の三の規定の適用については、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者とみなす。

10　前三項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

11　引取業者及びフロン類回収業者並びに解体業者（第十五条の規定により使用済自動車（一般廃棄物であるものに限る。以下「使用済自動車一般廃棄物」という。）を引き取り、若しくは第十六条第六項の規定により使用済自動車一般廃棄物の引渡しを受け、又は同項の規定により使用済自動車一般廃棄物を引き渡す者に限る。）は、使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

12　引取業者及びフロン類回収業者、解体業者（第十五条の規定により使用済自動車（産業廃棄物であるものに限る。以下「使用済自動車産業廃棄物」という。）を引き取り、第十六条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により解体自動車の引渡しを受け、同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により使用済自動車産業廃棄物若しくは解体自動車の引渡しを受け、又は同条第六項の規定により使用済自動車産業廃棄物若しくは解体自動車を引き渡す者に限る。）並びに破砕業者（第十七条若しくは第十八条第三項の規定により解体自動車を引

（法第百二十二条第六項の政令で定める基準）

第十七条　法第百二十二条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　指定再資源化機関の委託を受けて解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。）の収集若しくは運搬又は処分（再生を含む。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を実施する者（以下この条において「受託者」という。）が当該行為を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること。

二　受託者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ　前条第二号イからニまで、ヘ及びトのいずれかに該当する者

ロ　解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ハ　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロに該当するもの

ニ　法人でその役員又はその使用人（次に掲げるものの代表者であるものに限る。ホにおいて同じ。）のうちにイ又はロに該当する者のあるもの

(1)　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2)　に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

ホ　個人でその使用人のうちにイ又はロに該当する者のあるもの

三　受託者が自ら解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為を実施する者であること。

（法第百二十二条第十一項の政令で定める基準）

第十八条　法第百二十二条第十一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　引取業者及びフロン類回収業者並びに解体業者（法第十五条の規定により使用済自動車一般廃棄物を引き取り、若しくは法第十六条第六項の規定により使用済自動車一般廃棄物の引渡しを受け、又は同項の規定により使用済自動車一般廃棄物を引き渡す者に限る。）の委託を受けて使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を実施する者（以下この条において「受託者」という。）が次のいずれかに該当するものであること。

イ　他人の一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる者であって委託しようとする使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬がその事業の範囲に含まれるもの

ロ　法第百二十三条第一項の規定により使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる産業廃棄物収集運搬業者

二　受託者が自ら使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を実施する者であること。

き取り、同条第二項若しくは第七項の規定により解体自動車の引渡しを受け、又は同項の規定により解体自動車を引き渡す者に限る。）は、廃棄物処理法第十四条第十四項の規定の適用については、産業廃棄物収集運搬業者とみなす。

この場合において、同項中「事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分」とあるのは、「産業廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第九条第一項、第十一条、第十五条、第十七条若しくは第十八条第三項の規定により引き取り、使用済自動車再資源化法第十六条第四項若しくは第六項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第十八条第二項若しくは第七項の規定により引渡しを受け、又は使用済自動車再資源化法第十条、第十四条、第十六条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第十八条第七項の規定により引き渡す使用済自動車（使用済自動車再資源化法第二条第二項に規定する使用済自動車をいう。）又は解体自動車（同条第三項に規定する解体自動車をいう。）に限る。）の運搬」とする。

13

次に掲げる行為については、廃棄物処理法第十二条第三項の規定は、適用しない。

一　事業者が第八条の規定によりその使用済自動車産業廃棄物を引取業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該使用済自動車産業廃棄物の運搬又は処分の委託（当該引取業者、フロン類回収業者若しくは解体業者に対する運搬の委託又は解体業者に対する処分の委託に限る。）

二　解体業者が行う次の運搬又は処分の委託

イ　第十六条第三項の規定によりその指定回収物品を自動車製造業者等（第十三条第一項に規定する自動車製造業者等（指定再資源化機関以外の者にあっては、第二十八条第一項の認定を受けたものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該指定回収物品の運搬又は処分の委託（当該自動車製造業者等に対するものに限る。）

ロ　第十六条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によりその解体自動車を他の解体業者又は破砕業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該解体自動車の運搬又は処分の委託（当該解体自動車の運搬又は処分の委託（当該他の解体業者又は破砕業者に対するものに限る。）

三　破砕業者が行う次の運搬又は処分の委託

イ　第十八条第二項の規定によりその解体自動車を他の破砕業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該解体自動車の運搬又は処分の委託（当該他の破砕業者に対するものに限る。）

ロ　第十八条第六項の規定によりその自動車破砕残さを自動車製造業者等に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該自動車破砕残さの運搬又は処分の委託（当該自動車製造業者等に対するものに限る。）

14

次に掲げる行為については、廃棄物処理法第十二条の三第一項の規定は、適用しない。

一　事業者が第八条の規定によりその使用済自動車産業廃棄物を引取業者

に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該使用済自動車産業廃棄物の運搬又は処分の委託（当該引取業者に当該使用済自動車産業廃棄物を引き渡すために行う運搬の委託を除く。）

二　解体業者が行う次の運搬又は処分の委託

イ　第十六条第三項の規定によりその指定回収物品を自動車製造業者等に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該指定回収物品の運搬又は処分の委託

ロ　第十六条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によりその解体自動車を他の解体業者又は破砕業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該解体自動車の運搬又は処分の委託

三　破砕業者が行う次の運搬又は処分の委託

イ　第十八条第二項の規定によりその解体自動車を他の破砕業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該解体自動車の運搬又は処分の委託

ロ　第十八条第六項の規定によりその自動車破砕残さを自動車製造業者等に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該自動車破砕残さの運搬又は処分の委託

（一般廃棄物処理業者等に係る廃棄物処理法の特例）

第百二十三条　産業廃棄物収集運搬業者（引取業者、フロン類回収業者又は解体業者の委託を受けて使用済自動車産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に限る。）は、廃棄物処理法第七条第一項の規定にかかわらず、使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準（以下単に「一般廃棄物処理基準」という。）に従い、使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

2　廃棄物処理法第七条第一項の許可を受けた者が行う収集及び運搬であって使用済自動車一般廃棄物に係るものについては、同条第十二項の規定は、適用しない。

3　一般廃棄物収集運搬業者（引取業者、フロン類回収業者又は解体業者の委託を受けて使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に限る。）は、廃棄物処理法第十四条第一項の規定にかかわらず、使用済自動車産業廃棄物の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準（以下単に「産業廃棄物処理基準」という。）に従い、使用済自動車産業廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

（一般廃棄物処理基準に適合しない使用済自動車一般廃棄物の処分が行われた場合の廃棄物処理法の適用の特例等）

第百二十四条　第百二十二条第十一項の規定に違反する使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬の委託により一般廃棄物処理基準に適合しない使用済自動車一般廃棄物の処分が行われたときは、当該委託をした者は、廃棄物処理法第十九条の四の規定の適用については、

同条第一項に規定する処分者等に該当するものとみなす。

2　産業廃棄物処理基準に適合しない使用済自動車産業廃棄物、解体自動車又は特定再資源化物品（以下この項において「使用済自動車産業廃棄物等」という。）の処分が行われた場合（自動車製造業者等又は指定再資源化機関が引き取った特定再資源化物品について当該処分が行われた場合を除く。）において、当該使用済自動車産業廃棄物等に係る一連の引取り若しくは引渡し又は再資源化の行程における移動報告に係る義務について、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者は、廃棄物処理法第十九条の五の規定の適用については、同条第一項第三号に掲げる者に該当するものとみなす。

一　第八十一条第一項又は第二項の規定に違反して、情報管理センターへの報告を行わず、又は虚偽の報告を行った引取業者

二　第八十一条第三項又は第六項の規定に違反して、情報管理センターへの報告を行わず、又は虚偽の報告を行ったフロン類回収業者

三　第八十一条第七項から第九項までの規定に違反して、情報管理センターへの報告を行わず、又は虚偽の報告を行った解体業者

四　第八十一条第十項から第十二項までの規定に違反して、情報管理センターへの報告を行わず、又は虚偽の報告を行った破砕業者

（許可等に関する意見聴取）

第百二十五条　都道府県知事は、第六十条第一項又は第六十七条第一項の許可をしようとするときは、第六十二条第一項第二号ヘからヌまでに該当する事由（同号ト、チ及びヌに該当する事由にあっては、同号ヘに係るものに限る。次項及び次条において同じ。）の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くものとする。

2　都道府県知事は、第六十六条（第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）による処分をしようとするときは、第六十二条第一項第二号ヘからヌまでに該当する事由の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

（都道府県知事への意見）

第百二十六条　警視総監又は道府県警察本部長は、解体業者又は破砕業者について、第六十二条第一項第二号ヘからヌまでに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、都道府県知事が当該解体業者又は破砕業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

（関係行政機関への照会等）

第百二十七条　都道府県知事は、第百二十五条に規定するもののほか、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

（再審査請求）

第百二十八条　この法律の規定により保健所を設置する市又は特別区の長がした処分（第百三十五条に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服のある者は、主務大臣に対して再審査請求をすることができる。

（再資源化により得られた物の利用義務）

第百二十九条　使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化により得られた物を利用することができる事業を行う者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）で定めるところにより、これを利用しなければならない。

2　自動車の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者は、資源の有効な利用の促進に関する法律で定めるところにより、その事業に係る自動車のうち使用済自動車となったもの又は当該自動車に係る解体自動車若しくは特定再資源化物品の再資源化を促進するための措置を講じなければならない。

（報告の徴収）

第百三十条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、関連事業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化の実施の状況に関し報告をさせることができる。

2　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項について、報告をさせることができる。

（報告の徴収）

第十九条　都道府県知事は、法第百三十条第一項の規定により、引取業者に対し、使用済自動車の引取り又は引渡しの実施の状況につき、引取り又は引渡しの方法、実績量及び委託に関する事項、移動報告の実施に関する事項その他引取り又は引渡しに関する事項に関し報告をさせることができる。

2　都道府県知事は、法第百三十条第一項の規定により、フロン類回収業者に対し、使用済自動車の引取り又は使用済自動車若しくはフロン類の引渡しの実施の状況につき、使用済自動車の引取りの方法、実績量及び委託に関する事項、引き取った使用済自動車に係るフロン類の回収の方法及び実績量に関する事項、使用済自動車又はフロン類の引渡しの方法、実績量及び委託に関する事項、移動報告の実施に関する事項その他引取り又は引渡しに関する事項に関し報告をさせることができる。

3　都道府県知事は、法第百三十条第一項の規定により、解体業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り、使用済自動車若しくは解体自動車若しくは指定回収物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化の実施の状況につき、使用済自動車又は解体自動車の引取りの方法、実績量及び委託に関する事項、引き取った使用済自動車若しくは解体自動車又は指定回収物品の引渡しの方法、実績量及び委託に関する事項、使用済自動車又は解体自動車の再資源化の方法及び実績量に関する事項、移動報告の実施に関する事項その他引取り若しくは引渡し又は再資源化に関する事項に関し報告をさせることができる。

4　都道府県知事は、法第百三十条第一項の規定により、破砕業者に対し、解体自動車破砕残さの引渡し又は解体自動車の再資源化の実施の状況につき、解体自動車の引取りの方法、実績量及び委託に関する事項、解体自動車又は自動車破砕残さの引渡しの方法、実績量及び委託に関する

3　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自動車製造業者等又はその委託を受けた者（第二十八条第二項第二号に規定する者である者に限る。次条第二項において同じ。）に対し、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等の実施の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第百三十一条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、関連事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（審議会の意見の聴取）

第百三十二条　主務大臣は、第十六条第

る事項、解体自動車の再資源化の方法及び実績量に関する事項、移動報告の実施に関する事項その他引取り若しくは引渡し又は再資源化に関する事項に関し報告をさせることができる。

5　主務大臣は、法第百三十条第三項の規定により、自動車製造業者等又はその委託を受けた者に対し、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等の実施の状況につき、引取りの方法、実績量及び委託に関する事項、引取基準の設定及び公表に関する事項、フロン類回収料金又は指定回収料金の設定、公表及び支払に関する事項、指定引取場所の設置及び位置の公表に関する事項、再資源化等の方法、実績量及び委託に関する事項、再資源化等に係る料金の設定及び公表に関する事項、フロン類の運搬の方法に関する事項、移動報告の実施に関する事項その他引取り又は再資源化等に関する事項に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第二十条　都道府県知事は、法第百三十一条第一項の規定により、その職員に、引取業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、使用済自動車の引取り又は引渡しをするための設備及びこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

2　都道府県知事は、法第百三十一条第一項の規定により、その職員に、フロン類回収業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、使用済自動車の引取り若しくは引渡し又はフロン類の回収若しくは引渡しをするための設備及びこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

3　都道府県知事は、法第百三十一条第一項の規定により、その職員に、解体業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し若しくは再資源化又は指定回収物品の回収若しくは引渡しに必要な行為をするための設備及びこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

4　都道府県知事は、法第百三十一条第一項の規定により、その職員に、破砕業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、解体自動車の引取り若しくは引渡し若しくは再資源化又は自動車破砕残さの引渡しに必要な行為をするための設備及びこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

5　主務大臣は、法第百三十一条第二項の規定により、その職員に、自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等に必要な行為をするための設備及び自動車の製造等を行うための設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

（身分を示す証明書）

第百四十条　法第百三十一条第三項に規定する証明書の様式は、様式第十三のとおりとする。

二項、第十八条第一項及び第五項並びに第二十五条第二項の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、産業構造審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならない。	（主務大臣等） 第百三十三条　この法律における主務大臣は、経済産業大臣及び環境大臣とする。 ２　この法律における主務省令は、経済産業大臣及び環境大臣の発する命令とする。	（権限の委任） 第百三十四条　第百三十条第三項及び第百三十一条第二項の規定による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。	（事務の区分） 第百三十五条　この法律の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 一　第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条、第六十三条第一項、第六十四条（第七十二条において準用する場合を含む。）、第六十六条（第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第六十七条第一項、第六十八条第一項、第六十九条（第七十条第二項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項、第七十一条第一項、第八十八条第四項から第六項まで、第九十条第一項及び第三項、第百二十五条並びに第百二十六条の規定により都道府県等が処理することとされている事務 二　第百三十条第一項及び第二項並びに第百三十一条第一項の規定により都道府県等が処理することとされている事務（第三章第三節及び第四節並びに第五章の規定の施行に関するものに限る。）	（経過措置） 第百三十六条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。
		（権限の委任） 第二十一条　法第百三十条第三項及び第百三十一条第二項の規定による経済産業大臣の権限は、自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。		

第八章　罰則 第百三十七条　第百二十二条第十一項の規定に違反して、使用済自動車一般廃棄物の運搬を他人に委託した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	第百三十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一　第四十二条第一項又は第五十三条第一項の登録を受けないで引取業又はフロン類回収業を行った者 二　不正の手段により第四十二条第一項又は第五十三条第一項の登録（第四十二条第二項又は第五十三条第二項の登録の更新を含む。）を受けた者 三　第五十一条第一項、第五十八条第一項又は第六十六条（第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した者 四　第六十条第一項又は第六十七条第一項の許可を受けないで解体業又は破砕業を行った者 五　不正の手段により第六十条第一項又は第六十七条第一項の許可（第六十条第二項又は第六十七条第二項の許可の更新を含む。）を受けた者 六　第七十条第一項の規定に違反して、破砕業を行った者 七　第百十八条の規定に違反した者	第百三十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 一　第十六条第五項（第十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者 二　第二十条第三項、第二十四条第三項、第二十六条第四項、第三十五条第二項、第三十八条第二項又は第九十条第三項若しくは第四項の規定による命令に違反した者	第百四十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一　第二十七条第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかった者 二　第四十六条第一項、第四十八条第一項（第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項、第六十条第一項、第六十四条（第七十二条において準用する場合を含む。）又は第七十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三　第百三十条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 四　第百三十一条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	第百四十一条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした資金管理法人、指定再資源化機関又は情報管理センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第九十六条（第百十三条及び第百二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の許可を受けないで、資金管理業務、再資源化等業務又は情報管理業務の全部を廃止したとき。
二　第百条（第百十三条及び第百二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
三　第百二条第一項（第百十三条及び第百二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
四　第百二条第一項（第百十三条及び第百二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第百四十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百三十七条、第百三十八条第一号から第六号まで、第百三十九条又は第百四十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第百四十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
一　第三十六条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者
二　第五十条（第五十九条において準用する場合を含む。）又は第六十五条（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定による標識を掲げない者

附　則

第一条（施行期日）　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十二条、第二十三条第四項、第二十四条、第二十八条から第三十条まで、第三十四条から第四十一条まで、第三章第三節及び第四節（第六十五条（第七十二条において準用する場合を含む。）を除く。）、第七十三条第四項（情報管理料金の認可に係る部分に限る。）、第五項、第六項（料金の認可に係る部分に限る。）及び第七項、第七十八条第三項（手数料の認可に係る部分に限る。）、第七十九条、第八十二条第三項及び第八十五条第四項（これらの規定中手数料の認可に係る部分に限る。）、第百二十二条第二項及び第三項並びに第八項から第十項まで（解体業者及び破砕業者に係る部分に限る。）、第百二十三条、第百二十五条、第百二十六条、第百三十条第一項及び第三項、第百三十一条、第百三十四条、第百三十八条第三号（第六十六条（第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）及び第四号から第六号まで、第百三十九条第二号（第二十四条第三項、第三十五条第二項及び第三十八条第二項に係る部分に限る。）、第百四十条第二号（第六十三条第一項、第六十四条（第七十二条において準用する場合を含む。）及び第七十一条第一項に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第百四十二条並びに第百四十三条第一号並びに附則第五条から第七条までの規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

二　第八条から第二十一条まで、第二十三条第一項から第三項まで、第二十五条から第二十七条まで、第三十一条から第三十三条まで、第三章第一節及び第二節、第六十五条（第七十二条において準用する場合を含む。）、第七十三条第一項から第三項まで、第四項（情報管理料金の認可に係る部分を除く。）及び第六項（料金の認可に係る部分を除く。）、第七十五条から第七十七条まで、第七十八条第一項、第二項及び第三項（手数料の認可に係る部分を除く。）、第五章（第八十二条第三項及び第八十五条第四項（これらの規定中手数料の認可に係る部分に限る。）を除く。）、第百二十一条、第百二十二条（第二項及び第三項並びに第八項から第十項まで（解体業者及び破砕業者に係る部分に限る。）を除く。）、第百二十四条、第百三十条第二項、第百三十七条、第百三十八条第一号、第二号及び第三号（第六十六条（第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）に係る部分を除く。）、第百三十九条第一号及び第二号（第二十四条第三項、第三十五条第二項及び第三十八条第二項に係る部分を除く。）、第百四十条第一号、第二号（第六十三条第一項、第六十四条（第七十二条において準用する場合を含む。）及び第七十一条第一項に係る部分を除く。）並びに第百四十三条第二号並びに附則第三条、第四条、第八条、第九条、第十五条、第十六条、第十八

附　則（平成十四年十二月二十日政令第三百八十九号）

第一条（施行期日）　この政令は、法の施行の日（平成十五年一月十一日）から施行する。

第二条（都知事が管理し、及び執行する事務）　法附則第十一条の政令で定める事務は、法第十九条、第二十条、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十四条第一項、同条第二項（法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条第一項、同条第二項（法第五十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条及び第四十八条第一項（これらの規定を法第五十九条において準用する場合を含む。）、第四十九条（法第五十九条において読み替えて準用する場合を含む。）、第五十一条第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、同条第二項（法第五十七条第三項において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項、同条第二項（法第五十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項及び第二項、第五十八条第一項、第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条、第六十三条第一項、第六十四条（法第七十二条において準用する場合を含む。）、第六十六条（法第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第六十七条第一項、第六十八条第一項、第六十九条（法第七十条第二項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項、第七十一条第一項、第八十八条第四項から第六項まで、第九十条第一項及び第三項、第百二十五条から第百二十七条まで、第百三十条第一項及び第二項並びに第百三十一条第一項並びに附則第五条第二項及び第六条第一項に規定する事務とする。

附　則（平成十五年七月二十五日政令第三百三十一号）

第一条（施行期日）　この政令は、使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。

第二条（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表百六の項の次に次のように加える。

百六の二　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第六十条第一項及び第二項の規定に基づく解体業の許可に関す	
1　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	七万八千円
2　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の規定に	七万円

附　則（平成十五年八月一日経済産業・環境省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成十五年八月五日経済産業・環境省令第六号）

この省令は、使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。

附　則（平成十五年八月八日経済産業・環境省令第七号）

この省令は、使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

条及び第十九条の規定　公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第七十四条及び附則第十条の規定　前号に掲げる規定の施行の日から起算して一月を経過した日

（適用）

第二条　第十条から第十八条まで、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条から第三十三条まで及び第八十一条から第八十九条までの規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に引取業者に引き渡された使用済自動車について適用する。

（引取業者の登録に関する経過措置）

第三条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に附則第十八条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「旧フロン類回収破壊法」という。）第二十五条第一項の都道府県知事（旧フロン類回収破壊法第八十条第四項の政令で定める市にあっては、市長）の登録（以下この条において「旧フロン類回収破壊法の第二種特定製品引取業者の登録」という。）を受けている者は、当該旧フロン類回収破壊法の第二種特定製品引取業者の登録に係る事業所につき、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は区長。次項において同じ。）がした第四十二条第一項の引取業者の登録を受けたものとみなす。

2　前項の規定により引取業者の登録を受けたものとみなされる者であって、同項の規定により、一の都道府県知事について二以上の登録を受けたものとみなされるものについては、当該二以上の登録を一の登録とみなして、この法律の規定を適用する。

3　前二項の規定により引取業者の登録を受けたものとみなされた者についてのの第四十二条第二項の規定の適用については、その者が旧フロン類回収破壊法の第二種特定製品引取業者の登録を受けた日（前項の規定により二以上の登録を一の登録とみなされた者にあっては、当該二以上の登録のうち最初の登録を受けた日）を同条第一項の引取業者の登録を受けた日とみなす。

（フロン類回収業者の登録に関する経過措置）

第四条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧フロン類回収破壊法第二十九条第一項の都道府県知事（旧フロン類回収破壊法第八十条第四項の政令で定める市にあっては、市長）の登録（以下この条において「旧フロン類回収破壊法の第二種フロン類回収業者の登録」という。）を受けている者は、当該旧フロン類回収破壊法の第二種フロン類回収業者の登録に係る事業所につき、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）がした第五十三条第一項のフロン類回収業者の登録を受けたものとみなす。

2　前項の規定によりフロン類回収業者の登録を受けたものとみなされる者であって、同項の規定により、一の都道府県知事について二以上の登録を受けたものとみなされるものについては、

る事務		
百六の三　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項及び第二項の規定に基づく破砕業の許可に関する事務	1　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	八万四千円
	2　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	七万七千円
百六の四　使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の規定に基づく破砕業の範囲の変更の許可の申請に対する審査		七万五千円
基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査		

附　則（平成十五年八月一日政令第三百四十六号）

（施行期日）

第一条　この政令は、使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　（略）

（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この政令の施行の日前に使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第十八条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第三十六条の規定により第二種特定製品引取業者に引き渡された第二種特定製品について、前条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の規定は、なおその効力を有する。

当該二以上の登録を一の登録とみなして、この法律の規定を適用する。

3　前二項の規定によりフロン類回収業者の登録を受けたものとみなされた者（次項に規定する者を除く。）については、その者が旧フロン類回収破壊法の第二種フロン類回収業者の登録を受けた日（前項の規定により二以上の登録を一の登録とみなされた者にあっては、当該二以上の登録のうち最初の登録を受けた日）を同条第一項のフロン類回収業者の登録を受けた日とみなす。

4　第一項及び第二項の規定によりフロン類回収業者の登録を受けたものとみなされた者であって、旧フロン類回収破壊法第三十二条第七項後段の規定による通知を受けた日から起算して三月を経過しないもの（当該通知を受けた日以後附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に旧フロン類回収破壊法第三十三条第一項において読み替えて準用する旧フロン類回収破壊法第十二条第一項の規定による更新を受けた者を除く。）についての第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「五年ごとに」とあるのは、「附則第十八条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第三十二条第七項後段の規定による通知を受けた日から起算して三月を経過する日までにその更新を受け、かつ、その更新の日以降五年ごとに」とする。

第五条　（解体業の許可等に関する経過措置）

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に廃棄物処理法第七条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第十四条の二第一項の許可を受けている者であって、解体業に該当する事業を行っているものは、同号に掲げる規定の施行の日から三月間は、第六十条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。

2　前項に規定する者は、同項に規定する期間内に、当該事業に係る第六十一条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出したときは、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日に解体業について第六十条第一項の許可を受けたものとみなす。

3　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に解体業に該当する事業を行っている者（第一項に規定する者を除く。）は、同号に掲げる規定の施行の日から三月を経過する日（その者がその日以前に第六十一条第一項の申請書を提出した場合にあっては、第六十条第一項の許可又は第六十二条第二項の規定による通知がある日）までの間は、第六十条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。

4　前項の規定により引き続き解体業に該当する事業を行うことができる場合においては、その者を当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた解体業者とみなして、この法律の規定（第六十五条を除く。）を適用する。

5　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、解体業者は、廃棄物処理法第七条第十四項及び第十四条第十四項の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しく

は一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

（破砕業の許可等に関する経過措置）

第六条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に廃棄物処理法第十四条第六項又は第十四条の二第一項の許可を受けている者であって、破砕業に該当する事業を行っているものは、同号に掲げる規定の施行の日から三月間は、第六十七条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。

2　前項に規定する者は、同項に規定する期間内に、当該事業に係る第六十八条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出したときは、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日に破砕業について第六十七条第一項の許可を受けたものとみなす。

3　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に破砕業に該当する事業を行っている者（第二項に規定する者を除く。）は、同号に掲げる規定の施行の日から三月を経過する日（その者がその日以前に第六十八条第一項の申請書を提出した場合にあっては、第六十七条第一項の許可又は第六十九条第二項の規定による通知がある日）までの間は、第六十七条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。

4　前項の規定により引き続き破砕業に該当する事業を行うことができる場合においては、その者を当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた破砕業者とみなして、この法律の規定（第七十二条において準用する第六十五条を除く。）を適用する。

5　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、破砕業者は、廃棄物処理法第十四条第十四項の規定の適用については、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者とみなす。

（再資源化等に係る料金の公表に関する経過措置）

第七条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に販売された自動車に関する第三十四条第一項及び第百八条第一項の規定の適用については、第三十四条第一項中「これを販売する時までに」とあり、及び第百八条第一項中「あらかじめ」とあるのは、「附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までに」とする。

（再資源化預託金等の預託に関する経過措置）

第八条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一月を経過した日（以下「基準日」という。）前に最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けた自動車に関する第七十三条第一項の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同条第一項中「最初の自動車登録ファイルへの登録（道路運送車両法第四条の規定による自動車登録ファイルへの登録をいう。以下同じ。）を受けるとき（同法第三条に規定する軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）にあっては当該自動車が最初の自動車検査証の交付（同法第六十条第一

項又は第七十一条第四項の規定による自動車検査証の交付をいう。以下同じ。）を受けるとき、同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車にあっては当該自動車が最初の車両番号の指定（同法第九十七条の三第一項の規定による車両番号の指定をいう。以下同じ。）を受けるとき）までに」とあるのは、「基準日以後における最初の自動車検査証の返付を受けるとき（当該自動車検査証の返付よりも前に基準日以後における最初の自動車登録又は最初の自動車検査証の交付を受ける自動車にあっては、当該自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付を受けるとき）までに」とする。

2　基準日前に最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けた自動車が基準日以後における最初の自動車登録ファイルへの登録若しくは最初の自動車検査証の交付を受けるよりも前に使用済自動車として引取業者に引き渡される場合における第七十三条第一項の規定の適用については、同項中「当該自動車が最初の自動車登録ファイルへの登録（道路運送車両法第四条の規定による自動車登録ファイルへの登録をいう。以下同じ。）を受けるとき（同法第三条に規定する軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）にあっては当該自動車が最初の自動車検査証の交付（同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定による自動車検査証の交付をいう。以下同じ。）を受けるとき、同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車にあっては当該自動車が最初の車両番号の指定（同法第九十七条の三第一項の規定による車両番号の指定をいう。以下同じ。）を受けるとき）までに」とあるのは、「当該自動車を使用済自動車として引取業者に引き渡すときまでに」とする。

第九条　基準日前に最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けた自動車に関する第七十三条第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付若しくは最初の車両番号の指定を受けた後に」とあるのは、「基準日以後における最初の自動車検査証の返付又は最初の自動車登録ファイルへの登録若しくは最初の自動車検査証の交付を受けた後に」とする。

（預託証明書の提示に関する経過措置）

第十条　基準日前に最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けた自動車について、基準日から起算して三年を経過する日までの間に自動車検査証の返付又は自動車登録ファイルへの登録若しくは自動車検査証の交付を受けようとする者は、国土交通大臣等に対して、預託証明書を提示しなければならない。

2　国土交通大臣等は、前項の自動車検査証の返付又は自動車登録ファイルへの登録若しくは自動車検査証の交付をしないときは、預託証明書の提示がないときは、前項の自動車検査証の返付又は自動車登録ファイルへの登録若しくは自動車検査証の交付をしないものとする。

（特別区の長の事務に関する経過措置）

第十一条　この法律の規定により特別区

の長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都知事が管理し、及び執行するものとする。

（フロン類の破壊の定義に関する経過措置）

第十二条　この法律の施行の日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第二条第十項の規定の適用については、同項中「第三十三条第三項」とあるのは、「第五十二条第二項」とする。

（検討）

第十三条　政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第十四条　（略）

（租税特別措置法の一部改正）

第十五条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第九十条の十一」を「―第九十条の十二」に改める。

第六章第三節の四中第九十条の十一の次に次の一条を加える。

（使用済自動車に係る自動車重量税の還付）

第九十条の十二　自動車検査証の交付等を受けた自動車のうち、自動車検査証の交付等を受けた際に当該自動車検査証に記載された有効期間の満了する日前に使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十一項に規定する引取業者に引き渡された同条第二項に規定する使用済自動車（以下この条において「使用済自動車」という。）であつて、解体されたものとして政令で定めるものについては、当該自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を、当該使用済自動車を同法第八条の規定により当該引取業者に引き渡した者（以下この条において「所有者」という。）に（当該使用済自動車の所有者が当該使用済自動車に係る自動車重量税の納税者でない場合にあつては、当該使用済自動車につき当該使用済自動車の所有者が当該自動車重量税を納付したものとみなして、当該使用済自動車の所有者に）還付する。

2　前項の規定により同項の還付金の還付を受けようとする使用済自動車の所有者は、政令で定める事項を記載した申請書を、政令で定めるところにより、国土交通大臣等（自動車重量税法第十条に規定する国土交通大臣等をいう。）を経由して、政令で定める場所の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　前条の規定による改正後の租税特別措置法第九十条の十二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

以後に引取業者に引き渡された使用済自動車について適用する。

（環境基本法の一部改正）

第十七条　（略）

（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正）

第十八条　（略）

（フロン類回収破壊法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に旧フロン類回収破壊法第三十六条の規定により第二種特定製品引取業者に引き渡された第二種特定製品については、旧フロン類回収破壊法第二十九条から第三十四条まで、第三十七条から第四十三条まで、第五十二条から第五十五条まで、第五十七条から第六十四条まで、第七十条から第七十四条まで、第七十九条及び第八十条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正）

第二十条　（略）

（経済産業省設置法の一部改正）

第二十一条　（略）

（罰則に関する経過措置）

第二十二条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十三条　附則第二条から第十二条まで、第十六条、第十九条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

様式第一（第四十六条関係）

引取業者登録／登録の更新申請書

※登録番号	
※登録年月日	

年　　月　　日

都道府県知事
（市長）　　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第４３条第１項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）		
	(ふりがな) 氏　名	役職名
法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）		
	(ふりがな) 氏　名	
	住　所	（郵便番号） 電話番号
事業所の名称及び所在地		
	名　称	
	所在地	（郵便番号） 電話番号

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第二（第四十八条関係）

引取業者変更届出書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿
（市長）

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　　月　　日付け第　　号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第４６条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

各様式の配置は次のとおり。

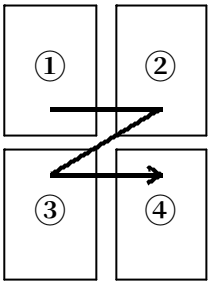

様式第三（第五十条関係）

フロン類回収業者登録／登録の更新申請書

※登録番号	
※登録年月日	

年　　月　　日

都道府県知事　　殿
（市長）

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５４条第１項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）		
	(ふりがな) 氏　名	役職名
法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）		
	(ふりがな) 氏　名	
	住　所	（郵便番号） 電話番号
事業所の名称及び所在地		
	名　称	
	所在地	（郵便番号） 電話番号

回収しようとするフロン類の種類		
ＣＦＣ		
ＨＦＣ		

フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能　　力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
ＣＦＣ用	台	台
ＨＦＣ用	台	台
ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用	台	台

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
３　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿
（市長）

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　　月　　日付け第　　号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第５７条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第五（第五十五条関係）

解体業 許可 / 許可の更新 申請書

※許可番号	
※許可年月日	

年　　月　　日

都道府県知事　　殿
（市長）

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第６１条第１項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名　称		
所在地	（郵便番号） 電話番号	
事業の用に供する施設の概要		
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	役職名	住　　所

令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	役職名	住　　所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	住　　所

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

（ふりがな） 氏名又は名称	住　　所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項	
使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

備考　１　△印の欄は、記入しないこと。
２　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
３　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
４　「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
５　「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
６　「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
７　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
８　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第六（第五十六条関係）

許可番号

解体業許可証

住　所

氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

使用済自動車の再資源化等に関する法律第６０条第１項の許可を受けた者であることを証する。

都道府県知事　　印
（市長）

許 可 の 年 月 日　　年　　月　　日
許可の有効年月日　　年　　月　　日

１．許可の更新の状況
年　　月　　日

２．別に受けた許可に係る許可証の提出の有無　　有・無

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第七（第五十八条関係）

解体業変更届出書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿
（市長）

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　　月　　日付け第　　号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第６３条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第八（第六十条関係）

破砕業 許可／許可の更新 申請書

※許可番号	
※許可年月日	

年　　月　　日

都道府県知事
（市長）　　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第６８条第１項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

事業の範囲		
事業所の名称及び所在地		
名　称		
所在地	（郵便番号） 電話番号	
事業の用に供する施設の概要		
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　号	
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）

破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	役職名	住　　所

令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	役職名	住　　所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	住　　所

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

（ふりがな） 氏名又は名称	住　　所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項	
解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

備考　1　△印の欄は、記入しないこと。
2　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
3　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
4　「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
5　「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
6　「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
7　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
8　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第九（第六十一条関係）

許可番号

破砕業許可証

住　所

氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　使用済自動車の再資源化等に関する法律第６７条第１項の許可を受けた者であることを証する。

都道府県知事　　印
（市長）

許 可 の 年 月 日　　年　　月　　日
許可の有効年月日　　年　　月　　日

１．事業の範囲

２．許可の更新又は変更の状況
　　年　　月　　日　　（内容）

３．別に受けた許可に係る許可証の提出の有無　　有・無

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第十（第六十三条関係）

破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿
（市長）

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第７０条第１項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　号
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る破砕業の用に供する施設の概要	
当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　号
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	役職名	住　　所

令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	役職名	住　　所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	住　　所

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

（ふりがな） 氏名又は名称	住　　所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項	
解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

備考　１　△印の欄は、記入しないこと。
２　「変更に係る破砕業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
３　「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
４　「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
５　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
６　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第十一（第六十四条関係）

破砕業変更届出書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿
（市長）

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　　月　　日付け第　　号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第７１条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第十二（第百二十一条、第百三十二条、第百三十八条関係）

120ミリメートル

八十ミリメートル

写真ちょう付

経済産業省
環境省　印

第　号

所属庁

氏　名

生年月日

使用済自動車の再資源化等に関する法律第百二条第二項（同法第百十三条及び第百二十条において準用する場合を含む。）の規定による証明書

年　月　日交付

経済産業大臣
環境大臣

印

（表　面）

この証明書を携帯する者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

使用済自動車の再資源化等に関する法律抜すい

（報告及び立入検査）

第百二条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、資金管理法人に対し、資金管理業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、資金管理法人の事務所に立ち入り、資金管理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（準用）

第百十三条　第九十二条第二項から第四項まで、第九十六条、第百条から第百三条まで並びに第百四条第一項及び第二項の規定は、指定再資源化機関について準用する。この場合において、第九十六条、第百条、第百二条第一項、第百三条及び第百四条第一項第一号中「資金管理業務」とあるのは「再資源化等業務」と、第百一条中「第九十四条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程に違反する行為をしたとき、又は資金管理業務」とあるのは「第百十七条第一項の認可を受けた同項に規定する情報管理業務規程に違反する行為をしたとき、又は情報管理業務」と読み替えるものとする。

（準用）

第百二十条　第九十二条第二項から第四項まで、第九十六条、第百条から第百三条まで、第百十条及び第百十一条の規定は、情報管理センターについて準用する。この場合において、第九十六条、第百条、第百二条第一項及び第百三条中「資金管理業務」とあり、第百十条中「再資源化等業務」とあり、並びに第百十一条中「第百六条第二号から第五号までに掲げる業務」とあるのは「情報管理業務」と、第百一条中「第九十四条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程に違反する行為をしたとき、又は資金管理業務」とあるのは「第百十七条第一項の認可を受けた同項に規定する情報管理業務規程に違反する行為をしたとき、又は情報管理業務」と読み替えるものとする。

様式第十三（第百四十条関係）

120ミリメートル

八十ミリメートル

（表　面）

第　　号

所　属　庁

氏　　名

生年月日

使用済自動車の再資源化等に関する法律第百三十一条第三項の規定による証明書

年　　月　　日交付

経済産業大臣
環　境　大　臣
（都道府県知事（市長））

印

写真ちょう付

経済産業省
環境　　印
（都道府県（市））

この証明書を携帯する者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

使用済自動車の再資源化等に関する法律抜すい

（立入検査）

第百三十一条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、関連事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（裏　面）

≪お問い合わせ先≫

○ 経 済 産 業 省 製 造 産 業 局 自 動 車 課
ＴＥＬ：０３－３５０１－１６９０
ＦＡＸ：０３－３５０１－６６９１
○環境省大臣官房廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ対策部企画課自動車ﾘｻｲｸﾙ対策室
ＴＥＬ：０３－５５０１－３１５３
ＦＡＸ：０３－３５９３－８２６２

※本資料の PDF ファイル及び審議会資料等については、
以下のＨＰにも掲載しておりますので、御覧下さい。
経済産業省：http://www.meti.go.jp/policy/automobile/index.html
環境省：http://www.env.go.jp/